

家なり。高良社の鳥居は元江野天満社のものなり。

彌榮神社(廢) 大字今市字高瀬第一〇七四番地に鎮座したりき。祭神素盞鳴尊。村社なり。境内八畝二十一歩。明治二十年頃、同大字鎮座小宮を本社に合祀す。同四十三年本社は大宮神社に合祀せらる。明治四十年九月二十一日合祀認可。次の産土八幡兩社亦同じ。

小宮(廢) 大字今市字前脇第一一二七番地に鎮座したりき。祭神菅原道真なり。明治二十年頃に彌榮神社に合祀せらる。社址面積は今確實に知り難けれども、約一畝歩許ありき。

産土神社(廢) 大字千林字一の絶間第一三三三番地に鎮座したりき。祭神は大國主神、事代主神なり。但從來は村民は三十番神と稱せり。延享二年四月の千林村宗門改帳にも「三十番神、氏神」とあり。明治の初年、神體調査の時、同神は大黒天惠比須神らしきとて大國主神、事代主神と定められたるなり。同神體は同大字の仲野藤左衛門、山本久左衛門兩家の祖先兩人、京都に赴き、吉田家より受け來りたるなりと(年代不詳)云ふ。明治四十三年大宮神社に合祀せらる。社址面積二百四十五坪なり。清水村貝脇村民は本社の子なりき。

八幡神社(廢) 大字森小路字森第七〇〇番地に鎮座したりき。祭神應神天皇。明治四十三年、大宮神社に合祀せらる。社址面積二百三十六坪六合あり。

眞光寺 大字千林字寺内第一四〇八番地にあり。眞宗本派西本願寺末に屬す。高瀬山と稱す。本尊阿彌陀如來。文明九年の草創にして、開基は法順といふ、馬場の人治右衛門なり。元和九年、專宗寺と稱し、寶永七年眞光寺と改む。明治初年まで興正寺派に屬せしが、眞宗本派に改宗せり。境内民有地四百三十九坪。建物は本堂七間四面、紫宸殿造、庫裡四十八坪二階建、其他鐘樓六坪座敷十二坪門二坪等あり。寶物には見眞大師名號、慧燈大師畫像を藏す。檀家百三戸あり。

正嚴寺 大字森小路字森第六七五番地に在り。眞宗大谷派東本願寺末に屬す。高木山と號す。本尊阿彌陀如來。明應四年百姓高木九郎左衛門の一建立なり。嘗て豊臣秀吉休憩せしと云ふ。又寺内に道場宗念寺在りしが、明治初年廢絶す。境内民有地三百五十坪建物は本堂七間四面紫宸殿造瓦葺、庫裡五十五坪木造瓦葺、鐘樓五坪等あり。檀家六十戸。

淨願寺 大字今市字前脇第一〇九八番地に在り。眞宗本派西本願寺末に屬す。日光山と稱す。永正七年七月の草創にして、開基僧淨空なり。境内民有地百五十坪、本堂<sup>三十坪</sup>庫裡<sup>十五坪</sup>あり。

善立寺 大字南島字里第一一七番地に在り。眞宗本派西本願寺末に屬す。佛照山と稱す。本尊阿彌陀如來。天文二十三年の草創にして、開基は僧周道なり。境内八十二坪、大字南島共有地なり。本堂<sup>十一坪</sup>庫裡<sup>五坪</sup>に茅葺あり。檀家二十七戸。

金光教森小路教會所 大字森小路字森第六三九番地に在り。明治四十四年十一月廿七日設置認可を受く。元第六五〇番地に在り、大正二年六月九日、現地に移轉す。設置と同時に近藤頼三、教師とし



て來り、移轉と同時に轉任、森野寅吉、後任として來り、大正七年八月、寺田幾太郎之に代る。

### 第五 名所、舊蹟

明治天皇御駐輦址 大字南島字貝脇第六四二番地に在り。明治元年三月、天皇大阪に行幸あり、津村別院を行在所とし、大阪城より天保山の末まで御巡覽の事あり。その時同月二十三日此に御駐輦あらせられたり。此事舊關目村庄屋岡本丈五郎所藏文書に見えたるより、同人及地主岡田富三郎の二人相謀り、村長久保田彌三郎、其他有志の賛成を得て、大正二年二月、此に碑を建て、六月六日除幕式を舉行せり。碑面の明治天皇御駐輦之跡の九字は衆議院議長大岡育造筆、碑陰の記は天王寺師範學校囑託桑山國五郎の撰なり。碑、總長一丈五尺、臺石は自然石にて高四尺に積み、上に碑石を立つ碑石高九尺五寸、幅五尺、重量四千貫、自然石にして小豆嶋の産なり。建設費壹千五百五拾圓、保存基金壹百圓、基金利子を以て保存費に充つ、不足の時は發起人二名にて負擔す。(當時此に「西利」と稱せし旗亭あり、その敷地に二間四面の御休憩所を急造し奉る。後關目村に賜ふ。その敷地の北半は京阪電鐵の敷地となり、南半は今の境地なり。或云、眞の御休憩所は南島宮サデの京街道に沿へる所なりと。)碑陰記左の如し。

慶應四年三月二十三日、明治天皇幸浪華。路過東成郡古市村。駐輦南島。以舊田時。其地今屬村民岡田富三郎之有。富三郎控權弗禁。詢及今不表出之。則恐至後人或不辨其爲名迹。詢諸其友岡田丈五郎曰。是聖朝一時之盛事。而岡田村萬世之光榮也。宜建碑以永傳其光榮。而使村中子弟及旅過此地者。敬拜以仰聖德。不亦可乎。富三郎大喜。乃與同志相謀。請官獻以地建此碑。請衆議院議長大岡育造記其表。使余記其陰。余美其舉不顧不文。謹記其盛事。

大正二年六月

桑山良撰并書

此時禁裏修理職より本村近傍に對し、扈從諸侯の宿泊を命せり。千林にては庄屋久左衛門(字寺ノ内一四四八番地)、加藤遠江守の本陣を勤めたり。その令達左の如し。

内侍所御附

加藤能登守  
湖出伊勢守  
先拂  
池田攝津守  
市橋下總守  
加藤遠江守  
小條相模守  
備前侍從  
藤堂大學頭  
安藤主小將  
黒田下野守

土居村百姓 常右衛門

年寄 小兵衛

關目村  
江野村  
千林村南組  
南島村  
千林村北組  
上の辻村  
馬場村  
森小路



右の之通は間村々入口へ泊り札差出置く様可致候事

三月十九日

禁裏御修理職

土居村より關目村迄

村役人へ

尙々前書明後二十二日泊り相成は事泊り本陣相成は宛名相記早々守口宿みどり屋方へ持參可致尤も村々役人の名前相認め候事。

強頸絶間址 大字千林一の絶間これなり。絶間は堤の決潰せし址をいふなり。其址池となりて絶間池と稱したりしが、早くより水涸れたり。此地往古は河内茨田郡に屬せり。茨田堤は淀川の堤防なり。仁徳天皇十一年、茨田堤を築くに、二の絶間ありて築き難し。天皇、夢に武藏人強頸、河内人茨田連衫子を以て河伯を祭らば成らんとの神誨ありて、其人を覓め給ひて之を得給へり。その強頸の人柱となりし處、即この絶間なり。延寶七年の檢地帳に一のたへま、一の當麻などあり。一絶間に續きて南に字大池あり、皆この絶間の址なり。(今の千林小學校其址に當れば、大正五年三月、同校前庭に「強頸絶間之址」と勒したる碑を立てたり。)衫子絶間は一に二の絶間と稱す、今北河内郡友呂岐村大字太間是なり。

〔日本書紀〕 仁徳天皇十一年冬十月、將防北河之滂、以築茨田堤、是時有兩處之斷間、乃埴難塞、時天皇夢、有神誨之曰、武藏人強頸、河内人茨田連衫子二人以祭於河伯、必獲塞、則竟二人而得之、因以禱于河神、爰強頸、泣悲之没水而死、其堤成焉、唯衫子取全埴兩箇、臨于難塞水、乃取兩箇埴、投於水中、請之曰、河神崇之、以吾爲幣、是以今

吾來也、必欣得我者、沈是埴而不令泛、則吾知前神、親人水中、若不得沈埴者、自知爲神、何能亡吾身、是於颯風忽起、引埴没水、埴轉浪上而不沈、則滂々汎以潰流、是以衫子雖不死而其堤且成也、是因衫子之誓、其身非亡耳故時人號其兩處、曰強頸斷間、衫子斷間也、

〔天木集〕

あふ事はたえまの池のかきつばたへたつる中となりやしゆらん。

〔良玉集〕

戀ひておつる涙もつもるかなあはぬ絶間の池さなるらん。

六條院宣旨

常陸

藥園址 今詳ならず。〔大同類聚方〕平城天皇<sup>フツチ</sup>布累致藥、東生郡古市大戸麻呂傳方也。古市郷には往古戸麻呂等の藥園在りしなるべし。今市藥種今は絶えたれども徳川時代には名産たり。往古藥園の遺れるなるべし。〔攝陽群談〕に曰、今市藥種、東生郡今市村の土人所商之也、尤も田圃に於て和藥種を作れり。是則往古の藥園子、今相傳の所傳たり。と。

關目の一里松址 大字南島字サデに在り。地は板並町大字關目に接す、故に關目の一里松と稱す。子守歌、手毬歌にて名高し。本村森小路より京街道を大阪に到る間を七曲りと稱す、街道の曲折七回あるが爲の名なり。豊太閤が敵の數を讀むに便なるやうに作れるものなりと傳へらる。關目堺の七曲りは電鐵の爲め其形亂れたり。その處の關目の須佐男神社と相對して、小高き丘に一本の古松ありき。是一里松なり。大阪より一里あるが故に一里松と稱す。延寶の〔檢地帳〕に一里山とあるも是



なり。明治六七年頃より丘を崩し始め、古松も枯れて今は全く其址を止めず。(此處より約一里の守口に一里松現存す)この七曲り道は元幅一間半なりしを、明治四五年頃、三間に改修し、曲道も直道となれり。其時路傍より人骨を發掘せり。今日にても掘れば發見すと稱せらる。是路殍を其ま道傍に埋葬したるに因るなり。

道しるべ石 京街道の野崎街道分岐點に在り、建設年代等詳ならず。其南面には右今市・千林・具臨・上の辻馬場・別所・般若寺・寺方小高瀬・大枝・橋波 西面には左、京みち、願主龜屋木一郎九一郎とあり。

木犀の陣屋 大字森小路字森淺田龍夫の家を云ふ。その庭園に木犀三本在り、大なるは周圍七尺四寸中なるは同六尺一寸、小なるは同四尺六寸なり。現在大なるは將に枯死せんとす。盛花の時は風の方角によりて野江、關目の邊まで芳香を放つとぞ。徳川將軍家茂が京街道通過の際、この木犀を愛で淺田家に宿れり。これより京街道通過の諸大名は、守口の宿をわざ／＼淺田方に移して木犀を賞したりと云ふ。而して諸侯中始めてこれを賞したるは岡山侯なりきと云ふ。淺田方は森小路の庄屋を勤めたるより、是より木犀陣屋又は木犀の庄屋として江戸まで名ありしなり。

### 第六 舊家及人物

岡島氏 遠祖は源頼朝の侍醫頭にして、源家の正統絶ゆるに及び、南河内道明寺に來り、後數代を経て東成郡千林村に居を構へ、荒蕪地を開拓して肥田を得たり。延享の頃祖先作左衛門、庄屋を勤む寶曆年間より天保年間に至る間に千島、恩加島等、大阪市西區木津川より尻無川に至る約五百町歩の新田を開拓せり。千島新田の元祖嘉平次、天明年間千島新田に移轉し、其子孫今天王寺小宮町第五三六九番地に住居す。當主嘉平次、明治三十二年十二月七日、大阪市築港費として金壹萬五千圓を寄附し、賞勳局より金壹壹組を下賜せらる。(「大阪府誌」「西成郡誌」參照)

〔系圖〕



仲野氏(古市村大字千林) 仲野市左衛門家は延寶の檢地帳に見ゆる地主にして、其の一族に勸助家、



茂七家あり。仲野家は其祖、今の城北村毛馬より移住せしといふ。京都大谷に墓地を有する名家なり。市左衛門家は享和年間千林村北組庄屋を勤む。仁徳帝宮居瓦、法隆寺の瓦其他十六菊の瓦等貴重なる瓦を藏す。

右の外仲野姓に藤左衛門家、小兵衛家あり、何れも庄屋筋の舊家なり。

山本氏(古市村大字千林) 山本家に久左衛門、久右衛門の兩家あり。別記岡島家、野口家と共に千林村の島開きとぞ。久左衛門家、寛政年間より明治年間迄千林村南組庄屋たり。慶應四年明治天皇御巡幸の御附加藤遠江守の本陣は同家なり。

野口氏(古市村大字千林) 野口長兵衛家は豊公時代の千林村庄屋にして、岡島・山本・高木諸氏と共に天満河内町淨蓮寺旦那なり。共に千林の島開きとの傳説あり。

徳永氏(古市村大字森小路) 徳永三右衛門家は森小路村の島開きとぞ。今所在不明なれども親族同姓藤右衛門家あり。最近大阪市にあり。中世三右衛門家に入夫せし原田氏は人皇六十二代村上天皇の後裔赤松氏の末孫なりとぞ。藤右衛門家に右詳細なる系圖、赤松氏肖像二、三原正宗作刀一、古文證四を藏す。右は原田家より三右衛門家、同家より藤右衛門家と次第に傳りしものなり。同姓に佐十郎家あり、代々年寄を勤めし舊家なり。

志水氏(古市村大字南島) 志水政信家の祖は播州<sup>ツル</sup>靄居城主志水越中守政榮なり。政榮嘉吉元年六月二

十六日、赤松滿祐、義教を弑する事に參加し、應仁二年十月三日卒す。後播磨國<sup>アサ</sup>栗安志村郷士となり、政信の父繁藏に至り、明治十七年南島に移住し來り今日に及ぶ。繁藏一名政平は南島村塾の塾主にして村教育の爲に盡す所ありき。

山田氏(古市村大字森小路二十番地) 森小路の今市に程近き所、京街道の西側に山田米吉(成功園)と稱し植木を商へる家あり。藤原鎌足の末裔とぞ。新五郎光房に至り山田を稱し源滿仲卿及頼光朝臣の郎徒たり。光房は藤原北家房前十一代の後裔にして、其末孫時秀に及び延元二年正月十八日南朝に參候。治部少丞左衛門少尉たり。秀吉時代の則元は能勢郷に隠れ後、京極家に仕ふ。其子則治多田郷の代官に任せらる。山田家に系圖と刀の由來書とを藏す。大正二年十一月十三日大阪府豊能郡細川村大字中川原九番地より現住所に轉居せり。

中村松五郎 大字千林の人なり、嘉永元年五月五日を以て生る。本名阪口松次郎と稱す。十二三歳の時大阪に出で、力士となり、小松山と名乗る。明治二十九年、中村部屋初代芝松の後を繼ぎ、今日に及ぶ。中村部屋の頭取として大阪有数の俠客なり。明治三十二年八月その戸籍を大阪に移せり。池口かつ 大字千林池口吉松の婦なり。貞婦の名あり。明治四十二年十一月、興風會之を表彰す。其表彰狀に曰、

大阪府東成郡古市村大字千林千三百九十四番地



勤 勉 貞 婦

池 口 か つ 女

安政三年正月九日

女は東成郡城北村小西字八氏の二女、明治十一年同郡古市村池口太七氏の長男吉松氏に嫁し、二男一女を擧ぐ。然るに同二十一年、夫吉松氏は鐵道工夫として肥前國佐賀に赴き、數年を経るも送金は勿論音信さてなく、只管夫の無情を歎くのみ。而して家には固より些の貯蓄であらざるのみか、特に足手纏ひの幼兒三人を抱へしこと、て、立働も思ふに任せず、爲に生計の資を得べき途なく、是を以て家計の困難其の極に達し、如何にするも母子四人の薄き粥をも口にする能はざるより、乃ち親戚にも譲り、三兒を携へ、頼り少なき夫を追ひ肥前に到れば、音信送金せざるも理なれ、仇し女と睦み暮し、無情にも貞節なる妻と子あるを忘れたるもの、如く、遠路訪れたる女を冷遇するも、女は只管忍耐柔順以て夫に事ふるにぞ、夫も遂に婦徳に感じ、夫妻相睦みて更に二子を擧げ、一家和樂にある中、同二十八年夫從事中過て負傷し、終に歿しぬ。時に年三十九。此に於て女の悲歎遣る方なかりしも、僅許りの貯へにて僅に送葬を終へ、泣々五人の兒女を携へ故郷に立歸ること、なりぬ。借借許りの資に依り、種々買と云へる慘めなる小商ひを營み、或は米搗き日稼等に雇はれ、五人の兒女を撫育し居たり。されば近隣故舊よりは此窮狀を見るに忍びず、或は家計の援けに後夫を迎へよ、或は兒女を里子に再嫁してはと、彼此勸むるものあるも一意婦道を守り夙夜勤勞、専ら子女の保育に努むること、永年一日の如く、今や其子女悉く母恩を體し、各自勤勉質素、爲に家宅を作り多額の貯金をなし、家計裕に、近郷、女の美行を嘆稱せざるものなしと謂ふ。女や窮乏艱苦に處して不撓不屈能く節操を守り、婦女の身を以て能く多數の子女を育成する等、實に男子も及ばざる行爲にして、其能く母たる任を竭し、貞淑以て身を持す、洵に殊勝とす、仍て興風會則第一條に依り、金一封を賜り、其の善行を表彰す。

明治四十二年十一月二十八日

興風會長 相 場 勲 次

第七 風 俗 附傳説

信 仰 一般に神道よりも淨土を好み、ことに眞宗を好む、全戸京都本願寺の信徒なりといふも過言にあらず。然れども眞の信者は少なくして唯單に「家に眞宗を有するのみ」といふ方が適當なるべし。また「宗教は年寄にのみ必要」との觀念を有する者あり、大正七年 月 日今市淨願寺住職河野通門正道佛教日曜學校を經營し、兒童の宗教心涵養に努力しつゝあり。稻荷下し、弘法大師禁厭を信する者本村及近村に多し、從て之を業となす者今市に在り。(稻荷下二戸禁厭一戸)。

遊 藝 一般住民の好尚。遊藝は村柄以上に進める方にして、以前上流にのみ流行せし謠曲・琴・生花等も明治四十三年、京阪電車開通後は猫も杓子も學ぶといふ有様なり。浪速節は一般に好まるる方なれども多くは下等社會に流行す。今古市村に於ける習學者を數字に現せば。琴五〇、三味線二五、尺八七、舞九、生花三五、抹茶七、謠曲五〇、琵琶三、ヴァキオリン五、ピアノ一、オルガン四なり。(右の内西洋音樂は主として郊外住宅者間に行はる)。

衣食住 衣。明治三十年代迄は自家製の綿布を用ひし者多かりしが四十年代より次第に買縞に變じ、明治四十三年京阪電車開通後、外來者の入込あり、都市の風潮に感染し、追々贅澤に傾き簡朴質素の風失せて農家の子弟も絹布を纏ひ貴金屬の裝身具を用ふる者多し。







最負	ヘーキ	新開	シンボン	矢張	ヤツバ	立派	ギツツ
の	オシロ	りぼん	ギオン	草鞋	フラン		ツツ
後	ンメ	一つづつ	トントン	左様です	ヨシ		ババ
み			ツツ		サライヤ		

殊に甚しきは一聞何を意味するかを解するに苦しむ語あり。即ち、シアンカヒエル（知らん顔して居る）グワイマツテグアイマ（御座います）イツコツシヨラン（行かない）の如し。其他畜類の卑稱にメ（奴）を附して猫メ犬メと呼ぶなど、或は滑稽に感じ或は奇異の思ひをなす。此の如きもの舉で數ふべからず。されど在來の土着者は移住者の爲に自ら都會風に感化されつゝあり。従つて言語の如きも漸次改良されつゝあり。

〔兒童慣用言〕 地口 ◎安部野街道（雨の街道）

◎ゴホゴマメ人參（お坊おまめに御成人）

長キ名 ◎かん／＼の久連斯基はきりす播磨の別當茶碗ちやらすけヶケの助。

◎かん／＼の久連斯相高入道播磨の別當萬里の頂上千里の山奥茶碗茶ら助ヶケの助。

◎毒限無／＼五劫の摺切海砂利水魚の水行末、雲行末風來末、食ふ處る所に住む所、やぶらこうじ、ぶらこうじ、ばいぼ／＼ばい長キ文句 ◎八幡の七曲り七まがり、にくひ七まがり、こな七まがりにくひ七まがり、今七まがり初めた。

◎内の猫は三毛猫で、隣の猫も三毛猫で向ひの猫も三毛猫で、三つ合せて三内の三猫は三三三毛猫。

◎お天王寺のお蓮池にお蛙がお三匹おさんしょうぼのやうなお目をむくなぞお目をむく、お目をむきたさにお目をむく。

◎高野の弘法大師の子だいて粉ひいてこの子の目に粉がはいつてこんどからこの子だいて粉ひこま。

◎私のけはんは皮けはんお前のけはんも皮けはん川の向ひでかへよまいか皮けはん。

◎三十三間堂の佛の数は三萬三千三百三十三體あるさいな。向ひの小溝に鯉一寸によりり。

◎庭の石竹根は引にきにくい。

◎高野の坊主が屏風に坊主の繪を書いた。

◎内の茶釜の茶釜に茶が無ふて隣の茶釜の茶釜に茶があつて。

◎隣の茶釜の茶釜の茶を取つて内の茶釜の茶釜の茶にしよう。

隣の屏風に坊主がよつてこの屏風に坊主がよらん。

隣の屏風の坊主を取つてこの屏風の坊にせう。

◎テレメンテーナ、ハオニンチュバーバー

ピントロヒヤウロテシリニコ ジャンジャン

イシウスインニスキニフクイニフクジャンイニヤ

インピースバーバー。

◎この様白めし百姓は麥めし燕虫食て餌食て口しぶい。（燕の鳴聲）

〔傳説〕 鬼女退治と榎並莊開發 森小路に、森・鬼女・高畑等の小字あり。このあたりは往昔榎の大本繁茂せり、この榎の中に鬼女の住みて、往還の人民を悩ますのみならず、恐れ多くも朝廷へ上る貢物をも奪ひしなど横暴甚しかりき。此に於て北面の侍橋氏等三十六人が勅許を蒙りて鬼女を誅討したり。其勸賞として榎木を伐採しこの地を開發せしむ。これより此の地の名主となりて天正年中迄領



有し居たり。これに因みて此地を榎並の莊とはいふなりと、城北村大字友淵舊村社の社記に見ゆ。社記の終りに「嘗元祿十二己卯年九月二十三日當村友居氏富島友雲軒主瑞峯道雪誌」と見ゆ。友淵の友末家(友居氏後友末氏と改む)及清水村大字貝脇の山口家はこの橋氏の末孫なりと。

朝日地藏尊 普通「森小路の地藏さん」と稱せり。極めて粗雑なる三尺位の石の坐像にして、前の香爐には明治四年七月今市淺田氏と刻せり。また額には「あらたかや朝日にむかふ地藏尊諸病の人ぞたすけたまふる」と書せり。此の地藏尊元現在の所に安置されありしが前記淺田藤右衛門庄屋の威力を以つて「今市の領分になりながら森小路の人々に祭らるゝは面白からず」とて今市なる小宮の地に移せり。(移轉の年月不詳。されど明治三年今市村の「宗門人別五人組帳」に「藤右衛門當年四十九歳」とあり、尙前後の關係より推察するに明治の少し以前の事ならんか)然るに地藏尊は獨りでに今市高瀬井路に轉げゆき、川を南に元の場所に流れ歸りしとの説あり。この故にや「森小路の地藏さんは勝手に逃げなざる」とか、「外はきらひで今の場所が好きだ」とか傳説せらる。この地藏尊は靈驗顯著にて、今福(東成郡鯉江町)の肥屋のさし子が舟押の邪まになるとて、楫で地藏尊の頭をなぐりしに間もなく死せりとぞ。又地藏の顔面の缺けたるも此の時ならんかと言ひ傳へ居れり。これは明治初年の事ならん。またこの地藏尊は御酒が好きでいくら酒を頭へ注ぎても皆飲み終るとか云へり。(思ふに前記「地藏尊が獨り場所を移りし云々」の事實は或は明治元年の水害の折水勢によりて運ば

れしにあらざるか)

平安寺 今市の北の町を平安寺町とも云ふ。昔この地に平安寺といふ他宗(眞宗以外の宗派の意)の寺ありき。この寺は何時の頃よりか滅亡せり。北の町一名平安寺町といふのはこれがためなり。この寺の屋敷を蟻屋敷といふ。そは蟻がこの寺の和尚を攻め殺したりとのことにより、かくは云ふなりと傳ふ。

きやうらん寺の址と莞筵佛 現今古市・清水兩村の學舎たる千林小學校の敷地(古市村大字千林字一の絶間)は強頸絶間の址として名高きが又きやうらん寺といふ古寺の址として口碑に傳はる。

西本願寺良如の時代なりしが、一の絶間第一二九三番地より大なる金佛掘り出されたり。この佛は莫産にて包みありきとて「莞筵佛」と稱し。千林の淨蓮寺門徒(淨蓮寺は天満河内町一丁目にあり)が大切に守り居たりしが在家に金佛のお守はならんとかにて本願寺へ納付せり。この金佛の代りとして本願寺より千林・今市の淨蓮寺門徒中へ「方便法身尊形」と巻物とを下附せられたり。千林の門徒中に今も其の尊形を莞筵佛として大切に守り居れり。其には「本願寺釋良如」と記されあり。巻物には雜行雜修の執心をすてて彌陀如來の悲願に歸すべきを教示せり。文末に「寛正二年」別に「延享三歳季冬上旬釋寂聽」天満淨蓮寺藏千林村・今市村門徒中」と記載しあり。前記金佛はきやうらん寺のにてはあらざるかと言はる。學校の直ぐ東方に天良之街道(清水村大字貝脇の小字名)といふ地名あり



金佛の出でし地は莞筵畑の地名(千林字一の絶間の部分名)によりて知ることを得。これらの事によりて傳説の事實に近きことを想像することを得べし。きやうらん寺は武藏の人強頸の冥福を祈るために切所の地に建てられしにあらざるか。又は鎌倉時代に建立せられし日蓮宗の寺院にはあらざるか。かくの如く想像する所以のものは學校の直ぐ西北にある千林村産土神社(但し明治四十三年古市村大字南島大宮神社に合併されし廢社)の祭神が日蓮宗にて祀る所の「三十番神」にてあればなり。千石船の帆柱の埋れる所 古市村内にて千石船の帆柱が埋りあるといふ所數所あり。即ち大字森小路字蒲生と、大字南島第四十六番地と猶其他にありと聞く。

前記蒲生は餘江町大字蒲生と名稱の起源を同じくせり。即ち蒲の生ずるに依りてこの名あり。森小路字蒲生は明治四五年の頃迄は猶蒲生せり。また古市村の耕地を少し深く掘れば、葎の根本の葉を見出すべし。これらの事より推して當地方の昔を知るべし。従ひて前記の「千石船の帆柱が埋れる所」どの理由を想像することを得べし。故老は一面の海または平流れなりし時に難船したる船の帆柱ならんと稱せり。

素焼の釜 大正六年五月頃大字今市第一一四四番地(舊大庄屋淺田方)の屋敷より土製の釜を發掘せり。釜は幾箇も重なりたりしが、地下より水湧きて悉掘出し兼たりと云ふ。釜の大きさは高さ口徑共に約一尺。素焼にして鍋墨の如きもの附着せる箇所あり。老人云、神社の湯を上げる釜ならん、昔時此邊に神社ありしならん云々と。傳説にあらざれども此に附載す。

## 第十四編 清水村

### 第一章 地理

依置及廣袤 郡の東北隅北河内郡守口町の南方に位置し、東は舊劔街道によりて北河内郡三郷村に接し、西は古市村に連り、南は榎本村に續き、北は野崎街道によりて北河内郡三郷村大字高瀬並に守口町大字土居に境し、舊淀川を隔て、西成郡に相對す。中央主幹部に於て大體方形をなし、西北隅及東南隅に各突出地帯を有す。面積百五十二町三反、即ち約〇、一方里あり。

地勢 平坦なる沃野にして全村海拔三、〇米より二、二米の間にあり地質は第四紀新層に屬し、稍濕潤なり。埴土の地ありと雖も大部分は肥沃の壤土に屬し、米麥菜種の栽培に適す。

區劃 本村を分ちて般若寺、別所、馬場、上ノ辻、貝脇の五大字とす。各大字に於ける小字名左の如し。

#### 大字般若寺

西ノ所	自 二八番	鳥頭堀	自 二九番	西寺垣内	自 五一番	東寺垣内	自 九四番
垣ノ内	自 二九番	山ノ下	自 二七番	南ノ口	自 二八番	樽木田	自 二九番
	至 一七番		至 一九番		至 二八番		至 二九番







久壽福 自一七九番 至一〇四番  
 十五町 自一〇五番 至一一五番  
 日 陽 自一一六番 至一六三番  
 片羽根 自一七四番 至一七七番  
 才 京 自一七八番 至一八二番  
 中久保 自一八三番 至一八四番

大字般若寺は村の東部に位す。本郷を通常般若寺又は西般若寺と稱し所在の小字を寺垣内と稱す。大字内の東部字垣の内方面を東般若寺又は東村若は貝鼻と呼ぶ。貝鼻は蓋し垣端ならんか。般若寺寺垣内、垣の内等の地名より察するに、昔般若寺と稱する寺院ありしならんか。地勢平坦にして幅員東西十二町四十間南北十町總反別三十四町五反九畝十三歩あり。東般若寺は皮多の居住地なり。世には世木の穢多と稱すと云。世木は北河内郡三郷村大字高瀬に屬す、地は東般若寺と相隣る。今より約三百年前、世木より此地に移り住したるなり。〔誓願寺寺址再興録〕に

元來當村之往古は隣村世木村領に住居候處、如何成謂哉、今は般若寺領分に移り申候、是は凡二百年餘已前相見へ申候、前書に通從來老人共より申傳候、有體奉申上候、以上、

文政十一年九月

攝州東成郡般若寺領皮多

興 治 右 衛 門 印  
 治 右 衛 門 印  
 儀 兵 衛 門 印  
 庄 右 衛 門 印  
 普 助 印

平田社左衛門様  
 田本甚左衛門様

大字別所は村の南部に位し他大字と離れて獨り耕地の中に所在す。大字名別の所の意か。村落所在の字を中川所と呼ぶ。地勢平坦にして幅員東西十二町四十間南北十町總反別二十九町六反十六歩あり。

大字馬場は村の中央に位す。馬場は馬驛の意なるべし。本大字は一に不燒寺と稱す、名稱の起因は宗教不燒寺條に詳なり。地勢平坦幅員東西十二町四十間南北十町總反別四十九町九反六畝六歩あり村落所在の字名を榎並と稱す。小字灰塚は舊名正原、西石田は舊名榛の木田、伊勢地の内八九二番以下は舊名水上と稱せり。又伊勢地は皇太神宮を祀りし地なり、上辻貝脇の同小字も同じ意味なるべし。

大字上の辻は馬場の西にありて馬場と共に村の中央を劃す。村落所在の字名を神の辻と稱す。大字名は之れに因めるか。村社八幡大神宮に關する書類が上の辻の舊庄屋家に比較的多く所藏せらるゝより案するに、昔この宮と何か特別の因縁にてもありしならん。

志水政信稿本〔古市郷誌〕に「強頸の絶間の切所の跡は今の千林小學校のある所が即ち是れである。其處の字は今も『一のタイム』と稱せられてゐる。而して今日其堤の切れ所らしい跡もない。けれども劔堤が上の辻から馬場、般若寺を経て遠く榎本村大字下の辻に彎曲して築かれてゐるのは絶間の







年次	戸口	人口數		本籍者數		出寄留數		入寄留數		結婚數	出生數	死亡數
		男	女	男	女	男	女	男	女			
明治三十八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治三十九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治四十年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治四十一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治四十二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治四十三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
明治四十四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正元年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 表中一不明

**交通**〔道路及軌道〕 本村の道路は國道一、縣道一、里道二あり。軌道は京阪電氣鐵道、本村大字貝脇を通過す。村内延長二二鎖なり。村内に停留所なし。最近に在るものは古市村の森小路停留所とす。

京街道(國道第二號線) 本村大字上ノ辻字伊勢地十三番地に於て北河内郡守口町界河の界より起り、西南に走りて大字貝脇字伊勢地二十五番地古市村界に終る。此間主要なる通過地は大字上ノ辻字伊勢地、大字貝脇字伊勢地の北端即ち舊淀川堤防上を東より西南に通過す。延長一町四十四間三分、幅三間。道路平坦にして國道の名に恥ぢず。東方國境に近き邊僅に緩傾斜をなす。

中高野街道(假定縣道) 大字般若寺字東寺垣内九十五番地兩國橋攝河の國境に起り、同村大字馬場字南中久保三百二十七番地龜井橋榎本村界里人の通稱分關に終る。大字般若寺及別所並に其耕地を北より南に走り、大體に於て本村立井路に沿ふ。延長十五町五十二間七分、幅九尺。道路平坦野通ひ又は人馬の通行稍繁し。されど京街道及野崎街道と比すべくもあらず。本道は明治三十六年の築造にかゝる。始め劔街道劔堤と稱する一等補助里道なりしが、大正三年七月より假定縣道となれり聞く所によれば通行比較的簡なる本道が假定縣道となりし所以のものは軍隊の行軍比較的繁きが爲なりと。又曰く前府會議員にして現榎本村長なる大橋房太郎の盡力によると。

野崎街道(府費補助里道) 大字貝脇字伊勢地二十二番地貝脇橋、古市村界に始り同村大字般若寺、東寺垣内九十四番地北河内郡三郷村界に終る。通過地點は清水村大字貝脇・上の辻・馬場・般若寺とす延長九町二十間、幅二間。道路平坦なるも修理常に充分ならず、雨後歩行困難を感ず。本道は西は城北村、東は遠く北河内郡四條村大字野崎及舊都奈良に達する道なる上、其沿道に部落多く従つて



交通極めて繁し。大正七年府費補助一〇二圓なり。

劔街道(里道) 本村般若寺字關目ヶ濱、榎本村々界に始り、大字上ノ辻字伊勢地、舊淀川堤に國道に合す。通過地點は大字般若寺・馬場・上ノ辻・貝脇なり。延長三十町二十三間、内九町四間は野崎街道と重複す。即ち本村に於ける野崎街道の大部分なり。道路平坦。交通は昔は繁かりしも、今は甚だ閑なり。本道は往古の京街道にして、紀州及河内の南方面の人が京に上る折通過せし街道にして又榎並莊の水圍堤たると共に攝河の國境をなす意味ある街道なり。同時に堤塘たり。此堤は元は榎本村放出までなりしが、寶永の治水以來同村大字下辻までとなれり。劔街道と稱する所以のものは吉野朝の昔、河内佐太來迎寺の開山誠阿が本深江村の法明寺の僧信徒等に劔をぬきて追ひかけられしに因むとの傳説あり。されど榎本村八劔神社に因れるなるべし。淀川堤と野崎街道との間を一にはいがらと稱す。ばいからは埋骸の意にて、強頸のなき骸を埋めし所ならんとの説あり。

以上の外小徑の主なるものに庄原道あり。本村大字馬場より馬場の墓地及大字別所の西方を通過して榎本村大字下ノ辻に達す。幅三尺長さ約二十町。本道は中高野街道開通前にこれに代るべき主要道路にして、今尚ほ牛道として人道として交通稍繁し。又清水新道は上清水橋南詰より貝脇橋北詰に達す。大正七年五月一日大字別所村民の手によりて開通せられたる新道なり。長さ三百六十間、幅一間半なり。

〔橋梁〕 府費補助橋梁左表の如し。

名稱	所在地	構造	延長	幅	備考
貝脇の橋	貝脇字浦河に在り野崎街道筋を立井路に架す	石橋	二間一尺	一間五尺	奈良朝時代行基の創設
兩國橋	般若寺字垣内に在り中高野街道筋を立井路に架す	土橋	二間五分	九尺	攝河兩國に架するによる明治三十六年中架設以下同じ
般若橋	般若寺字南口に在り中高野街道筋を南口井路に架す	土橋	一間五分	九尺	大字名に因む
上清水橋	別所字浦に在り中高野街道筋を立井路に架す	土橋	三間	九尺	村名に因む
正光橋	別所字中川所に在り中高野街道筋を無名井路に架す	土橋	二間	十三尺六寸	正光寺に因む
下清水橋	別所字灰塚に在り中高野街道筋を立井路に架す	土橋	二間	九尺	村名に因む
龜井橋	馬場字中久保に在り中高野街道筋を中久保井路に架す	土橋	一間五分	九尺	?

前記以外の橋梁数は十二あり

今市の渡し 渡し場は大字上ノ辻字伊勢地十一番地に在り。(淀川兩岸一覽)下り船之部下に『平田の渡し、攝州西成郡平太村より同東生郡今市村へ淀川をわたす舟渡しあり、今市のわたしとも云ふ、平太より大阪へ行程凡二里』とある渡しこれなり。淀川改修によりて今は河道北に移りて、明治三十六年頃より西成郡豊里村大字天王寺庄字平田より北岸なる同大字字野村へ渡ることとなり、元の



渡り筋には道路通せり。通常古市村今市の渡しとして知らるれども、實は本村上ノ辻にありしなり〔攝津志〕に『今市渡』とあるは淀川兩岸一覽に記す渡しなり。〔攝陽群談〕卷七、濟の部に『今市濟、西成郡三番村より東生郡今市村の堤に渉る處なり。一名三番村濟とも云へり』とあれども信じ難し三番と今市は對岸の位置より考ふるも、故老の言によるも渡しもありしともおぼへられず。

〔通信〕 本村には郵便局無し。郵便物の集配は日に二回餘江郵便局より之を爲す。各大字に一個宛投入函あり。古市村森小路停留場設置の郵便函を利用する者多し。電報は守口郵便局の區域に屬す。本村役場より左記郵便局への大略の里數。森小路郵便局へ約七町、守口郵便局へ約十二町、餘江郵便局へ約三十町。

水利〔水系〕 立井路 舊淀川筋大字上ノ辻村字伊勢地の下付樋門したつきより引水し大字馬場字中久保に於て大字上ノ辻・貝脇・馬場・別所を經、榎本村に入る。世人此處を分關ぶんせきといふ。延長、二十二町三十五間、幅二間。本村水路の本流なるを以て農通ひ、肥屋船等の交通繁く、田百三十八丁八反の用水に使用す。毎年夏村民井路の浚渫を行ふ。

日陽井路 古市村大字今市一〇二七番地及一〇三三番地の高腹樋門より入れる舊淀川の水は古市村を經て古市橋下流に至り本村に入る、これ日陽井路の起點にして、大字馬場字片羽根（古市村深田の池）に終る。通過地點は大字別所字西ノ所。大字馬場字十五町、日陽・片羽根・外ヶ崎等なり。延長八丁四十間、幅二間。本水路は古市村水路の本流にして交通繁し、田百三十八町八反餘の用水を供す。

久壽福（九十服）溝 大字貝脇字寺の街道に於て立井路より分岐し、大字貝脇・大字馬場字久壽福・西會根を過ぎ大字上ノ辻字才角にて長竹井路に入る。延長五町二十五間五分。幅一間。交通閑なり田百二十八町八反餘の用水を供す。

石田溝（一名土良とら）（虎）井路 大字上ノ辻の南方字蛙がま又（大字貝脇の）（小字なり）に於て立井路より分岐し、大字馬場字柳原・石田・土良・長竹等を經、馬場字長竹に於て長竹井路に入る。延長八町五十二間、幅一間。交通閑、田百三十八町八反餘の用水を補す。

西ノ方井路 大字馬場字烏頭堀うづほり、般若橋下に於て立井路より分岐北流し、大字般若寺字南口、寺垣内馬場字烏頭堀等を經、般若寺字寺垣内、兩國橋に至りて劔井路に入る。延長二町十四間、幅六尺。

大字般若寺及耕地に通ずる水路にして、立井路に次ぎ交通繁く、悪水を濁下し、或は用水を供す。東面井路 大字別所字伊勢崎上清水橋東方に於て立井路より分岐し、大字別所字伊勢崎・東面・般若寺字長そ・兼田等を經て松ノ尾井路に入る。延長六町、幅六尺、交通閑、悪水を濁下し或は用水を便す。

タッコ溝 大字別所字扇子田に於て松ノ尾井路より分岐し、大字別所字多々耕、木神田等を通過し、



字木神田に於て分關ぶんせきの井路に入る。延長八町三十二間、幅一間。交通閑、田百三十八町八反餘の用水を補給す。

松ノ尾井路 大字般若寺字竹ノ花(別所、田中半左衛門家の池)に於て立井路より分岐し、大字別所字東面・松ノ尾・扇子田・墓ノ下等を過ぎ、東流して劔井路に入る。延長七町三十八間。幅六尺。交通閑。悪水を濁下し或は用水に便す。

劔井路 大字般若寺字西ノ方、大字馬場の界に起り、劔堤つらつみに沿ひて字寺垣内・垣内・樽木田・長そ・本堤墓の下・松尾・柳切・茶屋・廻り戸・關目濱等の耕地を南下し、般若寺字關目濱に於て榎本村に入る。延長十六町七間。幅九尺。交通閑、悪水を濁下し、或は用水を便す。

〔池沼〕 本村にて最も大なる池を大字般若寺字垣の内百五十二番地に在る、垣かき内の池となす。今より約三百年前東般若寺の宅地築造の際、掘りしものにして半圓形をなし、周圍七十一間あり、水深は約一丈。水は微濁にしてアルカリ性反應を呈し、水草には浮草・くろも・きんぎよも等を生じ、鯉・鮒・鯰・其他雜魚棲息す。

〔堤塘〕 舊淀川堤、國道第二號路線(京街道)は本堤防上に在り。道路條參照。

劔堤、里道劔街道は本堤防上に在り。道路條參照。

〔樋管〕 本村大字上ノ辻字伊勢地第十一番地にあるを築留樋つとまりひ又俗に下付したつけの樋と稱す。木造にして長さ

百三十六尺三寸、幅上三尺六寸高さ二尺四寸あり。往古より存在す。但し現樋管は明治十年四月再築改造せり。蒙利地域は東九ヶ庄水利組合の耕地全部なり。榎並莊普通水利組合の管理に屬す。

〔水利組合〕 本村は將基島普通水利組合、榎並莊普通水利組合、淀、寢屋二川水害豫防組合等の組合下に屬す。右は何れも東成郡長の管理に屬す。右の外小なる組合に東九ヶ庄用悪水組合あり。この組合は鯰江町長の管理する所にして、本村の般若寺・別所・馬場・上ノ辻・貝脇の五大字と古市村今市千林の二大字、榎本村大字下ノ辻・鯰江町大字今福の九ヶ大字この組合に屬す。

官公衙 村役場 大字馬場九百八十八番地に在り。戸長役場時代より引續き大字般若寺七十二番地に設置せられたりしが、某年現位置に移轉せり。吏員は村長、助役、收入役各一名、書記二名、計五名なり。大正七年末現在。

清水村巡查駐在所 大字馬場字蛙又七十二番地に在り。今福警察署に屬し、清水村一圓を管轄區域とす。

## 第二 村 政

沿革 明治五年庄屋以下の諸役を廢し、各組毎に戸長、副戸長を置き、戸籍其他の事務を庄屋より戸長に引繼ぐ。明治十年九月番組廢さるゝに及び、戸長を三等戸長、副戸長を四等戸長と改稱す。



此の制度は明治十二年郡區町村編制法實施迄行はれたり。此の間事務は各戸長の自宅にて執務せり。此の制度中の村名呼稱の一例を擧ぐれば初め「大阪府東成郡第三區馬場村」と呼び後「第五大區三小區第九番組馬場村」と呼べり。當村の第三區若は第三小區と稱するは東成郡寢屋川以北の二十五ヶ村即ち榎並莊にして、其區長氏名をあぐれば蒲生村の秋岡伊兵衛、赤川村の小林某通稱伊勢屋、野江村の大西卯三郎の諸氏なり。

明治八年六月土地を検し「字一筆限地圖帳」を製し時の知事に報告す。此の地圖帳は現時役場使用のものなり。同十二年郡區町村編制法の實施を見るに及び現清水村五ヶ大字に一戸長を置き役場を般若寺七十二番地に設け「東成郡般若寺村外四ヶ村戸長役場」と稱したり。明治二十二年四月一日市町村制の實施により前記般若寺・別所・馬場・上ノ辻・貝脇の五ヶ村を以て「大阪府東成郡清水村」と稱し現今に及ぶ。その清水とは氏神石清水の社號に由る。

清水村舊各村庄屋

般若寺 元祿時代の庄屋を柏岡源右衛門とす。寛保以後平八、平兵衛(姓不詳)の名見え、天明年間より橋本忠兵衛家庄家たりしが、天保年間大變の亂に組して廢家となり、其後日下佐右衛門、奥谷七兵衛、北野五郎兵衛、柏岡善右衛門の順に就職して明治四年に及べり。

別所 延寶の檢地帳に今村九郎兵衛の名見え。橋本吉右衛門の庄屋は寶曆五年に及び、翌六年より明治四年迄田中平右衛門庄屋たり。但し享和年間田中茂右衛門相勤む。

文政年間庄屋東西に分れ、東組庄屋は代々田中平右衛門相勤め、西組は西口善右衛門、田中助右衛門、兩家交互に就職し、明治四年に及べり。

馬場 延寶年間以前の庄屋を畑中長右衛門とす、其後延寶以後明治に至る大體に於て瀧見平右衛門庄屋たり。其間に於ける他の庄屋を擧ぐれば寛保二年藤助、天明年間より文化年間まで北野勘右衛門、徳川の末世に中谷甚右衛門庄屋たり。上ノ辻 延寶七年井川市兵衛、元祿十三年吉田又兵衛、享保二十一年太兵衛、延享年間藤田七兵衛の名見ゆ。太兵衛家亡びて今なし、他の三家は交互に就職し、明治年間に及べり。貝脇 代々山口善三郎家庄屋たり、七兵衛、彌兵治、彦三郎等の名に於て古書に記さる。

戸長及村長表

戸長氏名	就任退職年月日	勤続年數	退職の理由	出身部落
柏岡善右衛門	自明治十二年 至明治十六年	四ヶ年		般若寺
山村清兵衛	自明治十七年 至明治十八年	一ヶ年		上の辻
柏岡善右衛門	自明治十八年 至明治二十年	二ヶ年		般若寺
阪口好之助	自明治二十年 至明治二十二年	二ヶ年		官選
村長氏名				
正木爲五郎	自明治二十二年六月二十五日 至明治二十五年十一月	三年三ヶ月	家事の都合	
上野嘉右衛門	自明治二十六年七月十三日 至明治三十四年七月十六日	八ヶ年	満期	
西口善右衛門	自明治三十四年十二月二十八日 至明治三十八年二月十三日	三ヶ年	家事の都合	



田中新五郎	自明治三十八年二月二十五日 至大正三年三月二十二日	九年一ヶ月	病氣の爲め
田中茂三郎	自大正三年五月十二日 至大正四年八月五日	一年三ヶ月	家事の都合
吉田五良兵衛	自大正四年十一月十二日 至現今		

村會 議員數は一級二級各六名計十二名<sup>大正七年現在</sup>なり。各議員選舉有權者數は左表の如し。

議員選舉有權者表

年 號	戸 數	有 權 者				村 會 議 員 數
		衆 議 員	府 會 議 員	郡 會 議 員	村 會 議 員	
明治三十五年	二二六	五七	七四	七四	七四	一一八
明治四十年	二四二	六一	七五	七五	七五	一二八
大正元年	三七七	五一	七四	七四	七四	一一七
大正五年	四二六	五五	七〇	七〇	七〇	一〇一
大正六年	四五二	五五	七〇	七〇	七〇	九九
大正七年	四七九	五四	七〇	七〇	七〇	九九

財政 本村の財政は他町村の例に漏れず、毎年事務繁劇となり、經費も亦毎年膨脹しつゝあり。されば村民が負擔力は餘裕ありや否や、近年納税の義務を怠るものあるを見る。最近に於ける公課の戸當負擔額を見るに、隣村古市村に比すれば小額の増加を示せり。其額左表の如し。

年 度	租 稅 負 擔			稅 額	一 戸 當	一 戸 入 當
	直 接 國 稅	直 接 村 稅	直 接 國 稅			
大正四年	四、三五一・〇〇〇	一、七九五・二五〇	四、〇七六・一六〇	四、七二二・七五〇	一一・〇八〇	二・二七〇
大正五年	四、五一一・四九〇	二、〇二九・〇八〇	四、七八〇・四一〇	五、〇三五・九四〇	一一・二四〇	二・四五〇
大正六年	四、三五一・〇〇〇	一、七九五・二五〇	四、〇七六・一六〇	四、七二二・七五〇	一一・〇八〇	二・二七〇

明治三十五年以降村歳入歳出表 (決算額)

年 度	戸 數	課 算 額	歳 出 決 算 額	一 戸 當 負 擔
明治三十五年	二二六	一、九〇四・四三五	一、八四三・八四一	七・八一三
明治三十六年度		六、〇三八・六四〇	五、九一〇・〇九二	
明治三十七年度		四、八八二・四四九	四、八一二・一三九	
明治三十八年度		一、七三二・一〇一	一、六五四・二一一	
明治三十九年度		二、〇一一・六三〇	一、九三七・四七〇	
明治四十年度	二四二	二、九七四・一〇六	二、八六八・八六〇	一一・八五四
明治四十一年度		三、六〇一・一七九	三、四七九・三七五	



明治四十二年度	三、〇七九、〇〇〇	二、九八〇、八八二
明治四十三年度	三、一二二、〇〇〇	二、九一二、八七二
明治四十四年度	四、六七七、〇〇〇	四、六六二、二〇八
大正元年度	四、五六七、〇〇〇	四、三三八、七九二
大正二年度	三、八五五、〇〇〇	三、六八七、八一〇
大正三年度	五、一七一、〇〇〇	五、〇八四、〇七八
大正四年度	四、七七七、〇〇〇	四、五五二、三九二
大正五年度	五、二八四、〇〇〇	四、九四二、〇六八
大正六年度	七、二五七、〇〇〇	未
大正七年度	八、〇一九、〇〇〇	決算
	四七九	一一、五九六
	四二六	
	四五二	
	三七七	
	一一、五〇七	

(備考) 大正七年度ハ豫算ノミナ記ス。物價騰貴及役場新築費並ニ避病舎組合費負擔金等ニヨリ豫算増加シタリ。

(附) 明治維新前の納税

舊村高(新檢即ち延寶七年檢地の結果による。)

般若寺 四百二十七石七斗五升五合

別所 三百七十五石二斗二升四合

馬場 七百五十五石三升

上ノ辻 百九十四石二斗三升

貝島 百四十五石四斗一升

石盛 (弘化三年)上ノ辻村明細帳所載、同村藤田倉次郎藏)

上田 一石五斗

中田 一石三斗

下田 一石

納租額、納租法、助郷等は古市村に同じ。(同村誌参照。)

屋敷 一石三斗

土手屋敷 四斗

基本財産 現在の町村基本財産(大正八年二月十日現在)は五分利附國庫債券十七枚金六五百五拾圓、勸業債券十枚金百四拾圓なり。その基本財産造成法は収益の爲にする町村の財産及基本財産より生ずる収入、不用品賣却代、過怠金、寄附金(特に使用の目的を定めたるものを除く)、督促手数料、戸籍手数料、町村制第九十三條に依り徴收する使用料及手数料、歳入出決算殘金二分ノ一以上。以上の収入によつて蓄積するものとす。

本村各大字の所有財産は左表の如し。

清水村各部落所有財産表 (大正八年二月十日現在)

種別	員數	所有地	所有區域	摘要
建物	三十八坪七合五勺	大字上ノ辻	大字上ノ辻	
宅地	六十五坪			
畑地	一反一畝二十二步			
田	七畝二十七步			
墓	一畝二十八步			
建物	五十二坪五合	大字別所	大字別所	
宅地	九十一坪			
畑地	一反八畝十七步			
墓地	一畝十六步			
建物	四十六坪七合五勺	大字馬場	大字馬場	



宅地	二百七十坪	大字	貝	脇
宅地	五反四畝二十九步	大字	般	若
宅地	一畝二十九步	大字	般	若
宅地	七十二坪二合五勺	大字	般	若
宅地	百九十坪	大字	般	若
宅地	一反九畝九步	大字	般	若
宅地	二畝步	大字	般	若
宅地	七畝二十三步	大字	貝	脇

衛生

汚物掃除は従来各衛生組合の事業なりしが、大正四年九月より府訓令に基き、村事業に歸せり。されど直接經營は多額の費用を要し、村財政にては所要の豫算を計上する餘地あらざれば、現今は人夫の請負とし、その費用は各戸に割當て毎月之を徴收しつゝあり。京阪電車開通後は各種傳染病の發生漸次著しからんとするより、消毒藥消毒用具一式を常備し、毎年一回乃至二回衛生談話會同活動寫眞會等を開催し、衛生思想を鼓吹しつゝあり。衛生組合は明治四十四年頃より組織し、汚物運搬車等必要の器具を設備し、傳染病發生時は勿論、平時と雖も既定の事項遂行に努力し、下水溝の浚渫は人夫を以てし、其成績漸次良好なり。經費は毎戸に之を課し、又村補助金を受けて支辨せり。避病舎は古市村と組合にて同村に設置せり。同村誌參照すべし。本村に於ける衛生に關する該營業者は醫師一名のみ。

大正元年以後の八種傳染病者は大正元年チフテリア一名、腸室扶斯一名、二年同上、四年疫痢一名五年赤痢一名、疑似コレラ二名、七年腸室扶斯三名なり。

飲用水 本村の飲用鑿井左表の如し。

鑿井分布表

大字名	鑿井		合	計	深		度		水		
	普通井	掘抜井			最	最	均	上	中	下	
貝脇	四	〇	四	四	一〇尺	五尺六	九尺五	二	二	〇	三
上辻	一	一	二	一五	一〇尺	五尺三	六尺二	三	二	〇	〇
馬場	一	一	二	一六	一〇尺	四尺〇	五尺八	一	一	三	三
別所	一	一	二	一六	一〇尺	四尺〇	五尺八	一	一	三	三
般若	一	一	二	一六	一〇尺	四尺二	六尺三	一	一	三	三
合計	五六	二〇	七八	五八	八尺三	五尺〇	六尺〇	九	三	六	一六

備考 水質検査ノ上ヨリスレバ適飲料井一個モ無シ。村民飲用ノ實際ニツキテ其儘飲用ノモノナラ上、濾過シテ飲用ノモノナラ中、飲用不能ノモノナラ下トシテ調査シタリ。

住民の大部分は河水を飲料に供す。大正五年度虎列拉流行以來、鑿井獎勵を爲し來りつゝありと雖も、未だ其數の増加著しからず。

舊農家にては大抵屋内に大なる水甕を有し、日出前井路水を汲置くの風習あり。接續村として比較



的發展の鈍きは飲料水不良も其一因なり。

兵 事 壯丁検査 毎年二月に壯丁の豫備検査を行ひ、引續き普通學科補習教育と術科豫習を行ふ。講師には分會長、學校教員、聯隊區附下士を聘す。又一方疾病の治療を奨勵す。大正元年以降壯丁検査成績左の如し。

年次	壯丁人員		格			不 合 格			猶豫	六現	無教 育者	疾者 患花柳病者	備 考
	甲	乙	一乙	二乙	計	丙	丁	戊					
大正元年	二二	三	四	一〇	一七	四	二		六				要員超過一
大正五年	一九	三	三	一〇	一四				一				一乙第一、
大正六年	一九	二	二	六	一一				一				二乙免二、
大正七年	一七	二	二	八	一二	五	八	五	六				

備考 二、三、四年不詳。

帝國在郷軍人會清水村分會 明治四十一年四月、清水村在郷軍人會を組織したりしが、帝國在郷軍人會の成立するに及んで今の分會に組織を變更せり。現在會員數九十八名、未教育補充兵も特別會員二十九名、基本金壹百參拾五圓、年經費約壹百圓を要す。(大正七年四月現在)

戰役戰病死者

故階級功	氏名	本籍	所屬部隊	戰病死地	戰傷病死因	月 日
陸軍歩兵上等兵	白江安次郎 明治十一年七月二十日	般若寺二四	歩兵八聯隊 第五中隊	清國遼陽附近 ニテ戰死	腹部貫通銃創 ヲ蒙リ即死	明治三十七年 九月三日
陸軍歩兵一等卒	柳原市松 明治十六年三月廿五日	馬場五八	歩兵八聯隊	清國遼陽兵站 病院ニテ病死	脚氣病	明治三十八年 十一月九日

消 防 消防組合は大字馬場の一部落にあるのみにして一村の消防組なし。明治四十四年二月、馬場部落内の豪農上原庄右衛門方火災に罹る。其際消防具のなきに感奮して、有志辻内龜吉等斡旋して時の部落總代瀧見九兵衛の助力を受け、寄附金を募り、消防具を買入れ、馬場消防組合を組織す。消防組合員は鎮守八幡神社祭典に出づる若者十五歳より二十五歳に至り終了するを以て、其の後の壯者より選抜して充員する者とせり、組頭辻内龜吉、山中安治郎にして其部下に小頭三人、ホース三人、鴛方七人、筒持三人、河太郎持三人、梯子持三人、計二十四人あり。(大正八年一月現在)事務は組頭二人にて之を處理す。經費は収入は馬場部落内の葬式及佛事の費用を儉約せしめ、之を其の各家の資産高見積により一等等より七等までに區別して一等を金七圓五拾錢とし、七等まで二割落の計算にて寄附せしめ、又火災救援の謝禮金、及篤志者の寄附金による。支出は實費支辨にして年額約金七拾圓なり。もし尙不足せし時は篤志者の寄附金を募りて補足し居れり。而して組合員全體は無報酬なり。大正七年度に於



て村經營に移さんことを謀りしも村會の容るゝ所とならざりき。

器具置場は大字馬場一番地、即ち字馬場部落所有地にして約四坪の建物なり。當消防組合設立以來清水村内の火災は僅かに二回に過ぎずと雖も、隣接町村の古市村、守口町等に救援せること數回あり。功勞者として辻内龜吉を推すべし。創立より今日まで献身的に勤勞せり。又消防員外にして北野健次郎の如きは創立當時より其組合組織の計畫より寄附金の勧誘經費の收支及總ての記録等一切の事務整理に任じ、以て今日に至れり。

火災は清水村部内に於て大正六年五月十七日(坪數一〇)、見積損害貳百圓)及七年六月三日(坪數二六・三)、見積損害貳千圓)の二回にて共に字上ノ辻にあり各一戸の焼失に過ぎず。

**教育及社會事業** 本村の小學校は古市村と組合を以て古市村大字千林に千林尋常高等小學校を設置す明治六年、始て小學校を設置してより以來、兩村相關係して以て今日に至れり。古市村教育項參照すべし。

**教育功勞者** 橋本甚左衛門(別所四百二十九番地)橋本甚左衛門(天保十四年生)は千林小學校創設當時より學校の周旋方なり、明治九年十月十九日大阪府より第五大區三小區第三番小學校世話掛を命ぜらる。當時般若寺、別所兩村就學兒童數の少きは兩村が學校所在地を去ること遠きに依るものとなし、柏岡善次郎と相圖り、般若寺村に第五大區三小區第九番小學校の設置に盡力し、明治十年五

月二十一日大阪府より同校世話掛の命を受く、十五年頃職を辭す。世話掛中無報酬にて日々學校に出で、我國普通教育の初期十ヶ年間、本村教育のため盡す所ありき。尙明治十二年より明治三十三年に至る二十餘年間、用掛として、或は村會議員として、直接間接に學校のため又は村教育のため盡力する所尠からず。

柏岡善次郎 大塩平八郎の亂に與せし般若寺村(東成郡清水村大字般若寺)柏岡傳七の子孫に柏岡善次郎あり。弘化元申辰年般若寺に生る、幼少の頃より學を好み、明治六年本校創設に際しては學校周旋方として盡力し、明治十年四月、般若寺に第五大區三小區第九番小學校分設に際しては、周旋方橋本甚左衛門と共に貢獻する所尠からず。第九番小學校開設後は周旋方を辭し、同校教師として居村の兒童育英の任に當る。明治十六年小學校合併後も引續き千林校及他校に於て永く國民教育の大任に當れり。

**清水村青年會** 大正二年十一月の創立なり。業の重なるものは夜學にして、其の他運動會、體育旅行村内道路の修繕並に河水の掃除、貯金事務の取扱等なり。大正五年十一月郡より優良青年會として表彰せらる。郡青年會の角力の優勝旗は本會の有に歸せり。現在會員百二十六名、(大正<sup>年</sup>月現在)七年度經費支出は百五拾六圓、内參拾圓は村費補助を受く。事務所は村役場内に置く。



第三 産業

本村は古來純農村なり、現今にありても猶農業は主要の産業なりとす。交通機關の發達に伴ひ、大阪市よりの移住者漸次増加し、之が爲め農作地は宅地として蠶食せらるゝと雖も、未だ小部分に過ぎず。商業はまた振はず、白米商人の、多少大阪府と取引する者等を以て相當の商人と見做すべき位なり。工業に於ては近年勃興の氣運に向ひたりと雖も、また未だ大工業者なし。僅に十名内外の職工を使役して莫大小或は貝卸の製造を爲す者一二あるのみ。住民中、自由業者其他職業不詳の者多數なるは、郊外居住者の多數なる爲なり。本村民職業別戸數は左表の如し。

清水村職業別戸數表

年次	農業	工業	商業	公務自由業	其他	計
大正四年	一六八	一四	六五	一三	一七	三七七
大正五年	一九五	一五	六七	一六	一三三	四二六
大正六年	一九五	一五	六九	一八	一五五	四五二

農業

本村は河内攝津の二箇國に跨れる大平野の中部に位するを以て、山林は全くなし。土地は概ね肥沃にして、大阪府に接近する關係よりして土地の利用極めて緊張し、古來より荒蕪地として放

擲せられたる原野は掌大の地さへなし。耕地の大部分は田にして、畑の少きは統計表の示す所の如し。明治四十三年、京阪電車の開通を紀元として宅地の變遷を記るさば、其の以前の従前の住民は殆ど往時よりの土着の本村民のみなりしが、該電車の敷設後は大阪府への利便極めて良好となり、市中の喧轟と工場地の煤煙を避けんが爲居を當地に構ふ者日に月に其の數を加へ、美田良畑は次第に宅地となり、住宅別荘の益々多く新築せらるゝを見る。土地所有者の本村民に多きは當然の事にして、敢て記するに及ばざるなり。本村民以外の土地所有者は隣接町村にもあれども、面積の大部分を所有するものは大阪府にあり。

民有農業地及宅地表 (大正 年 月 日現在)

要項	田		畑		山林	原野	宅地	
	筆數	面積	筆數	面積			筆數	面積
筆數	二、三六二	一、四一〇	一、一八七	一、一八七			二、四九六	二、四九六
面積	一、四一〇	一、四一〇	一、一八七	一、一八七			八、一五〇	八、一五〇
一筆平均面積	五二九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			三、三三三	三、三三三
最高價	八〇〇	八〇〇	七五〇	七五〇			一、五〇〇	一、五〇〇
最低價	六〇〇	六〇〇	五三〇	五三〇			二、七〇〇	二、七〇〇
平均見込買價	七〇〇	七〇〇	六五〇	六五〇			八、八五〇	八、八五〇
本村民の所有する筆數	一、六〇五	一、六〇五	一、一八	一、一八			二、四八	二、四八
本村民の所有する面積	九八、一七二	九八、一七二	一、七二四	一、七二四			一九、八四七	一九、八四七
本村民以外の所有する筆數	五七八	五七八	一〇	一〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇
本村民以外の所有する面積	五七八	五七八	一〇	一〇			一、〇〇〇	一、〇〇〇



本村民以外の所有する面積

四三・四二〇二

町一四一六

一一五二

四、五四九・五二〇

本村の農戸は米麥等の主要作物のみに従事し、餘暇を以て養鶏を爲すもの少數あり。未だ果樹園藝等に従事するもの無し。近時交通機關の發達と商業勃興の爲め、未耜を捨て、砲兵工廠職工等に轉業するもの年々増加の傾向にあり。本村農業従業者左表の如し。

清水村農業戸口表

大正四年	戸數		自作	自作兼小作	計	大正五年	戸數		自作	自作兼小作	計	大正六年	戸數		自作	自作兼小作	計	
	從業者	計					從業者	計					從業者	計				從業者
一五二	九一	五二	四一	七一	一六八	一五二	九三	五二	四五	九八	一五〇	一五〇	九〇	五〇	四五	九二	一七八	一五〇
六一	四九	七三	一三六	三〇〇	一〇一	六二	八一	一七六	三五〇	一〇	六〇	八〇	一七八	三五〇	一〇	五五	一七八	二二三
二二二	二二二	二二七	二二七	五〇	一	一三五	二九三	五八三	三三三	三	一五〇	一三七	二九六	五八三	三	一三七	二九六	五八三

大字別農業戸數表

大字	普通農業 (桑茶ヲモ含ム)	果樹	菓及園藝	養雞	養雞	蠶	牧牛及牧馬
馬場寺	七八	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ
般若寺	三五	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ
上ノ辻	三三	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ
別所	二五	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ
貝所	二四	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ	無シ

主要作物は米麥及菜種とす。その米麥の販路は村内及下辻(榎本村)の米商なり。麥菜種は其作付往時は麥七菜種三の割合なりしも、今は菜種三麥七となれり。其原因古市村と同じ。又從來綿の栽培盛大なりき。明治二年馬場村庄屋平右衛門が攝津縣に報告したる馬場村の産物品書中綿に關して

- 一實綿 凡四百二十貫目 但年々不足に御座候
- 一木綿 凡七十五疋 但前同斷

とあり。他町村と同じく外國綿の輸入ありてよりその栽培全く絶え、今は多少の蔬菜栽培するものあるを見る。本村主要作物の作付反別及産額等左表の如し。

米表

大字名	年次	米		稲		米		計	
		作別付	收穫高	作別付	收穫高	作別付	收穫高	作別付	收穫高
馬場	大正四年	一四〇〇	三、三〇〇	三〇	六	一四三〇	三、三〇〇	一四三〇	三、三〇〇
	大正五年	一四〇〇	三、五〇〇	三〇	六	一四三〇	三、五〇〇	一四三〇	三、五〇〇
	大正六年	一三九九	三、三六一	三〇	六	一四二九	三、三六一	一四二九	三、三六一
	大正七年	一三五九	三、二六	三〇	六	一三八九	三、二六	一三八九	三、二六
	大正八年	一三五八	三、九五六	三〇	六	一三八八	三、九五六	一三八八	三、九五六
	大正七年	一五七八	一、三六五	三〇	六	一六一八	一、三六五	一六一八	一、三六五
	大正八年	一五七七	一、六二五	三〇	六	一五〇七	一、六二五	一五〇七	一、六二五
	大正八年	一五七七	七四五	三〇	六	一四八七	七四五	一四八七	七四五
別所	大正四年	一四〇〇	三、三〇〇	三〇	六	一四三〇	三、三〇〇	一四三〇	三、三〇〇
	大正五年	一四〇〇	三、五〇〇	三〇	六	一四三〇	三、五〇〇	一四三〇	三、五〇〇
	大正六年	一三九九	三、三六一	三〇	六	一四二九	三、三六一	一四二九	三、三六一
	大正七年	一三五九	三、二六	三〇	六	一三八九	三、二六	一三八九	三、二六
	大正八年	一三五八	三、九五六	三〇	六	一三八八	三、九五六	一三八八	三、九五六
	大正七年	一五七八	一、三六五	三〇	六	一六一八	一、三六五	一六一八	一、三六五
	大正八年	一五七七	一、六二五	三〇	六	一五〇七	一、六二五	一五〇七	一、六二五
	大正八年	一五七七	七四五	三〇	六	一四八七	七四五	一四八七	七四五



種別	年次	作付	收穫高	一段歩	價額	作付	收穫高	一段歩	價額	作付	收穫高	一段歩	價額	計	收穫高	一段歩	價額
上ノ辻	大正七年	三	二、四	二、四	三、〇九	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八
	大正八年	三	二、四	二、四	三、〇九	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八
	大正八年	三	二、四	二、四	三、〇九	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八
貝脇	大正七年	三	二、〇	二、〇	二、三三	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八
	大正八年	三	二、〇	二、〇	二、三三	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八
	大正八年	三	二、〇	二、〇	二、三三	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八
般若寺	大正七年	三	二、〇	二、〇	二、三三	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八
	大正八年	三	二、〇	二、〇	二、三三	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八
	大正八年	三	二、〇	二、〇	二、三三	二	二、三	二、三	二、〇六	二	二、〇	二、〇	二、二八	三	二、三	二、三	三、八八

麥表

特用農産物表

種別	年次	大			小			計	平均單價
		作付	收穫高	一段歩	作付	收穫高	一段歩		
大豆	大正四年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正五年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正六年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
菜豆	大正四年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正五年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正六年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
豌豆	大正四年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正五年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正六年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
其他	大正四年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正五年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正六年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇

種別	年次	大			小			計	平均單價
		作付	收穫高	一段歩	作付	收穫高	一段歩		
大豆	大正四年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正五年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正六年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
菜豆	大正四年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正五年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正六年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
豌豆	大正四年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正五年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正六年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
其他	大正四年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正五年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇
	大正六年	三	二、五	二、五	二	二、〇	二、〇	二、三三	七、五〇

肥料は主として糞尿を用ひ、ごもく之に次ぐ。干鰯、多木肥料等は稀れに施用せり。然して糞は一  
 荷拾錢位の極めて低廉なる割合にて大阪市より汲取れり。當地が斯く人糞尿を施用する所以は其  
 の汲取區域の割然として定まると、又近くに人糞尿を商へる本場今福を控え、自由に其の供給を  
 得るに依るものなればなり。(大正八年直段糞一荷卅錢尿一荷拾六錢)又一方より考ふるに古來の習



慣例によるならん。尙ごもくは以上の如き價格もなく、又面倒もなくして、自家製の堆肥として麥に施す。然れども肥料の性質上價なきが如し、尿の使用量は稲作の場合は高田なれば一反歩につき約四十荷、下田なれば約三十荷を要す。

購入肥料と金融は、資本豊かなる者にありては毎月若しくは盆正月の節季に肥料代を支拂ふ。會計不如意なる農家にありては、主家より肥料代を借入れ、勞働者は現金にて返済するか、肥料商より肥料を借り置き、收穫をまつて支拂ふの二途あり。

農具

三枚板 <small>サンマイイタ</small>	百五拾圓	水車 <small>ミヅクルマ</small>	四拾圓	唐箕 <small>トウキ</small>	五拾圓
板摺 <small>イタズリ</small>	貳拾圓	萬石 <small>マンゴク</small>	拾圓	稻 <small>イナ</small>	七圓五拾錢
鎌 <small>カマ</small>	四拾錢	犁 <small>カラスキ</small>	拾圓	馬 <small>ウマ</small>	拾圓
鋤 <small>クワ</small>	參圓五拾錢	田打 <small>タウチ</small>	拾圓	備中 <small>ビチュウ</small>	貳圓五拾錢
鋤 <small>クワ</small>	參圓五拾錢	荷 <small>カ</small>	拾圓	たんご <small>たんご</small>	貳圓
馬 <small>ウマ</small>	參圓五拾錢	連 <small>ツラ</small>	拾圓	伊達足 <small>イダシ</small>	五圓
連 <small>ツラ</small>	壹圓	だふ <small>だふ</small>	拾圓	ふ <small>ふ</small>	六拾錢

牛を更に中河内方面の組と共同にて使役す。當地にて牛を飼養する期間は六月中旬と、十一月より翌年一月末迄にて、其飼料は一組にて麥二石、藁三百六十束、青草若干を要す。

(備考。二月始より五月末迄は中河内方面の組にて飼養し、七月初より十月末までは大和又は丹波方面に預くるを常とす。預け賃は牛一頭につき約拾圓を要す。)

農家とその耕地との距離は、多數なるは三町以内にして五十三戸あり。之に次ぐを五町以内、十町以内とす。各四十戸なり。大字別にその數を示せば左の如し。

農家耕地距離表 (大正年月日調)

大字名	一町以内	三町以内	五町以内	十町以内	十五町以内	十五町以上	計
般若寺	四	五	四	一八	四	〇	三五
別所	三	一四	二四	九	〇	〇	二五
馬場	三	二〇	二一	四	一三	〇	七八
上ノ辻	六	一〇	八	四	三	二	三三
貝ノ脇	二	四	三	五	一	〇	二四
計	一八	五三	四〇	四〇	二九	一五	一九五

被雇農業勞働に就ては、でつちの雇備期間は一定せざれども、大抵十二三歳乃至十七八歳の五ヶ年間にして、最初に給銀を貸す。でつちの親は主家に對し期間内は忠實に働かすべきこと、中途にし



て暇をとらざること、若し約定を履行せざる時は給銀の一部若は全部を償還すること等の意味の證書を入れるべき慣例とす。然して玄米一石拾圓代の時代五ヶ年間の給銀拾圓位、大正二年頃貳拾七圓位なりき。衣食は勿論主家より給す。即ち益正月に仕着せざるを例とす。清水村大正八年八月のでつち数は僅に四名あるのみ。舊幕時代には少しの老百姓になれば、一軒にて下女下男を四名乃至八名位使用せしに比すれば零壤の差あり。をど、こ、しの給銀は年に米二石五斗乃至三石位なり、但今をど、こ、しを使用せる農家なし。弘化三年の別所村明細帳に『奉公人出替り十二月十日より十五日迄男給銀一ヶ年に米二石より二石五斗迄、女者給銀四十目より八十目迄、但し女に者正月布子、七月單物仕着候』とあり。参考迄に記す。

日雇賃銀は田植一反貳圓五拾錢、草取一反八圓、但し最初より仕上げまでの賃銀なり。田刈一反四圓、臼引一日參圓とす。大正元年以來の賃銀増加を表示するに左の如し。

年次	年次		年次		年次	
	男	女	男	女	男	女
大正元年	六〇	三五	七〇	四〇	一七〇	一一〇
大正二年	六〇	三五	八〇	五〇	二二〇	一七〇
大正三年	六〇	三五	一〇五	七〇		
大正四年						
大正五年						
大正六年						
大正七年						
大正八年						

労働者の供給状況はまづ供給不足といひ得べし。近來大阪市工業の發展と地方小工場の増設にとも

なひ益々手不足の方なり。農業互助は臼引、種もみ等に稀に見るのみ。互助なきを本體とす。小作の慣例。年期は無期限にして、田畑借借證文といふを地主に渡す定なれど、事實はこのことな

大字	高田			下田			備考
	一等田	二等田	三等田	一等田	二等田	三等田	
般若寺	二五	二三	ナシ	一八	ナシ	ナシ	豊作にても一割六歩の定免あり。凶作の場合は出来に應じて免引す。
別所	二五	二三	二〇	一八	一五	ナシ	一定の定免とてなければ隨意契約にて歩引す。
馬場	二五	二三	二〇	一八	一五	ナシ	一定の定免とてなければ隨意契約にて歩引す。
上ノ	二五	二三	ナシ	一八	ナシ	ナシ	一割乃至一割四歩の定免あり、凶作の場合は出来に應じて免引す。
貝ノ	二五	二三	ナシ	一八	ナシ	ナシ	出来に應じて免引す。過去に於ける引の歩合の最も少なきは一割五歩、最も多きは四割以上に及びたることあり。

過去に於て地主小作人間に紛擾と稱する程の事なれども、近年に至り毎年貢の協定纏り兼ね、早きも翌年正月、遅きは五六月頃に至りて解決するを例とせり。小作人は不足の傾向なり。農家の副業は僅に養鶏及草鞋の製作とす。然れども價額に於て記すまでに至らず。

清水村農會 本村農會の組織は日露戦争後の頃にあり。以降大正四年までの委しき記録なし。大正四年に於て會長一名、評議員七名、幹事二名を置く。是等の役員は年二回以上會合し、耕作地を巡視し、良作を賞揚し、虫害驅除等に注意を與へ、又時々農民を集め、耕作につき改良すべき要點を示し、講話會を開く。農會經費左表の如し。



農會收支表

年 度	會 數	收 入		支 出			
		町村補助費	其 他	事務所費	會議費	事業費	其 他
大正四年	五	五〇・〇〇〇	二八・〇〇〇	一七・〇〇〇	一一・〇〇〇	七・〇〇〇	四二・〇〇〇
大正五年	三	八〇・〇〇〇	九・〇〇〇	一七・〇〇〇	一一・〇〇〇	六・〇〇〇	五四・〇〇〇
大正六年	二	九〇・〇〇〇	九・〇〇〇	一八・〇〇〇	一五・〇〇〇	八・〇〇〇	五八・〇〇〇
							計
							七八・〇〇〇
							八九・〇〇〇
							九九・〇〇〇

工 業

本村の工業は近年勃興したるものにして、メリヤス、貝釦等二三の家庭工業のみならず、大正八年、淀川織布株式會社起り、始めて工場的工業あり。然れども規模未だ大ならず。從來生産額の主位にありしものはメリヤス及貝釦とす。今後は淀川織布株式會社の製品多額に上るべし。同社は大正八年十二月一日の創立にして、資本金貳拾五萬圓、製品はタオルとす。産額月五百六十斤（價額三、三六〇圓）職工數男三名、女十五名、計十八名なり。製品は大阪を経て支那へ輸出す。（社長兼専務取締役兵頭公一）

大正六年度工産物産額表

品 目	數量	金額	品 目	數量	金額
莫大小靴下	四八〇〇打	一〇〇〇圓	皮革製	八〇打	三六〇圓
			釦	四五萬圓	五四〇圓

家 庭 工 業 表

年 度	種 別	戶 數	從事人員		產 額	價 額
			大人	小人		
大 正 七 年	鍛 冶	一	七	二	二、四〇〇	四、〇〇〇
	燃 料	一	七	一	二、八八〇	四、四九
	織 立	一	五	〇	二、五五〇	一、八二五
大 正 八 年	鍛 冶	一	四	一	一、三〇〇	四、五〇〇
	燃 料	一	七	二	三、八八〇	九、五五
	織 立	一	三	〇	五、二五〇	三、六二五
	貝釦製造	一	三	〇	二、三九八	六、七一

備考 燃糸工、メリヤス編立、貝釦製造産額は工賃なり、貝釦は七年には休業せり。

商 業

隣村古市村と較ぶれば隔世の感あるも、今や本村も戸口の膨脹は年と共に著しく、小店ながらも日用品、雜貨、魚類、蔬菜等を鬻ぐもの漸くその數を加ふるに到れり。されどそれ等店舗の多くは總べて荒物商萬屋式のもの多く専門的に商品を取扱ふものは稀にして、且つ店舗と云へるものも普通の農家にわづかの小修理を施せるものに過ぎず。外面甚だ不整なり。然して商店は本村の一部に集團せり。即ち表街道筋即ち貝脇・上の辻・馬場等の森小路停留場より僅に十町内外の範圍にして、左に列記せる商舗と名付け得るものは悉く其の内のものなり。

- 菓子果物商 二
- 魚類八百屋 二
- 煙草商 二
- 吳 服 一
- 薪炭商 三
- 石材商 一
- 雜貨商 一
- 材木商 一
- 豆腐商 一
- 下駄製造 二
- 飲食業 二
- 乾物商 二



本村東南に獨立せる大字別所、東に連れる大字般若寺の如きは殆んど農家にして一見純田舎なり。  
商業戸數種類細別表

種別	年度		種別	年度		種別	年度	
	大正七年	大正八年		大正七年	大正八年		大正七年	大正八年
穀類	一四一	一五一	牛肉	二	三	履物	三	四
白米	一	一	紙	一	一	袋物	一	一
荒粉	一	一	鶏	三	二	炭物	〇	一
質商	八	二	魚	一	一	薪	六	一
菓子	二	一	生	四	一	乾豆	二	一
醬油	二	三	灰	一	一	乾	一	一
酒	五	四	雜貨	一	一	茶	一	一
糖	四	四	靴	一	一	計	六	七
青物	二	三	コ	一	一		四	二
たばこ	二	三	ク	一	一		三	一
			ス	一	一		一	一

本村一部の金融機關としての質商は、大正七年に於て一戸、同八年に於て二戸あり。その取扱件數及金額は左の如し。

年度	一ヶ年内		一ヶ年間		年度	一ヶ年内		一ヶ年間	
	總件數	總金額	總件數	總金額		總件數	總金額	總件數	總金額
大正七年	二、三一四	一〇、五八一	二、六六四	七二、四三	大正八年	二、一〇九	一一、六七四	三、一六八	八六

本村には運輸交通業者なし、村内の船車は左表の如し。

船車表

種別	使用目的	種別			使用目的
		大正五年	大正六年	大正七年	
馬車	荷積	一輛	六輛	七輛	自轉車
小車	同	五九	五二	六〇	船計(三間)
人力車	自用營業用	三	三	三	荷積(小廻船)

第四 神社及宗教

八幡太神宮(村社) 大字馬場字板並無番地に鎮座す。祭神應神天皇、武甕槌命、蛭子大神なり。天智天皇の頃現社地の邊に宮寺ありて、此に春日大神(武甕槌命)を勸請せり。八幡大神は元河内茨田郡大庭莊佐太村に奉祀せり。其傍なる一寺の和尚の弟に良念と云へるあり。深江法明寺法明の弟子となれり。正平の初、(貞和年間)同寺の住職たるべきに、檀徒と和融せざりしかば、夜に乗じて天竺如來を奉じて深江を忍び出で、放出下辻般若寺を経て馬場村鎮守の森に至り、この宮寺に隠る。既にして深江の檀徒等、如來の無きに大に驚き、之を奪還せんが爲めに各々獲物を携えて追跡し、馬場の森まで攻め來り、此宮寺に潜伏せるに相違なしとて、將に火を放たんとす。里人、こは一大



事なりと莊屋中谷甚右衛門に告げ、村民と共に馳向ひ、協力して漸く逐ひ返せり。此時假に如來を中谷方に守護し、翌朝一同にて大庭莊へ送れり。其後良念、深江と和睦なりて、佐太に來迎寺を建立す。良念即ち來迎寺の開山たり。當時の保護に酬ゆる爲め、佐太の八幡宮を此地に送還したり。これ本社の八幡神なり。此の因縁によりて來迎寺住職の交代毎に、本社に參拜するを例とす。今に絶えず。下辻より般若寺に至る堤を劔劔と稱するは、右の騒動に深江の檀徒、それ々獲物を携えたる爲めなり。其後某年、村民惡病退故の祈禱して靈驗ありしかば、從來の主神を相殿とし、八幡大神を主神とせり。蛭子神奉祀の由來は詳ならず。春日神例祭は十月二十三日、(舊曆九月二十三日)八幡神は九月十五日。石清水八幡宮の例によりて御旅所を大字般若寺字西垣の内六百二十三番地(民有地二畝十五歩)に置きて神輿渡御あり。本社は明治の初年迄は石清水神社と稱せしが、八幡大神宮と改稱せり。改稱年月詳ならず。社域は六畝八歩、官有地なり。氏子區域は般若寺・別所・馬場上ノ辻の四大字なり。

皇太神宮(廢) 大字馬場小字伊勢地に鎮座したりき。伊勢皇太神宮を奉祀す、俗に若宮と稱せり。廢絶の年代は明治十年頃なり。京阪電車開通以前、本村青年の伊勢參宮の歸途は、淀川を舟にて下り今市渡に出で、迎への者も此處に迎へたる例なり。是本宮が元バイカラ堤(劔堤の一部)の西にありて、參拜者も迎ひの者も必ず之に參拜する例となりし爲なり。

願光寺 大字馬場第十四番屋敷に在り。眞宗大谷派東本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。文龜元年十月九日の草創にして、開基は僧正西なり。境内百三十五坪、馬場の共有地なり。本堂二十坪庫裡十八坪共に木造瓦葺。檀家三十戸

誓願寺。大字般若寺百四十六番地に在り。眞宗本派西本願寺末に屬す。般若山と稱す。本尊阿彌陀如來。貞享三年の草創なり、開基不詳。境内民有地第一種百三十四坪半。建物は本堂庫裡共に木造瓦葺なり。檀家四十二戸。

西光寺 大字上辻第二十六番屋敷に在り。眞宗本派西本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。草創開基詳ならず。明治八年改築す。境内民有地第一種五十一坪、境外地田七畝十五歩。本堂十坪庫裡七坪共に木造瓦葺。檀家十戸。

正光寺 大字別所に在り。眞宗本派本願寺末に屬す。本尊阿彌陀如來。創立開基詳ならず。明治三十三年改築す。境内民有地第一種五十二坪五合、本堂、庫裡共に木造瓦葺なり。

不燒寺(廢) 大字馬場八幡大神宮境内東北隅に在りき。大念佛寺佐太來迎寺の末寺なり。不燒寺と名けし由來は正平二年來迎寺の良念、深江村の法明寺の僧及門徒等に追跡せられ、難をこゝの本堂に避けし時、門徒等火を放ちしかども燒けざりしより此の堂を燒けずと名けしなり。詳しくは次に抄出する縁起に在り。大字馬場の一名を不燒寺といふも、此寺あるが爲なり。寺廢絶の年代詳ならず。



「扱て茲にやけぬの古跡は當山と相互に深き因縁あり、當山本尊天筆如來男山の寶殿を出し奉り、初に攝津國深江の法明上人へ渡らせ給ふ時に貞和三亥丁年法明上人終焉の事を知給ふて、當山の開山誠阿上人に遺言し給ふに、我往生の後此本尊并に寶物を護持し奉り、末代に念佛を弘通せしむるは上人より外にあらずとて、猶河内國大庭の庄は上人生縁の地なれば、早く彼處に至りて一寺を建立し、念佛弘通すべしと附屬し給ふ、依つて誠阿上人本尊并に寶物を護送して歸り給ふに、法明の遺弟等はなげきそれみて本尊を奪ひ取らん上人を追ふ事しきりなりければ、何方に身をよせかくれなんと思ひ煩ふ處に、守口といふ所の南に一字の古堂ありければ、かくれなんとし給へども堅く戸を閉ければ、上人誓つて曰く、此本尊我に因縁ましまさば戸を開き我をかくし給へと誓ひけるに、戸おのすから開き、入り給ひければ戸もこの如く閉けり、遺弟等此の堂にかくる事を知ると云へども入るべきやうなければ火を放してやかんとするに火忽ち滅して燒ず、又堂内に貴き御聲ありて汝等知らずや此上人は西方極樂世界の脇士觀音菩薩なり、念佛を弘めんために世に出給ふ、若し惡もつて難をむすばん輩は永劫惡趣に墮して出離の期ならんと、其時本尊の御身より光明を放ち給へば、彼等忽ち廻心して上人に歸依し、共に大庭の庄に來りて給仕申せしかし。これより此堂を不燒寺と名付て當山の末寺となり、又燒けず寺を村の名として開山誠阿上人の檀越たり、(佐太本山來迎寺藏不燒寺古跡略縁起)

### 第五 名所舊蹟

國境松 劔堤が舊淀川堤と交又せる所、清水村の用水樋たる築留樋(俗に下付の樋)の直ぐ上流、即ち攝津國東成郡清水村大字上の辻と河内國北河内郡守口町大字土居との境に、國境松のありしことは、馬場瀧見平右衛門家所藏の文祿年中の地圖に見え、以後徳川時代の末葉に至る當地の地圖に記さる然るに何日の頃枯死したるか今無し。

道しるべ石 野崎街道と三郷街道との分岐點即ち、清水村社、八幡大神宮の裏に立石あり(南面に)

是より

小高瀬、大枝、橋波

世木村、高瀬山常稱寺

(東面に)

般若寺  
兩寺方

世木御堂

願主

播磨屋玄う

扇屋茂せ

と記されたり。

因に記す、野崎街道は僧行基の築造にかゝり、奈良朝時代大河尻の泊(大字中城北村)より、帝都奈良に通ずる要路。又般若寺に於て野崎街道より分岐せる劔堤は、昔紀州及南河内方面と京都との往還に當り三郷街道又北河内及京都方面への要路に當り、國道第二號路線(京街道)築造の以前には人馬の往來繁く、關舖の設けさへありし地なり。

前記高瀬山常稱寺(北河内三郷村大字高瀬)は三郷街道の近くにあり。彼の名高き聖武天皇御勅願所高瀬山高瀬寺の後なり。又、野崎街道に沿へる世木御堂(護念寺と稱し、同)は、實悟僧都の開基にかゝる名寺なり。立石のある場所はこれ等への通路の分岐點にあたるなり。

關屋址 (攝津志)古蹟の部に「關舖在馬場村界河州小高瀬村」とあり。延寶の馬場村檢地帳の字に



せきやあり。古關屋の址なるべしと雖も、今其位置判明せず、交通の状況及右の記事其他より察するに前記道しるべのあたりならん。此處は南に馬場、北に小高瀬（一名河州馬場と稱す。前記馬場をこれと區別せんがため攝州馬場と呼ぶ。）を控へ、奈良朝の昔より交通の要路にあたり。世木御堂、護念寺の寺記を見るに『世木は關の轉化なり』とあり。これ等を考へ合すれば此のあたりに、關舗のありしや疑ふべからず。

### 第六 舊家及人物

柏岡氏（善右衛門） 般若寺に住す。分家善三郎家に藏せる記録に依れば、本姓は柏原、其祖先は藤原南家武智磨の苗裔にして、永祿年間に至り柏原亦十郎兼光と云へる者、關白道兼に仕へ、子孫相繼いで奉仕せり。其後世の變遷により正慶年間に至り、故ありて姓を柏岡と改稱申付られ、攝津國東成郡般若寺村に居住を定めて農となる。其後數十代の孫傳七に至り大塩平八郎の義舉に参加し、大阪安土町に於て戦死す。傳七の長男富三郎二男勝次郎は十五歳に至り隱岐の島へ流罪に處せられ、（實は行かずしてやむ。）而して家産は一切沒收せらる。然るに、傳七の實弟善兵衛以上の家産田地拂下に際し、買戻し、子善右衛門即ち傳七の甥をして傳七の後を相續せしむ。其後萬延二年、幕命によりて御用金五百兩續いて五百兩を献金し、苗字帯刀を免せらる、其長男善右衛門明治初年庄屋たり。後戸長

設置に及び戸長に就職せり。善右衛門の子は柏岡豊三郎といふ。家屋及籍は般若寺にあれども常に古市村今市の堤（實は清水村）に住す。性靱氣に富み、仁俠あるを以て其名附近に高し。力を村治水防特に教育に盡し、常に曰く、師道衰へたり、余は余が子弟をして愛校の念を起さしめんが爲め、時に母校を訪問せしむと。蓋し具眼の士と云ふべし。大正八年七月十日歿す、年五十六。分家善三郎は古市村大字今市字堤下に住し風月を友とす。

井川氏 上の辻に住す。代々市兵衛を稱す。上の辻島開きなりと傳へらる、石山合戦に参加す。延寶七年以來吉田、藤田兩家と交互に庄屋たり。水利の功勞者として名高く、清水村五ヶ大字より建てたる石碑は下付の墓地に在り。

藤田氏 上の辻に住す。當主を倉次郎と稱す。大字上の辻の總代たり。家名は七兵衛又は庄右衛門と稱して知らる。延享年間より井川、吉田兩家と交互に庄屋たり。井川家と同じく上の辻の島開きたり、又石山合戦に参加せし家柄なり。

山口氏 貝脇に住す。『寺屋』又は『彦さん』を以つて世に知らる。姓は橘氏にして城北村大字友淵の友末家と共に當榎並の莊の開拓者と聞く。當地の舊家にして延寶七年以來代々貝脇村の庄屋たり。家名は七兵衛、市郎兵衛、彌平治、彦三郎、良三郎等變遷す、當主を善三郎と稱し大字貝脇の總代たり。祖父彦三郎は大塩平八郎の門下にして寺子をとり書の名家なり。大塩又度々當家に遊びしと聞



く。大塩の亂のたたりを恐れて記録古書等を焼却せしかば今なし。

橋本忠兵衛及大塩の亂關係の本村民 橋本忠兵衛は天保年間大塩の亂に與せし重なる人にて、現今の本村大字般若寺字西寺垣内八十五番地に住し、高五十石の百姓にして、般若寺の庄屋を勤め、其勢望近郷に及べり。今忠兵衛を中心として大塩の亂に關係せし本村の人々は同村百姓柏岡源右衛門、同柏岡傳七、古市村森小路醫横山文哉等なり。柏岡源右衛門は般若寺字東寺垣内百十八番地柏岡傳七は同九十九番地に其宅ありき。橋本忠兵衛は大塩平八郎の門弟にして、又平八郎の妾ゆうは曾根崎新地大黒屋和市の娘なりしが、和市茶屋渡世の爲め忠兵衛の妹分とし、又同じ妾みねは忠兵衛の娘なり。

擧兵の準備は天保七年九月より翌八年正月に互り人夫の召集には忠兵衛及猪飼野村の木村司馬之助等主として之に當れり。擧兵の當座の軍夫に宛んがため、名を大塩邸内溜池埋立に託し二月上旬より人夫を使役し豫ねて般若寺村卯兵衛等四十餘名を邸内に起臥せしめ、事發するに及び般若寺及東般若寺村百姓百餘人は卯兵衛の催促に應じたり。多く參集したる人夫の内本村及守口町より行きし人夫の數をあぐれば般若寺村百姓卯兵衛外四十九人、東般若寺六十人、貝脇村百姓友七外十九人、守口町百姓清藏外九十八人等なり。大字貝脇の山口彦三郎は又大塩の門弟なりしが、亂に與する調印を爲し居らざりしかば、關所に處せらるゝを免れたり。忠兵衛等は翌年九月十八日、飛田にて鹽漬の死骸にて磔刑に處せられたり。

左に忠兵衛の口供、及本村の關係したる人々、猪飼野木村司馬之助、下辻村金助等の判決書を抄出すべし。

池田岩之丞御代官所攝州東成郡般若寺村百姓

忠 兵 衛 申 口

西 四十二歳

一私儀、御組典力大塩格之助、同居養父平八郎、不容易企いたし候儀に荷擔いたし、亂妨之節も附添參候付、被召捕御吟味御座候、此段私儀百姓業渡世いたし、高五十石所持罷在、妻子并下女下男とも都合十人相暮罷在、私儀二十七八年以前方前書平八郎備學之門人に相成候處、同人儀貳十ヶ年以前、曾根崎新地一丁目大黒屋和市娘ひろと不計致密通、妾にいたし可申と存候得共、和市儀は茶屋渡世之者に付、他聞も如何敷由に而、平八郎差圖を以、一旦私方に引取、妹にいたしゆと改名之上、改而妾にいたし候儀に而、右等之譯を以別而致心易候付而は、勝手向差支候節は金銀無心被申掛、若及斷候得ば忽顔色を變致腹立、手討にも可致勢ひに付、不法之振舞と存候得共、師弟之好を以其意に隨、其時々用立候儀に有之、然處兼而平八郎申聞候は、私娘みね儀末末は養子格之助妻に可嫁合間、差越候様申聞候に付、身分之尊卑を不顧其意に隨、八ヶ年以前寅年方平八郎方に差遣置候處、去申十二月、日不覺、同人申聞候は、みね儀格之助妻に可致積、最前申聞置候得共、同人えは平八郎伯父攝州次田村氏神主宮脇志摩娘を可嫁合と存買請、みね儀は四ヶ年以前方竊平八郎妾にいたし、現此度男子致出生候旨申聞、兼而之言行には不似合候儀俗人にも劣候振舞と存候得共、嚴威を以押付候生質に付、學術未熟之私風情、一言之是非も難申、其儘にいたし置候、後同月日不覺、平八郎申聞候は、近年大火又は地震洪水等度々之天變有之、其上去秋以來別而米價高値に而、饑饉之者も不少哉に及承、世を憂候心難堪、元來平八郎家筋之儀は中古方大塩姓名乘居候得共、今川義元庶流に付、みねに出生之男子は本姓に復、今川弓太郎と爲名乘候儀に而、右姓名家之末孫と申、旁此度民を吊候大義を企、御城始兩御奉行所御組屋敷其餘大阪市中致放火、豪家



之者共利倍を以貯置候金銀錢、又は御家藏屋敷に積置有之米を窮民共に配當可致遣と存立、右に付而は攝州武庫郡甲山は後に輪  
 組之連山有之、前は野原田畑等に而敵を眼下にいたし、要害屈竟之場所柄に付、當表燒拂候上に而は一旦右場所引退、時分  
 量大職成就可致積之由に而、同志之儀申動、其後平八郎儀攝河泉播百姓共に遺候積之由に而、右之趣認候檄文を作、一覽いたし  
 候様申聞、披見いたし候處、當世之風俗を憤、御政道を批判いたし候文段に而、不容易事共さは存候得共、愚昧の私、是非之境  
 に迷、同意之趣申答立別、尙正月日不覺、爲年禮平八郎方之罷越候處、彌前書之企同意に候は、可致調印旨申聞、右檄文之裏  
 に其段前文相認、御組與力瀨田濟之助、小泉淵次郎、同心吉見九郎右衛門、渡邊良左衛門、河合郷左衛門、近藤梶五郎、庄司  
 儀左衛門、平山助次郎、河州守口町幸右衛門等の名前に而、中には未調印不致向も有之候得共、私儀右書面并外に軍令書之由に  
 而是又右之者共名前有之、書付共都合貳通之私自筆にて名前を認、判實印等調印之上、平八郎之相渡候、後當二月上旬日不覺、  
 平八郎儀所持之書類賣拂、窮民共之金一朱宛致施行可遣と存立候由に而、私村方又は近村極難澁之者共も有之候は、救遣度旨  
 申聞候付、引請、夫々世話いたし候儀に有之、然に同月十九日は東西町御奉行様天滿邊御巡見有之、格之助向屋敷朝同助之丞殿  
 は東奉行様御用使御與力衆に而、其節は兩御奉行様共御立寄有之候間、其折を以不意に起可申積に有之付而は、地理辨理として  
 屋敷内溜池埋候間、人夫差越候様平八郎申聞候付、小前之者共差遣候儀に而尤平八郎妾前書ゆ、同みれ并伴弓太郎養女いく等屋  
 敷に差置候儀は危候間、私方迄可差遣旨平八郎申聞候付致承知、同月七日右四人并下女りつ共引取候得共、私方に差置候も不安  
 心に付、平八郎も相談之上、私家内之者攝州中山寺へ參詣旁近、遊覽爲致度趣に申繕、同月十五日より平八郎并私儀も無而知  
 る人同州伊丹紙屋幸五郎方之罷越候處、御組同心渡邊良左衛門、近藤梶五郎、庄司儀左衛門、河州守口町幸右衛門、同州門眞三  
 番村郡次、私同村源右衛門、傳七等、追々相集、暮過方平八郎父子諸共酒宴を催候上、同人方に致止宿、翌十九日早朝起出候折  
 柄、瀨田濟之助儀逃數體に而罷越、直様平八郎居間に參、申聞候は、昨夜小泉淵次郎相番に而御役所致泊番居候處、同人儀今曉  
 無存掛被切殺候付、逃歸候旨申聞候處、扱は裏切之者有之と存候間、銘々可致用意旨申候内、良左衛門、梶五郎、義左衛門等  
 追々罷越候付、一同着込着用致帶刀、鑓長刀之類を携候様申聞、平八郎父子も着込野袴を着、白木綿に而鉢巻を、泊合居候百  
 姓共之及差圖、兼而用意之五七之制之敷所下にニツ引印有之候旗一流、天照皇大神宮湯武用聖王并東照宮御神號をも認候候二

流、教民と認候西半輪一本庭上に押立、大筒四挺を車に載せ、格之助屋敷を堀、押出、火矢を以切之番殿屋敷を燒拂候内、格  
 之助屋敷にも火を掛、百姓共之内には掛矢を持、平八郎差圖に隨ひ致亂妨、夫より中屋敷西町十丁目邊所々放火いたし、天神橋  
 を渡罷越候處、南詰橋板切落有之由、先鋒之者申呼り、引返し難波橋え廻り、猶又所々放火いたし候節も、私儀は素方武藝不案  
 内に付鎗を携居候而已に而、一已に及亂妨候儀は無之、始終平八郎に附添淡路町堀筋迄罷越候節、御捕之御人數より銃砲被打  
 掛、追々人夫離散いたし候様子に而、難敵對候間、一先逃延候様平八郎申聞、逃出候付、武器其外荷物共其所に捨置、思々に逃  
 去、私儀は平八郎跡に付、同日七ツ時頃漸八軒屋邊迄罷越候節、格之助、濟之助、良左衛門、義左衛門、幸右衛門、源右衛門  
 利三郎、九右衛門、郡次、當時無宿三平、天滿北木幡町大和屋作兵衛、濟之助若黨植松周次等、追々罷越、幸濱先に小船一艘繫  
 有之候付、平八郎方右船頭を頼乗せ貫、川面之漕出し、天神橋邊所々之漕寄、忍居候内、平八郎及差圖、九右衛門方金貳兩船頭  
 に差遣、行先之致相談候處、右舩所々及亂妨候上は、何れ數御手當可有之は必定之儀に而、逃も落行候儀は出來申聞敷哉に付  
 平八郎儀は存命可致所存無之、火中に入自滅可致覺悟に付而は、私儀幸五郎方之罷越、其次第姉ゆう井みれえ申聞、兩人共自害い  
 たし候様相勤可申段、竊に私え申聞、是又無餘儀筋と存、致上陸候節、作兵衛儀も上陸いたし、逃も大阪表には、住居難出來、  
 一先暫何れえ成共身を隠候積に付、私行先え同道いたし吳候様申聞、幸私一人に而は心細存居候折柄に付致同道、同夜及深更漸  
 幸五郎方え致着、同人えは前書之次第押包、急用有之罷越候趣に申繕、ゆうみれえ竊平八郎申聞候次第申聞候處、兩人共仰天悲  
 歎いたし、此上は平八郎差圖之通可致自殺候得共、左候而は伴弓太郎養女いく路頭に迷ひ、可致餓死は必定之儀と不便に存候間  
 貴而右兩人身分之落付出來候迄は存命に罷在度旨申聞、是又尤に存、翌二十日早朝幸五郎方出立、作兵衛に荷物を爲持、同州能  
 勢郡より丹州路を經、京都迄罷越候處被召捕、御吟味相成、奉恐入候事、  
 右之通相違不申上候、翰御尋之儀は追々有體可申上候、以上、

西三月

忠 兵 衛 (實錄彙編)



年寄源右衛門  
百姓代傳七  
猪飼野村百姓司歌之助親  
司馬之助  
森小路村醫師  
文

○其他人人略之

右之もの共儀大搦平八郎慢心に長じ、米價高値、諸民難澁之時節を量、人氣を爲難候計略を廻らし、所持之書籍其餘攝州兵庫西出町長太夫等より兼而貪取候金子を以買調候分をも買拂ひ、右代金施行いたし、一已之慈善に申成し、又は輕身分を不顧、御政道を批判いたし、救民計義を偽唱へ、奉行を討取、大阪御城を始市中をも焼拂、豪家之金錢貧民之分遣し、一旦攝外甲山え可權籠杯無思慮大言申述、其上反賊之名目を厭ひ、愚民を惑亂可爲致ため、品々不輕文言認載候微文を彫刻いたし、右金同志之儀申勸候を不容易と乍心附、右欺謀を信じ、師命難背存迷ひ、銘々一味連判いたし、剩徒黨發起之節、人數にかり候もの共は、平八郎差圖に隨ひ、一同兵具を帶し、鎗刀を携、百姓共申威、多數徒黨に引入、大筒等打拂、市中放火亂妨におよび、捕方役人え敵對いたし候始末、不恐公儀仕方、重々不届至極に付、瀬田濟之助外拾五人共搦詰之死骸引廻し之上稟申付

戌九月

攝州下辻村百姓

金助

無宿

利八

榮三

助

同穢多

乙卯之助

同穢多

吉 ○八人略之

此右之者共儀大搦平八郎慢心に長じ、名家の末孫杯申觸、救民計義を偽唱、大阪市中焼拂、豪家之金錢、貧民之分遣候積り相金、一戦におよび候間、荷擔可致軍功之品に寄、褒美可遣旨、平八郎申聞候を不容易と乍心附、同人差圖に隨ひ、兵具等を着、鎗刀を携、徒黨にかり、加勢に引入候ものも不逃散様申威、或は鎗炮打拂、所々放火亂妨におよび、剩捕方多數江敵對いたし候

始末、不届至極に付、存命に候得ば、拾三人とも引廻之上獄門可申付處、病死、

攝州般若寺村百姓勝治郎兄

富三郎

右之もの儀大搦平八郎、民を救候手段存立、大阪市中豪家之金錢取上、難澁人に分遣候積之申合に親傳七も同意いたし、右に付而は多數難立候儀も可有之候間、平八郎宅最寄異變出來候由承候は、早々可駈付旨傳七申聞候を、不容易儀と乍心附、平八郎兼而の取計を信用いたし、承知之趣相答、殊天満邊出火異變之由承り、百姓之身分、刀脇差を帶し、同人方江駈付候途中、平八郎徒黨のもの共援刀之槍長刀等携、又は鎗炮打拂候を見受、怖敷存、其場を逃去候後、右跡不容易金に傳七も荷擔致し、同人指圖に隨ひ一旦右場所江駈附候上は、罪科難遁存、帶居候刀取捨、河州野崎村寺院に隠れ罷在候始末、不届に付、脇差取上、重追放可申付處、依父之科、遠島可申付處病死、

攝州般若寺村

卯兵衛

右之者儀大搦平八郎養子格之助屋敷内溜池埋候人足に被雇居候内、米價高値に而諸民及難澁候趣に付、大阪市中豪家等打毀、所持之金銀分遣候積りに候間、其節は可召連、若不承知に候は、可切殺旨平八郎申聞、怖敷存候連、不容易儀と乍辨、承知之趣相答、殊同人儀一撥峰起可致も難計、早々人夫引連參候様申聞候を、右金發起と察、慥と同人方人足入用之由、村内忠兵衛傳言の趣に申欺、小前之もの共大勢引連、途中迄罷出候始末、不届に付、存命に候得ば死罪可申付處、病死、(實録彙編、浮世の右様)

橋本忠兵衛等に關する古老の談を記さんに、橋本忠兵衛はほゞづき忠兵衛又般忠と云へる名を以て近郷に知られたり。ほゞづき忠兵衛とは屋敷にはほゞづきを植ゑ居たるを以てなり。般忠とは般若寺の忠兵衛の謂なり。忠兵衛は三百石源右衛門は二百石口供ニハ忠兵衛五十石とあり源右衛門は猶劣るべしの百姓にして般若寺の庄屋を勤め、近在にて評判の家にて、家屋は非常に大きく幟などを庭に入るゝに充分にして、屋敷も八十五、八十六、八十七、八十八の四番地に互れる宏大なるものなりき。而して忠兵衛の威勢は近



郷近在に及びて中々に盛なりき。

忠兵衛の娘が大塩の妻なりし關係上、源右衛門及び傳七の息二人忠兵衛と都合四人、大塩を先生として學問をなしたるを以て、師弟又親類と云ふ關係より亂に組せるなり。忠兵衛が亂に與すべく血判せしは天保八年正月二日にして、其の日歸りて村民に銀一朱づつ與へ、若し天滿に火事ある時は直ちに走せ參すべく命じたり。然れども忠兵衛がかく命せずと雖も般若寺の村民は直ちに飛び行きたらん。

亂は不成功に終り、忠兵衛、源右衛門、傳七の三家共關所になれり。忠兵衛等は鹽漬、磔刑に處せられ、傳七は安土町に於て戰死せり。十五歳以下のものは十五歳に至りて遠島即ち流罪に處せられたり。忠兵衛の息は薩摩に、源右衛門及傳七の息は隱岐へ流されたり。源右衛門の息は明治維新に至りて般若寺に歸り來り、奥谷七兵衛家に預けられ、四反の田地を返し與へられ、三年程にして逝去せり。其の人は徳さんと云ひたり。忠兵衛の息は大島に居ると傳へらるをれども消息は不明なり。傳七の家は其の甥善右衛門名跡を繼げり。其の孫を柏岡豊三郎といふ(以上般若寺奥谷七兵衛仲野孫七老婆談參考(備考) 橋本忠兵衛家墓 般若寺字西ノ所十二番地にありし橋本家の一軒墓は亂に組せし忠兵衛の築きしものにして十二番地の中央二坪位の地を劃してありきと、明治十年頃此の地の所有者般若寺柏岡善兵衛等計りてこの墓地を田となしその地よりの牧獲にて北河内郡三郷村大字高瀬、世木御堂護念寺へ忠兵衛家の爲永代經をつけたりしが、此の時墓地より奥三個發掘され、奥の中よりは刀及伏見人形焼の罫など出でしが此等は村童の玩具に變は便壺に使用されしと云ふ。

忠兵衛家の舊墓地は前記護念寺境内にありて、同村開基實悟僧都の墓の北に隣り、柏岡源右衛門家墓石と並び存す。碑は高二尺幅一尺六寸の自然石なり。

柏岡源右衛門家墓 護念寺境内にあり、橋本家の墓と實悟僧都の墓との間に存す。碑は御影石にて一尺六寸七分角、高さ二尺三寸あり。碑面には柏岡源右衛門家の紋所なる梅鉢を刻せるのみ。

松山吉松 力士不知火事松山吉松は明治十九年五月十五日大字上ノ辻字神の辻井川善七の四男に生る。明治三十四年五月、大阪角力頭取中村松五郎部屋へ松の音吉松の名乗にて入る。時に十六歳。大正三年二十九歳にて大關に昇進す。大正六年一月、三代目中村部屋後繼を若島大五郎に譲り、六代目不知火を繼ぎて現今に及ぶ。

山村藤兵衛 大字上の辻字神の辻の人なり。家は舊戸長山村清兵衛の分家にして當主藤兵衛は第四代なり。當主藤兵衛の父即ち第三代藤兵衛(吉右衛門)は父に孝養を盡し、時の城代より孝子として表彰せられ、金一封を褒賞せらる。明治三十年四月二十六日年五十歳にて逝去す。

井川市兵衛 大字上ノ辻の人なり。明治十五年三月孝子として上辻村より表彰せらる。

大阪府東成郡清水村大字上の辻

井川市兵衛

右幼少より母に仕へ、能孝道を盡し、且品行方正にして舉郷の模範となり、又農事も兼に超越候段、厚く感ずるの至なり、因つて惣擔壹本を褒與す、尙后来も亦其節を變ぜず一層農業に勉勵せらる可きもの也。

明治十五年三月五日



勸農有志者

山本甚七 大字上の辻の人なり。本村山村清兵衛の僕となり、忠僕の聞えあり。明治四十三年十一月  
興風會より表彰せらる。

大阪府東成郡清水村上ノ辻四十七番屋敷

忠僕三代

山本

甚七

弘化二年八月生

氏は性質温順篤實にして勤勉、安政三年歳市で十一、大阪府東成郡清水村山村清兵衛氏に仕へて僕となり、今日に至る、其間五十有餘年、拮据開勉、未だ曾て妻を娶らず、身か主家に委して一家を構へず、其の勤勉に於けるや朝は未明に起き夜は主人の就寝を見て後ち自己身邊の用務を果して寝るを常とす、事に表裏なく、忠實にして勤勉なり、然るに主家の家運漸く傾きければ氏は奮慨措く能はず、如何にもして挽回せしめんものと、廢食を忘れて粉骨砕心、只管其の救済に盡力せしかば、遂に窮境を脱して再び隆盛に赴き、二代清兵衛氏を経て當代益次郎氏に至り爾來倍舊の忠勤忘ることなかりしが、不幸にして前代主人本年七月惡疫に侵され避病舎に收容せられて療養せざるべからざるの身となれり。氏大いに苦慮して神佛に祈り、恢復を願ひ看護に心を痛めしが、人或は其の傳染を恐れ諫むるものあるも聞かずして曰く、自ら其の病に倒るも主の病は之を救助せざるべからずと、當主を助け進んで晝夜看病に従事して毫も倦怠の色なかりこと、氏が如く三代五十有餘年の久しき身を主家に委ね誠忠を盡すものは夫れ稀なり、洵に奇特とす、仍て興風會々則第一條により紀念品を贈り、其の善行を表彰す。

明治四十三年十一月二十七日

興風會長

相場

駒次

印

辻内市松 大字馬場の人なり、亡父の志を繼ぎ、農事に精勵して産を興し、大正四年十二月東成郡農

會より表彰せらる。

表彰狀

東成郡清水村大字馬場九百九十八番地

農

辻

内市

松

元治元年四月九日生

氏は性質温順にて通名喜右衛門と稱し、専ら農業を營み、父母に孝に、主家に忠なり。加ふるに他人の難事を見ては黙過するの情に忍びず、進んで仲裁の勞を取り、解決をなすが如き曉俠に當り。抑も氏の人となりの由來を聞くに、亡父嘉助は今より三十八年前、僅かに四反歩の小作農をなし、其の傍ら家畜の行商を營むと雖も、家政素より豊ならず。思ふに斯る微弱なる商業にては到底一家を支持すること難し。依つて伴市松をして専ら農業に従事せしめんと決意し、年十四にして同村中谷七郎兵衛方へ農業見習として奉公に差遣はされしが、氏は日夜忠實に精勵せるを以て家人の氣受厚く、随つて世の信用を博するに到る。斯へあること勤続六ヶ年、其間自然農藝の道に詳しく習得せるを以て實家に譲り家政の補助をなさんと決し、主人に暇を乞ひしに、主人其心懸の宜しきに感じ解雇をなしたり。爾來専心業を勵み時間の貴重なるを念とし日夜勉勵し、種苗の選擇施肥の適否、苗代の改善害蟲驅除豫防の必要等、孜孜として斯業の研究に苦心せり。夫より明治二十年に至り初めて妻を娶り三男二女を擧げ、而も一家圓滿にして三町歩近き小作農をなせり。今や年五十二才に達せるも鏗鏘として壯者も追はず、其の效や空しからず、家政も順調に達し、家屋の増築隱居所等の新設をなせるも、土地は居宅の外所有せざりしを以て時機を見て購入せんと欲し、現今にては一千餘圓を貯蓄せるもの、如し。尙ほ氏は慈善の念慮淺からず、假令ば小作人間に肥料若くは農具購入資金に缺乏せるものに對し、薄利にて相當の資金を融通し便宜を興ふる等、諸般に涉り其の熱心なること他の模範とするに足る。依て茲に其の善行を表彰し、銀盃一箇を贈呈す。

大正四年十二月十日



第七 風俗

古市村と大差なければ略す。但し従来の衣食住に對する制限の二三を記載すべし。明治に至りて此事なし。こは古市村も同様なれば古市村の條には之を略せり。

衣 舊幕時代水吞百姓は羽織を着用出来ざりき。

食 舊幕時代の百姓は牛を食せざりき。耕作の労働者なればなり。

住 舊幕時代水吞百姓は門を建つることを得ざりき。今はかゝる制限なれども習慣上建てず。

特種部落民の衣食住は特別の制限あるを見ず。本村民住家の木造なるは他村に異ならず。その棟數は左表の如し。

建築物棟數表

年次	構造別		棟數	年次	構造別		棟數
	土藏造	木造			土藏造	木造	
大正二年	四一	四七三	五一四	大正五年	四二	五〇一	五四三
大正三年	四一	四八一	五二二	大正六年	四三	五〇七	五四三
大正四年	四二	四九〇	五三二	大正七年			五五〇

俚謠 農謠

1、田

植

○ぐのめくく／＼に植てはにおいて末の蒔るのを待つわいな。

○ぐのめくく／＼に私しや植ふたげごあきの嵐の風知らん。

○ぐのめくく／＼に植ゑてるけれど末の蒔る田は私しや知らん。

○歌を歌ふなら七節半にこゝは道路で人が聞く。

○歌ひながして田植をすればいくらあつても苦にやならん。

○草取なかばで泣く子がほしやあぜにもたれておちのます。

○私とお前と夜降る雪と人目しので深くなる。

○そろり／＼と寝むたいなりに馬に五十兩の金もいや。

○私とお前とほりぬき井や底もわからん深い中。

○お前はわくさし私しやわくの糸くる(繰る)と思へば樂しみや。

5、農民の作業歌(元來歌は同一なるも歌ひ流しの具合にて田植歌とも草取歌ともなるものなり、今分類の困難なるを左記す)

○あづき餅食ふかしまださ寝るかまたあづき餅食つて寝やうしまだ。

○私とお前と奥山小梅なるも落ちるも人知らん。

○ぬしに心なかけたびなればむれに針もつ人がある。

○桃臺につぎし梅の木根は他人なれど情があひもち花が咲く。

○たさひ私をいやにもなされ義理さいふ字をお存知か。

○義理さいふ字をお存知なればよもや見捨てばなさるまい。

○誠を明せばうそぢやと云ふて明さにや實ない人なるぞ。

○松と云ふ字を分析すれば公(君)と木(僕)とのさし向ひ。



童謠

1、穂 り 歌

- 私が鳥ならあの屋の屋根で飛んで鳴く聲聞かしたい。
- 私のま、ならさゆだけかけて水でたよりなきかすのに。
- ほろり／＼と寝むたい時は私がま、なられやすのに。
- 私とお前さこほりのべんさチャ／＼の入れ様はないわいな。
- かよひ男と西瓜のほらさそそでた、かれ中てる。
- 何もいふな／＼物云ふた故に父は長柄の人柱。
- 君が江口か江口が君か凡そ江口の君である。

京から堺から若衆が七人八人下しつて、さきのかたびらイロハミ書いて色は共につく後チャ伊勢参り。伊勢の宿屋の松の木の下で十になる子がや、生みかれて産に産れん下すに下りん、トントお醫者さん薬がないか、薬、粉薬合しておくれ。イカイ子供が碁石を拾ふて、紙につ、んでお寺へ上げて寺のぼんさん金かと思つた、これが金なら帯買ふて上ける帯に短かしたすきに長しハハハハ金の紐、金の紐。

○トント、トント、オトント落せば、あつなり、こやなり廻りすこよりスワトント、一チャドンド二チャドンド三チャドンド、四チャドンド五りあがり。

じやくろーや一もんめ、じやくろーや二もんめ、じやくろーや三もんめ、じやくろーや四もんめ、じやくろーや五りあがり。

サノヤガ一、サノヤガ二、サノヤガ三、サノヤガ四、サノヤガ五。

アマトリンセウ／＼、アマニリンセウ／＼、アマ三リンセウ／＼、アマ一四リンセウ／＼、アマ五リンセウ／＼。

千文ぢや一もんめ、千文ぢや二もんめ、千文ぢや三もんめ、千文ぢや四もんめ、千文ぢや五りあがり。

かきつばた一もんめ、かきつばた二もんめ、かきつばた三もんめ、かきつばた四もんめ、かきつばた五りあがり。

山おく一もんめ、山おく二もんめ、山おく三もんめ、山おく四もんめ、山おく五りあがり。

箆ほき一もんめ、箆ほき二もんめ、箆ほき三もんめ、箆ほき四もんめ、箆ほき五りあがり。

はさ／＼一もんめ、はさ／＼二もんめ、はさ／＼三もんめ、はさ／＼四もんめ、はさ／＼五りあがり。

み、かん一もんめ、み、かん二もんめ、み、かん三もんめ、み、かん四もんめ、み、かん五りあがり。

きんくわん一もんめ、きんくわん二もんめ、きんくわん三もんめ、きんくわん四もんめ、きんくわん五りあがり。

髪さき一もんめ、髪さき二もんめ、髪さき三もんめ、髪さき四もんめ、髪さき五りあがり。

白粉ぬり一もんめ、白粉ぬり二もんめ、白粉ぬり三もんめ、白粉ぬり四もんめ、白粉ぬり五りあがり。

紅ぬり一もんめ、紅ぬり二もんめ、紅ぬり三もんめ、紅ぬり四もんめ、紅ぬり五りあがり。

着物着一もんめ、着物着二もんめ、着物着三もんめ、着物着四もんめ、着物着五りあがり。

帯しめ一もんめ、帯しめ二もんめ、帯しめ三もんめ、帯しめ四もんめ、帯しめ五りあがり。

一め二めみあかし嫁御、いつやの昔、な、やのやくし九ツ十。

一石橋は二本棒三年高エツチャさんび、どの子もこの子も、こくろうこくろう。

ホ、螢こい、あつちの水はにがいぞ、こつちの水は甘いぞホホ螢こい。

一ツ鴨せんだの實がたより。アンツク、ドツコイセウ。

二ツふくろごり暗の晩たより。アンツク、ドツコイセウ。

三ツ宮さん神主たより。アンツク、ドツコイセウ。

四ツ嫁さん舞さんたより。アンツク、ドツコイセウ。

- 2、羽、子、つ、き
- 5、螢、捕
- 4、手、打、遊、び



- 五ツ醫者どん薬箱たより。アンツク、ドッコイセウ。
- 六ツ舞さん嫁さんたより。アンツク、ドッコイセウ。
- 七ツ泣く子はおんばがたより。アンツク、ドッコイセウ。
- 八ツ山伏太鼓がたより。アンツク、ドッコイセウ。
- 九ツ乞食お椀がたより。アンツク、ドッコイセウ。
- 十殿様脇差たより。アンツク、ドッコイセウ。
- セツセの子供山の笠は一羽ねんね一に橋、二にかきつばた、三にさんぐりばち、四に四にぼたん。
- お月様イクツ十三一ツまだ年若いなあの子をうんでこの子をうんでおまんこ抱かしやうおまんごこへ行
- つた、油買ひに、茶買ひに、茶屋の店ですべつて、ころんで油一升こぼしたその油ごうした、太郎ごんの
- 犬と次郎ごんの犬とみんななめてしもた、その犬ごうした、殺してしもた、その皮ごうした、太鼓には
- つてあつち向いてドンドコドン、こつち向いてドンドコドン。
- 朝顔は朝は開いて、晝はすばんでやつさ振袖、袖の長さは四尺五寸で、襟をからげて岩へこしかけ砂を
- つかんであつば……………。
- 簀着て結んで笠着て結んで柳にもたれて月拜むまいて行けくもごきでせう。
- 可愛いくもおんばのくせでなんの可愛がる人の子が。
- ねんく〜れてる子山に山をかされて外へ宿をかへさんせ。
- 内のこの子の枕の模様は梅に鶯ほさ、ぎす。
- 内のこの子にやりたいものは紙につゝんだ砂糖せんべ。
- 蛙ころ〜これを食べれば病が起る醫者にかけても治らん病ひ。
- 蛙ころ〜おまへみ(肉)を食べ私に骨給も。ケヒ〜ケツトコセ。

5、お月様

6、朝顔は

7、子守歌

8、蛙ツリ

9、ひそよせ

10、後に誰がゐる

11、ちーこや籠

12、ろうそくのしんまき  
13、蜻蛉取

雑詠

からさがちの歌

嫁入歌

第十四編 清水村 第七 風俗

伊勢の二また大根、みつともない、およせなされ、いつ来ても無理はない。七色さんがらし御大師さん  
参り、おふた櫻、みつともない、およさくら、おひつさくら、おむさくら、ひそよせしやう、りんしや  
う、女の子可愛らし男の子にくたらし、おたきお川はかーは、おみつふだし。すべつてころんで、い  
たい、おじやみほき、おふたほき、おみほき、ひそよせほき、おしこおつめ、おふたおつめ、  
おみおつめ、およおつめ、おひつおつめ、おむおつめ、ひそよせおつめおほらり。

中の中の小佛なんで脊か低い親の精進にさゝえび食べてそんで脊か低い後に誰がゐる。(そうでないの  
誰が居る)

京の京の大佛タン天火に焼けて三十三間堂が焼け残つた。(そうでないの誰がゐる)

ちーこや籠や、親はないではないか、深い川へはめよか浅い川へはめよか、さてもはめよなら血の池  
(深い川)へごんぶりこ。

○天様の籠とお姫さんの籠と比べて見れば、おいごがヒヨコツと出ました、なんぼほご出ました、ひよう  
たんほご出ました、ひようたんの先灸をすみてあつや悲しや金佛。

からさがちして手にまめ出来て晩に殿御を寝てなほる。

歌ふて下しやれ皆ごなたにも逢ふも出逢ふも今日ばかり。

たては〜で酒さへ飲めば重い長持チア芒にならん。

今日は目出度いこの家の座敷鶏さ鷓鴣が舞ひまふ。

この座敷は目出度い座敷下から龜がまひ上る、上からお鶴が舞ひ下る、鶏さ鷓鴣が舞をまふ。



木遣

日出度〜若松様、枝も榮える葉もしげる。  
お前百まで私しや九十九まで共に白髪を生えるまで。  
座敷木遣の一例、

「ア〜ヨ〜ヒサへさいた盃〜ヨ、中見て飲ミヤール、中は鶴龜ヤールサへ五葉一の松」

「ソラヤートこそイイヤナハレワイセ、コレワイセソラヨ〜イト〜コーセー」

「ウチマセウ、シヤン〜モウ〜ツシヤン〜、ヨ〜オテサノシヤンヤンシヤントコセ」

(備考) さいた盃中見て飲みやれ中は鶴龜五葉の松。

石つき歌

どうつきらうはかゞみにうつるヤレコノヤンヤラセヨーンヤ。  
味いものなら奥商にたこヤレコノヤンヤラセヨーンヤ。  
庭に大黒おいへに恵比須内の主は福の神。

亥の日の歌

亥のこの晩に重箱拾ふて、あけて見ればぬく〜渡頭、にぎつて見れば重兵衛さんのきんだまく〜。  
此處の門へ大水うつて舟を浮して嫁さんのせて、あひの船頭は舞さんでないかいな。

亥のこの晩に鬼生め蛇生め、角のはえたのんちんころ目。

伊勢音頭

伊勢の山田の今切る竹は、もさは尺八、中横笛で其末どうなる、一筆啓上仕るぞんじよろしくさ書く殿御の筆の軸、其末どうなる、八本ばねにさなるわいなすみて開いてお目出度う。

伊勢の山田の今切る竹は、もさは尺八、中は笛、末はおやまの筆の軸、筆の文句は何さ書く、狀かく、文かく恥をかく。

笠を忘れた石部の宿で、さりに行かれぬ持て来てくれぬ空の曇るを思ひます。

春と云ふものア景のよいものや、笠で浪うつ伊勢街道。

お伊勢参りて二の山行けば、笠がよ揃ふて面白い。

京都本願寺の木引き音頭

京の六條さんのたる木は三萬三千三百三十三本ありヨ〜ヒトセ。

京の三條のまた三條合して六條のぢゆづ屋町このじゆづなんぼと尋れたら六十と四文でございます、六十四文

でそりや高い、三十二文にまけてくれ、かけれを申さん旅の人、お氣に入れば買ひなばれ、お氣に入られば見

て通れ。

甚句

梅に惚れても櫻に惚れな同じ花でも散り易い。

梅の口説を聞くならば私も十七八の其時に鶯鳴かしたことがある、すつと青梅出た時に人に落され墮になごご

をして貰つて、ちこそなれよで色づいて互にしわのよるまでも、壺世をして貰つて帯をしやうぢやないかいな

京街筋の歌(盆踊の歌)

屋敷はあれ共八軒家を越えて、ごての八町もうち越して大阪にかゝりし京橋を百萬石の城を右わに眺めて通り

すぎ兩側あれども片町越えて仕事はすれども野田町越えて野江の地中へかゝるなら一天萬乗の仕置場を右わに

眺めて通りすぎ今は無けれど幽目の一里松、キリ、〜七まがりうち越えて淀川邊さ上るならおま、(御飯の

こと)の守口うち越えて佐太の天神さんを右わに眺めて通りすぎ町は狭ばても枚方越えて……………(京に至る

までごあり)

トントントンたく妻子もあけなされ、

下男「トントントンたく妻子もあけなされ、晝の約束花返し」

娘「あけたさよ〜飛び立つ様に思へども母の添ちやお手や枕」

母「なまけなや〜七ツ八ツから聲がする、十七八は何さなるまい」

下女「おへさん〜あの山のつるぎつばなを御存じかお春は低くても花は咲くらん」

お尻つき だいやもんごは高い、高いはつうてんかく、つうてんかくはこわい、こわいはゆうれん、ゆうれんは青い、青



いたぼうさん、ぼうさんばすべる、すべるはこほり、にほりは白い、白いはうさぎ、うさぎはほしる、ほしるはべつこ、べつこはゑらい、ゑらいは學者、學者は出来る、出来るはでんぼ、でんぼはうつる、うつるは鏡、鏡はわれる、われらは日本男子なり。

大槿の亂に関する俚諺

大槿がドント討出すソツト引く、またあらふかさ跡部こわかる。  
大槿が居るか居らぬかから話し、人ざりざりにはなす鐵砲。

## 第十五編 平野郷町

### 第一 地理

**位置及廣袤** 本町は郡の東南隅に在り。東は中河内郡加美村及び同龍華村に界し、北は同郡巽村に接し、西は本郡北百濟村及田邊町に界し、南は喜連村及南百濟村に接す。形状大凡方形にして、南部稍廣く、北部少しく尖れり。廣袤、東西約二十五町、南北約二十七町、面積〇、一九六七方里三百五十八町餘あり。

**地勢** 大字平野野堂三十歩神社傍に海拔約十米突の小丘ある外、土地一般に平低にして、攝河泉平野の中央に位し、東北部にて海拔六・七米突乃至六・八米突、西部は五・一米突、南部は六・一米突あり、東北より西南に向ひて緩傾斜をなす。

**地味** 地質沖積層にして、土性は北部大字市大字泥堂鐵道線附近及其以北、並に東南野堂松山附近は、砂質其他は黄黒色の壤土にして其質良好稻、綿に適す。(現今にては綿を栽培せず。皆稻なり) 大字野堂字嶋代に良質の胡蘿蔔を産す。大阪市場に出して西成郡木津産のものに劣らずといふ。

**區劃** 本町は分て七大字とす。平野泥堂・平野市・平野野堂・平野流・平野背戸口・平野西脇・平野馬場



是なり。各大字に於ける小字名は左の如し。

大字 平野泥堂(括弧内の数字は地番を示す以下同之)

茨木 至自 五七番

北川原 至自 一三三番

高田 至自 一六二番

濱ガ池 至自 二六四番

砂川原 至自 三九二番

七狭間 至自 五三三番

殿堂 至自 五四四番

泥堂町 至自 五四六番

大字 平野市

東川原 至自 七五番

西四ヶ内 至自 二七八番

東四ヶ内 至自 二一八番

内畑 至自 三三三番

市町 至自 四七四番

大字 平野野堂

樋ノ尻 至自 一八番

島代南ノ町 至自 一〇二番

島代中ノ町 至自 四七番

辰巳池ノ前 至自 一〇三番

三本松 至自 一七一番

龜ヶ尾 至自 一〇八番

丸山 至自 三〇九番

犬淵 至自 四二六番

干瓢山 至自 五二五番

西稻葉 至自 六二六番

菰池 至自 七五四番

小久保 至自 七六六番

野堂町 至自 一〇七番

大字 平野流

向這 至自 六一番

戸ノ川 至自 一五〇番

西向這 至自 一八七番

美島 至自 一八八番

千原樋 至自 二四二番

釜ヶ淵 至自 三〇八番

長山 至自 三二四番

一ノ坪 至自 四〇三番

二十双 至自 五四四番

大塚 至自 五五〇番

沖高 至自 六二五番

稲葉 至自 七三三番

一丁地 至自 一〇八番

大海神 至自 七五六番

西大海神 至自 八二四番

梅ヶ枝 至自 九二九番

流町 至自 一〇九二番

大字 平野春戸口

十 至自 二七番

諸町 至自 二一八番

鱒別當 至自 二四二番

春戸口町 至自 二四三番

大字 平野西脇

鱒別當 至自 五九番

道白 至自 一〇四番

藤ヶ澤 至自 一七五番

油屋 至自 一七六番

町田 至自 二三八番

十五 至自 二七五番

十六 至自 三〇二番

琵琶首 至自 三六六番



脇ノ池 自四一三番 至五〇〇番  
 乾原 自五〇一番 至六七二番  
 皿ノ池 自六七三番 至七二七番  
 代 自七二八番 至八九四番

大字 平野馬場

堂ノ前 自二〇番 至二〇番  
 松ケ本 自六一番 至六一番  
 大畦 自一〇六番 至一〇六番  
 琵琶首 自一〇七番 至一〇七番  
 狐塚 自一八五番 至一八五番  
 ス、花 自一八六番 至二〇〇番  
 道願切 自二六一番 至三一九番  
 八反田 自三二〇番 至三四六番  
 湯ノ口 自三四七番 至三七七番  
 尻振 自三七七番 至四二二番  
 牛ノ町 自四二二番 至四七〇番  
 辻堂 自四七二番 至五三二番  
 馬場町 自五三三番 至六〇五番

各大字の位置は平野野堂は平野流によりて東西に兩分せられ、東部野堂は本町の東南隅を占め、その西に平野流あり。流の西に西部野堂あり。平野流及西部野堂の北に平野脊戸口あり、平野脊戸口は平野西脇の一部の爲に西東に二分せらる。東部脊戸口には本町の中央より稍東南に位す、全部人家に埋めらる。脊戸口の北なるを西脇とす。平野馬場は西脇の北に在り。その東を平野泥堂とす平野市は本町の東北部を占め、南部は野堂に、西部は泥堂に接せり。  
 (補記) 町名の改稱 従來本町は、右の七ケの大字より成立せしが、近年戸數の増加は甚しくして

一ケ大字にても大なるものは戸數一千に垂んとし、従つて錯雜を極め舊來の田舎式の區劃にては、外來者のみならず、町民一般の不便一方ならざるを以て、町當局は茲に鑑みる所ありて、町名變更の委員を選び、數次の審議を重ねたる結果、宅地部を都市の區分法に倣ひて區劃し、大字の名稱を廢し、町内東西に貫通せる幹線道路に據りて簡明に區分し、各町共に東より順次一丁目、二丁目と稱へ、各丁毎に一番地より起り、巽に始まりて長に終る。これによりて舊式の區劃は根本的に整理されて都市的に變更せり。その改稱の新町名數は左記十三にして、大正十一年一月一日より實施せられたり。

- 田畑町 政所町(自一丁目 至五丁目) 梅ケ枝町(自一丁目 至六丁目) 三十歩町(自一丁目 至三丁目)
- 本町(自二丁目 至六丁目) 新町(自一丁目 至六丁目) 京町(自一丁目 至六丁目) 住吉町
- 中町 上町 元町(自一丁目 至七丁目) 濱町(自一丁目 至三丁目)
- 宮町

戸口 本町最近數年間と明治九年とを對照すれば左の如し。

平野郷町戸口表 (毎年十二月末限在)

明治九年	現住戸數 一、六三三	現住人口 六、五五〇	本籍人口	他 出 三	入寄留 二二	結婚 離 婚 出 産 死 亡
------	------------	------------	------	-------	--------	----------------



明治三十五年	一、八〇一	九、六〇〇	八、六四六						
同 四十年	一、六八〇	一〇、一六四							
大正元年	一、八七四	九、九九八							
同 二年	一、九四二	一〇、七四三							
同 三年	一、九六八	一一、五七七							
同 四年	一、九八八	一二、八三三	一一、〇二〇	二、三三三	三、一七七	七	二	四〇八	二九三
同 五年	一、九六一	一二、八四二	一一、一〇三	二、八八四	三、三六三	一〇三	九	三八四	二八四
同 六年	一、九六五	一二、三三八	一一、六五五	二、九九〇	三、五七三	九六	〇	四二七	二八〇
同 七年	二、〇三〇	一三、七三三	一二、七三八	一、二七四	三、三三八	三、三三八			

交通〔道路〕 本町は縣道四條府費補助里道三條あり。

奈良街道(假定縣道) 大阪市南區惠比須一丁目國道第二十九號より分岐し、奈良に至るものにして、

北百濟村より大字馬場に入り、大字泥堂を通過し、大字市にて百濟橋を渡り、中河内郡加美村に出

づ。本町内の長さ一千二百五間六分、幅員三間半、車馬の往來甚だ繁し。

古市街道(假定縣道) 本町奈良街道より分岐、南河内郡古市村譽田東高野街道に至るものにして、大

字泥堂五六二の一より南に向ひ、大字野堂に入り喜連村に出づ。本町内の長さ七百四十六間一分、

幅員二間、人馬の往來普通なり。

八尾街道(假定縣道) 南河内郡志紀村に於て奈良街道より分岐し、本郡安立町に於て國道第二十九號

路に至るものにして中河内郡加美村より本町大字市に入り茲に奈良街道と重複して南向すること大

約三十間、直ちに右折して大字野堂樋尻橋を西に向ひ、大字春戸口に於て西して、南百濟村に入る

本町内の長さ一千二百七十四間四分、幅員二間四分、交通稍繁し。

中高野街道(假定縣道) 南河内郡三都村に於て西高野街道より分岐し、北河内郡守口町國道第二號に

至るものにして、喜連村より本町大字流に入り、大字野堂より大字市に至り、餘慶橋、積善橋を渡

りて西行し、更に北進して兩國橋を渡りて巽村に入る。本町内の長さ一千百四十三間五分、幅員二

間交通稍繁し。

平野街道(府費補助里道) 大字春戸口八尾街道より分岐し、梅ヶ枝橋を渡り、北に直行して奈良街道

に出で、之に重複して西に向ふこと半町、北折東折を重ね、東より來れる鶴橋街道の接合點に終る

本町内の延長六百九十三間。

鶴橋街道(府費補助里道) 大字泥堂警察分署前奈良街道より起り、役場に沿ひ、杭全神社御旅所より

大字市に入り、北折し、御茶地に沿ひ、杭全神社北方平野街道との接合點より北行し、中高野街道

に重複す。本町内の延長五百五十五間。

百濟街道(府費補助里道) 大字泥堂五六二ノ一、西脇八九五ノ一通稱龜の辻に於て奈良街道より分岐

し西に向ひ、大字馬場に入り、大念佛寺表門筋に至り北折し、同寺の東北角にて西に向ひ、北百濟

村今在家に至る。本町内の延長八百十六間。



以上の他に府費の補助なきもの三萬二百五十九間、内幅一間以上のもの一萬五十九間あり。その主なるもの左の如し。

道名	所在	長さ	幅	始點	終點
天神筋	春日口町	百十間七分	一丈二尺	三三二番	三三〇番
警源寺筋	同	五十二間七分	九尺	二四五番	二五三番
田邊筋	馬場	五百九間	九尺	八番	今在家村ヲ經テ田邊ニ至ル
八波軒筋	同	三十四間四分	六尺	九三四番ノ一	九三七番
丹波屋筋	同	四十三間	四尺五寸	九五八番	九六二番
東金屋筋	同	百五十九間四分	一丈八寸	一五ノ四	九二九
金屋筋	同	百十間	四尺	九五七	九五二番ノ二
猿屋筋	同	百十間	四尺	三九八番	四一九番
三歩筋	野市町	四十二間	一丈八寸	九四四番	九四六番
松山筋	同	二百八間七分	四尺五寸	九五一番	九九六番
紅屋筋	同	四十三間八分	三尺九寸	八一七番	八二七番
菜市筋	同	三百九十一間	一丈三尺二寸	二番	八八六番
團屋筋	同	七十四間四分	六尺	八六九番	八七七番
晒屋筋	同	二百二十三間八分	一丈七尺	一五番	八〇三番
瓦屋筋	同	三百十四間四分	一丈八寸	九四四番	九一六番
三師屋筋	同	八十七間九分	一丈八寸	八五九番	八六五番
出藥師屋筋	同	百五十六間	一丈八寸	九六六番	一六〇番

道名	所在	長さ	幅	始點	終點
政所筋	同	百三十八間三分	一丈二尺	九六六番	一一七番
松念佛表門筋	同	二百八間七分	四尺五寸	四番	一三番
大念佛表門筋	同	百九十八間四分	一丈二尺	五九四番	五九八番
堀屋筋	同	百九十九間	一丈二尺	二九六番	三ノ二
小流筋	同	百八十一間五分	九尺	九九〇番	八六三番
戸ノ流筋	同	三百六十二間	五尺	一一九三番	一一八四番
梅ヶ軒筋	同	九間八分	一丈三尺八寸	一五番	九八二番
四馬代筋	同	四十六間六分	一丈二尺	九七二番	八九九ノ一
馬屋筋	同	三十八間一分	一丈八寸	五七一番	九七三番
金屋筋	同	五十六間	四尺八寸	九六一番	六〇〇、〇一
南馬場筋	同	二百七十二間	一丈八寸	三一五番	九七五番
小馬場筋	同	二百七十間七分	一丈八寸	六〇一番	西脇九八九番
圓馬場筋	同	二百七十二間五分	一丈八寸	五八五番	六〇五番
墓道筋	同	二百三十一間三分	九尺六寸	五八五番	五九八番
濱池筋	同	二百三十一間三分	九尺六寸	八番	一一番
市筋	同	六十一間五分	一丈二尺	九三一番	一ノ三十五合ム
紺屋筋	同	五十一間五分	一丈二尺	六〇七番	九三四番ノ一
大屋筋	同	九十六間一分	六尺	一ノ三〇	六三四番
中筋	同	三十三間六分	六尺	五七二番	五四六番
十筋	同	三百七十七間	五尺六寸	六〇一番	五七五番
船入筋	同	二十三間九分	一丈三尺二寸	四四二番	今在家ニ至ル
船入筋	同	八十四間四分	一丈八寸	四四二番	四四九番
船入筋	同	八十四間四分	一丈八寸	四五三番	四五四番



東 墓 寺 道	同	十七間一分	七尺二寸	四五三番	四七番五四
正 覺 路	同	三十一間四分	六尺	四五番	一三八番
福 橋 筋	同	九間五分	七尺二寸	四五〇番	
太 鼓 筋	同	四十七間四分	一丈五尺	四五九番	四三八番
鴻 池 裏	同	九十二間二分	六尺	四三八番	
寺 橫 町	同	四十一間五分	六尺	三八二ノ一	三八六
東 川 原 町	同	二百十八間一分	六尺	一二番	三三ノ一
四 ヶ 内	同	三百五十三間三分	三尺六寸	二六〇	二八二
餘 慶 橋	同	九十四間四分	三尺六寸	三八番	四五番
田 中 小 路	同	七十間四分	六尺	一一四二番	一一四六番
政 所 北ノ筋	同	四十四間二分	七尺二寸	九二一番	九一六番
王 造 筋	同	四百二間四分	七尺二寸	一七四番	今林ニ至ル

〔鐵道及軌道〕 關西線は西方北百濟村より大字馬場に入り、同泥堂の中部同市の北部を過ぎ、東方加美村に出づ。本町内一哩十鎖。平野驛あり。平野驛は大正六年度乗車人員三十一萬八千六百五十人、降車人員二十七萬二百二十六人、(一日平均乗降併せて一千六百八十八人)發送貨物噸數一萬八千八十噸、到着貨物噸數四萬八千五百五十四噸なり。大正七年度は乗降人員に於て約四割、發到着貨物噸數に於て約一割増加せり。これ南海電車賃の高くなりたると、大阪市電車が阿部野橋迄延長せるによる乗車人員の降車人員に比して多きは、大阪市に至るもの、歸り電車によるもの多き爲にして、到着噸數の發送噸數に比し多きは油類等は四輪車にて大阪に送るもの多き爲なり。又石炭は紡績會社其

他工場に於て消費せらるゝ關係もあり、到着貨物の重なるものは製油原料、石炭、綿花なり。南海電車平野支線は、南百濟村より大字野堂に入り、同春戸口を過ぎ西脇に達す、本町内通過五十鎖、一日の乗降客平均三千五六百人、朝及晩の通勤時間には八分又は九分毎に、其の他は十分乃至十二分毎に發車す。

〔橋梁〕 本町の橋梁は左の如し。

橋名	位置 街道	河川	構造	長	幅	備	考
百濟橋	大字市奈良街道	平野川	石造	六間	三間	明治十六年三月架換	無欄干
植尻橋	大字野堂八尾街道	同	同	二間半	二間半	有欄干	
餘慶橋	大字市中高野街道	同	同	二間二分	二間	大正六年十二月架換	無欄干
積善橋	大字市中高野街道	同	同	十間	二間	大正三年一月架換	有欄干
兩國橋	大字泥堂中高野街道	同	同			大正三年架換	有欄干

〔備考〕 積善橋は餘慶橋と共に含翠堂講師の命名にかゝる。橋の東詰に碑あり、積善橋と書す、中井履軒の書なるべし。

〔通信〕 平野郵便局 大字平野馬場十九番地に在り、明治六年四月一日の開設なり、當時局を大字野堂に置き、九年十月春戸口に、十六年四月一日泥堂一二九番地に、三十七年十月十六日現今の地に移轉す。三等郵便局たり。事務取扱開始は開設同時に通常郵便を、十三年七月一日貯金を、十六年三月一日内國爲替を、二十八年一月一日外國爲替を、二十九年七月一日小包郵便を、三十年三月二



十六日和歐兩文電信を、三十七年四月一日電話通話を、四十三年五月六日同交換を開始せり。電話加入者口數、大正七年現在四十七口、公衆電話一口なり。郵便物集配區域は平野郷町・喜連村・加美村・巽村・北百濟村・南百濟村・田邊町、電報直配達區域は以上同區域に長瀬村ノ内北蛇草南蛇草・長吉村ノ内長原出戸清水・瀧華村の内龜井跡部竹淵・三宅村・瓜破村、同別配達區域は惠我村・松原村・矢田村・長吉村ノ内川邊六反とす。

## 水

## 水利

〔水系〕 平野川 一に龍華川又橋川と云ふ、〔攝津志〕に平野川舊名百濟川とあり。水源は河

内南河内郡柏原町字青地の門樋より大和川の水を引き、中河内郡龍華村を経て本町大字市に入り、西北に流れ、同大字と中河内郡加美村との境界に沿ひ、迂曲數回、大字泥堂に入り、中河内郡巽村との境に沿ひ、北百濟村に至る。本町内の延長二十三町十七間、幅員廣きは十三間、狭きは四間、深さ二尺五寸乃至五尺、緩流にして稍清なり、魚族の捕ふべきものを産せず。青地井手口普通水利組合は本川を用水幹路とす。明治十年頃までは柳樹兩岸の水際に生ひ茂りて、水深く洪水あるも容易に變せず、船の往來日々七八隻に及び、大阪八軒屋より押して上り來り柏原迄至る。大和川改修以前は更に盛んなりしならん、兩岸の堤塘の今日の如く離れ居るを見ても川幅の大なりしを想像し得べし。往古船付場は大字市四百七十一番地に在りき。その近くに船問屋あり、又魚棚町、藥市町の名今尙殘れり。現今の川幅に埋め立てしは明治三十年なり。(繪舊家末吉氏條参照)

## 溝

瀧 本町大溝は源を大字市町樋尻橋西詰南(七番地)より發して大字野堂小字樋尻松山に入り、同

字五番地の一より二つに分る。一は南に向ひ松山池を廻りて西に向ひ、同二十一番地にて南折し、大字流町に入る。一一九五番地より西に向ひ流池南側に沿ひて流れ次第に細く分流す。

野堂町五番地の一より西に向ひたるものは小字野堂の中央八一二番地より北に折れ、同八一八番地より西に向ひ、更に北折西曲二回にして大字西脇に入り、九〇四番地より南北に二分し、南に向ひたるものは大字脊戸口に流れ、三三〇番地より西に曲り三二三番地より又々大字西脇に入り西に向ひつて直流し、同八〇番地附近の田歩を潤す。北に向ひたるものは大字泥堂に入り、五二七番地より西北に向ひ、馬場泥堂の堺を流れて大字馬場に入り、大念佛寺北側を通り西北に向ひて流れ灌漑の利をなす。

(附)伏樋蓋 大字野堂二番地に昔時樋尻門あり。平野川より郷内に引ける用水下水兩水路の水門の南手に當る。伏込樋は地下約五尺の處に埋設せり。安政四年、古河藩地方役牧山讓介の手にて改良工事を企てしをり、樋蓋に慶長紀年の刻字を發見せしが、明治三十三年、下水道改良工事の際、樋蓋の板二十四枚を掘出した。今紀年の分一枚を町役場に保存す。板は檜材にして長さ五尺、幅二尺九寸、厚さ六寸五分、裏面の上下兩邊に各三個の盲孔を穿ち、右邊に近く紀年あり、「慶長十八丑年五月末日と一行に刻せり。盲孔は支柱簷入の跡なるべく、以て伏樋工事の大體を徴するに足



溜池

所在地	池名	反別	水深	水草	水質	所在地	池名	反別	水深	水草	水質
野堂	辰巳池	一〇、九一三	二〇尺	周圍蘆	清	西脇	藤七池	五、三一八	七八尺	菱	半清
同	松山池	七、六〇三	七八尺	なし	半清	同	八ノ坪池	三、三二五	同	同	同
市流	關東池	四、四一〇	同	蓮多し	同	同	辨天池	八、五一二	同	同	同
同	河骨池	五、四一七	同	なし	同	同	御茶池	八、二二三	同	同	同
		三、二二七	水殆ん ごなし								

備考 全部町有に屬す。

辨天池 一元、殿堂池、殿堂蓮池の二なりしが今は一になり居れり。

御茶池 大正七年五月役場敷地として半埋められたり。

効果 河骨池を除く外全部灌溉に供せられ、平野川の水を引き貯へ置く。又鯉鱒等を養ふ。

〔堤塘〕 百濟堤 (イ) 右岸堤。平野川に沿ひ、東南方中河内郡加美村より大字市に入り、又加美村に出づ。延長七町五十間、馬踏一間二尺、敷五間五尺。

(ロ) 左岸堤。大字野堂辰巳池の東岸に起り、巽村との境を爲し、大字市を經、大字泥堂との境に沿ひ同大字に入り、大字馬場との境に沿ひて北百濟村に入る。延長二十町五十間、馬踏敷同前  
平等堤 前記辰巳池より起り、町の南端を喜連村界に沿ひて西進し、南百濟村界に至る。延長十三町

十六間五分、馬踏一間五寸、敷三間五分。

其他御茶池の西岸、辰巳池の周圍に各一町餘の小堤塘あり。關西鐵道線路も全部堤塘をなす。

〔水利組合〕 青地井手口普通水利組合 青地井手口は南河内郡柏原村に在り、組合事務所は同郡役所に置く。本町は夙に本組合に加入し、委員は本町各大字に一人づゝ、合計七人を選出す。大正六年十二月調査によれば本町に屬する分溝渠二十三箇所、延長一萬三百六十七間、開及樋二十箇所あり放水溝渠六十二個所、延長四千間とす。本組合に屬する本町の地域は、蒙利面積二百五十五町五反六畝二十一歩、經費分擔額五百八拾七圓九拾九錢、賦課率地租壹圓につき九錢貳厘九毛(大正八年度)なり。

大和川北岸第一水害豫防組合 本町亦加入せり、事務所は中河内郡役所内に置く。本町關係地域は平野川沿岸にして、面積六町三反六畝八歩、經費分擔費貳圓九拾六錢、賦課率地價百圓につき宅地貳錢壹厘、其他は八錢八厘なり。(大正八年度徵收額)

平野郷町外二ヶ村組合 今川水利土功を目的とす、組合地域は平野郷町北百濟村南百濟村なり。事務所を平野郷町役場に置く。但水利組合法に據らず。大正八年度經費分擔額平野郷町百六拾參圓、北百濟村四拾八圓六拾八圓の内十分  
三平野郷町補助 賦課率地價百圓につき拾錢とす。

官公衙 本町の官公衙は鶴橋警察署分署、町役場及平野郵便局なり。郵便局は交通通信の項にあり。



鶴橋警察署平野郷分署 大字平野泥堂無番地に在り。明治三十一年十一月二十五日此に移轉す。其以前の位置詳ならず。本署の創置は明治十年十月三日、住吉警察署の設置と同時に同署所屬として平野郷町に巡查交番所を設けられたるにあり。同十三年三月、交番所を廢して住吉警察署平野分署とす。十四年四月、八尾警察署所屬となる。當時職員は警部補一人、巡查七人なり。十九年四月、天王寺警察署所屬となり、職員は巡查一名を減す。二十二年舊に復して巡查七人とす。三十年四月、平野郷警察署とし今福住吉二分署を所屬とす。從て職員は警部二人、巡查十三人、雇員三人を置く。四十年四月、住吉分署を分割して住吉警察署とす。大正二年四月、鶴橋警察分署を設置し、本署直轄鶴橋町外二村、今福分署部内中本村南新開莊村を之に屬す。三年四月、平野郷警察署を廢して、更に鶴橋警察署平野郷分署とす。職員は明治四十三年、巡查部長一名を廢し、警部補一名を配置す以降職員左表の如し。

年次	警部		巡查部長		巡查		請願系計
	警部長	警部補	内勤	外勤	内勤	外勤	
明治四十三年四月一日	—	—	—	—	—	—	—
明治四十四年四月一日	—	—	—	—	—	—	—
明治四十五年四月一日	—	—	—	—	—	—	—
大正二年四月一日	—	—	—	—	—	—	—

年次	警部		巡查部長		巡查		請願系計
	警部長	警部補	内勤	外勤	内勤	外勤	
大正三年四月一日	—	—	—	—	—	—	—
大正四年四月一日	—	—	—	—	—	—	—
大正五年四月一日	—	—	—	—	—	—	—
大正六年四月一日	—	—	—	—	—	—	—
大正七年四月一日	—	—	—	—	—	—	—
大正八年四月一日	—	—	—	—	—	—	—

所轄區域 明治十四年四月一日八尾警察署所屬となりし當時、左の町數七村數二十八（時に戸數四、七九〇一五）を管轄とす。

東成郡（平野市町。野堂町。流町。春戸口町。西脇町。馬場町。泥堂町。  
 舊住吉郡（喜連村。今在家村。新在家村。桑津村。北田邊村。南田邊村。中野村。  
 現東成郡（砂子村。鷹合村。湯谷島村。松原新田。猿山新田。  
 舊澁川郡（南鞍作村。鞍作村。正覺寺村。（以上町村制施行後加美村と稱す）  
 現中河内郡（四條村。大地村。伊賀ヶ村。矢柄村。西足代村。（以上巽村と稱す）  
 舊丹北郡（西瓜破村。東瓜破村。（以上瓜破村と稱す）  
 現中河内郡（住道村。矢田部村。枯木村。富田新田。（以上矢田村）

十九年加美村は八尾署に屬し、巽村は北蛇草分署に、瓜破村矢田部村は更池村分署に屬し、所轄は七ヶ町十三ヶ村となる。戸數二、九八五 二十二年、町村制實施に依て一町四ヶ村となる。戸數三、一四八 其後二十九年に至る異動なし。三十年獨立の一署となりたる爲め所轄區域擴張して天王寺署下の生野・鶴橋・小路三ヶ村、住吉署下の天王寺村を本署下に屬せしむ。戸數四、一八九 四十年、住吉分署獨立の爲め、天王寺村を割きて同所轄に移す。戸數五、八〇七 四十五年五月一日、八尾警察署下の加



美村巽村を本署所轄とす。大正二年鶴橋町小路生野二村を鶴橋分署に移す、以後の所轄區域は平野郷町・喜連・南百濟・北百濟・田邊・加美・巽村の一町六村とす。爾後所轄戸口表左の如し。(毎年四月一日現在)

年次	戸數	人口	派出所駐在所	派出所駐在所	派出所駐在所	派出所駐在所	派出所駐在所				
大正二年	五、四四七	二四、四八五	一	六	一〇	大正五年	五、二九〇	二五、〇四六	二	六	一四
同三年	五、四七九	二四、九八〇	二	六	一四	同六年	五、五六二	二六、六一九	二	六	一四
同四年	五、三四七	二四、五五二	二	六	一四	同七年	五、六四一	二六、五一九	二	七	一五

大正七年四月一日現在各町村別にすれば左の如し

町村名	戸數	人口	派出所駐在所	派出所駐在所	派出所駐在所	派出所駐在所	派出所駐在所		
東成郡	二、七二九	一一、〇七五	二	八	田邊町	八四二	四、〇八六	一	二
平野郷町	三五六	一、七九二	一	一	中河内郡	四一七	二、一六二	一	一
喜連村	三七五	一、七一二	一	一	加美村	四〇一	三、二一九	一	一
南百濟村	五二一	二、四六五	一	一	巽村	五、六四一	二六、五一九	二	七
北百濟村					計				

巡查駐在所及派出所は明治三十年四月、平野警察署となりし當時は喜連村・北百濟村・南百濟村・田邊村・小路村(位置大字中川)鶴橋村木野(位置大字猪飼野)同村小橋(位置大字東小橋)生野村(位置大字舍利寺)加美村・巽村の十駐在所、及平野野堂巡查派出所なり。四十五年四月一日、木野及東小橋

の二駐在所を廢して鶴橋村巡查部長派出所を置く。大正二年四月、鶴橋分署の設置と同時に同派出所及生野・小路二駐在所を之が所轄に編入す。三年四月一日、平野泥堂に巡查派出所を設置す。七年四月一日、田邊駐在所を南田邊駐在所と改稱し、同町に北田邊駐在所を置く。八年四月、平野西脇に巡查派出所を設置す。現駐在所七ヶ所派出所三ヶ所あり。左の如し。

駐在所	名	稱	位	置	駐在所	名	稱	位	置	派出所	名	稱	位	置
喜連村	喜連村	大字湯谷島	田邊町北田邊	加美村	大字北田邊	野泥	野泥	野泥	野泥	大字平野野堂八二三番地	野泥	野泥	野泥	野泥
南百濟村	大字湯谷島	田邊町北田邊	加美村	大字北田邊	野泥	野泥	野泥	野泥	野泥	大字平野泥堂六五九番地	野泥	野泥	野泥	野泥
北百濟村	大字新在家	同郡巽村大字太地	同郡巽村大字太地	同郡巽村大字太地	野泥	野泥	野泥	野泥	野泥	大字平野西脇一五ノ五番地	野泥	野泥	野泥	野泥
田邊町南田邊	大字南田邊	同郡巽村大字太地	同郡巽村大字太地	同郡巽村大字太地	野泥	野泥	野泥	野泥	野泥	大字平野西脇一五ノ五番地	野泥	野泥	野泥	野泥

分署長署長表

官職	氏名	任命年月	官職	氏名	任命年月
警部	池田龍五郎		警部	永井喜一郎	
同	工藤吉之進		同	狼渡次郎	明治三十九年三月三十一日
同	武藤剛		同	小野静	同 四十年六月二十日
同	岡田勝次郎		同	西村幹一	同 四十一年六月二十日
同	北原兼彦		同	豐田兵四郎	







分離して各町に戸長役場を設置す。明治十三年區町村會法を定めらるゝや、之によりて各町に町會を設け教育・水利・土木の事業は聯合町會を開き合同事業となす。明治十七年七月、平野々堂外六ヶ町の各役場を廢し、聯合役場を設け、事務を處理したり。其間の戸長たりし氏名任期左の如し。

氏名	任期	職名	氏名	任期	職名
小澤治郎右衛門	明治十三年九月十月 明治二十二年三月	平野西脇町用係 平野々堂外六ヶ町戸長		明治十七年九月六月	平野西脇町戸長
鹽川徳兵衛	明治五年七月十月 明治十二年七月	平野流町副戸長 平野郷町村用掛		明治十年十月 明治十五年十二月	六番組副戸長 平野流町戸長
福井榮三郎	明治十三年八月 明治十七年七月	平野流町戸長 平野流町平野馬場平野 西脇平野々堂平野市平野 野春戸口平野泥堂戸長		明治十五年二月	流町戸長
清水平兵衛	明治十七年九月 明治十七年二月	平野郷馬場町戸長		明治十七年六月	馬場町戸長

明治二十二年町村制の實施に際し平野郷町と稱し、同年三月町會議員を選擧し、六月町長助役、七月に收入役を選擧し、始めて茲に完全なる自治體とはなれり。歴代の町長名及其任期左の如し。

氏名	任期	氏名	任期	氏名	任期
鹽川徳平	自明治二十二年六月 至同二十六年六月	安田木三	自明治三十七年十月 至同四十一年十月	富永芳三郎	自大正二年八月 至同四年八月
福井榮三郎	自同二十六年六月 至同三十年五月	福井楠太郎	自同四十一年十月 至同四十四年三月	水野富三郎	自同四年八月 至同八年九月
水野富三郎	自同三十年五月 至同三十七年十月	藤岡庄次郎	自同四十四年三月 至大正二年九月	吉村音次郎	自同八年九月二十日 現在

町會 議員數は大正五年迄は一級二級各九名計十八名、大正六年よりは十二名づゝ計二十四名を定員とす。その有權者數は大正二年一級三十九名二級三百八十五名計四百二十四名、大正六年一級二十七名二級三百六十一名計三百八十八名なり。

財政 本村最近の歳出入及町基本財産は左の如し。

年度	豫算 決算	歳入	歳出	基 本 財 産			合 計
				土地建物立木	公債株券現金	其 他	
大正四年	決	二五、七〇四	二三、六一一	五二、八三五	二〇、二〇三	四、二八〇	七七、三八一
同五年	決	二八、三五二	二四、六九二	五四、九一六	二三、四三五	四、八八〇	八三、二二一
同六年	決	三九、四三六	二八、〇五四	五四、九七七	二六、九六九	五、五〇〇	八七、四四六
同七年	豫	三四、二一〇	三四、二一〇				

備考 基本財産造成は明治三十五年一月蓄積條例を設け、年々基本財産より生ずる收入、手数料、國庫交附金、府費交附金、不動産移轉税を之に繰り入る。







バラチアス	痘瘡	猩紅熱	實布的里亞	計
一〇二	一一	一一	一五	一五六
一〇二	一一	一一	一五	一四〇
二〇三	一一	一一	一六	一三六
二二	一一	一一	一七	一九一
二二	一一	一一	一八	一三八
二二	一一	一一	一九	一八五
一四	一一	一一	二〇	一七八
一三	一一	一一	二一	一八三
三五	一一	一一	二二	七八〇
三五	一一	一一	二三	五五三

町村別入院數

年次	平野喜連田	邊北百濟南百濟	計	年次	平野喜連田	邊北百濟南百濟	計
大正五年	一〇	一	一一	大正七年	五	一	六
同六年	六七	一	六八	同七年	一	一	二

本町負擔經費 大正七年豫算六五六圓、北百濟村一五〇圓、喜連村九八圓、南百濟村一〇二圓、田邊一九二圓

兵事 壯丁検査成績は左表の如し。

壯丁検査成績表

年次	總人員	合格者	不合格者	無教育者	トラホーム患者	花柳病者
大正三年	九九	六三	三六	?	三五	六

年次	總人員	合格者	不合格者	無教育者	トラホーム患者	花柳病者
大正四年	一〇三	五六	四七	一三	六四	四
同五年	一二七	六八	五三	一三	四九	七
同六年	一一二	五八	五三	一	五五	二
同七年	一二六	五九	六七	四	五〇	二

備考 トラホーム花柳病患者は毎年二月検診の分なり。

在郷軍人會平野郷町分會 明治四十四年六月の設立にかゝる。役員は會長副會長各一名其他理事監事區隊長あり。會費月額將校同相當官拾錢準士官下士金六錢兵卒參錢とし町費百拾圓(年)の補助を受く軍服三十名分を備へあり。其事業の他町村に異なるものは消防組を逐次分會員を以て組織することにして現今總員四十九名中組頭一名小頭一名外二十一名消防手として分會より選任せり。又毎月一回(五日)青年團と合して講演會を開く。現今會長豫備步兵中尉藤江正治にして事務所は町役場内に置く。本町在郷軍人數は大正四年一八五〇人五年二〇〇二人六年二一一一人なり。

戰役戰病死者

氏名	種別	本籍	位階階級	所屬部隊	戰病	死
木谷 末松	生年月不明	大字平野市三百五十二番地	陸軍歩兵一等卒	第四師團歩兵第八聯隊	明治二十七年戰役に戰死場所及年月不詳	
備前 龜吉	同	同十三番地	陸軍輜重輸卒		明治二十七年戰役に病死場所及年月不詳	
櫻井 同助	同	大字平野香戸口三十九番地	陸軍歩兵上等兵		同上	



左海	明治十六年八月生	大字野堂四百三十一番地	陸軍輜重輪卒	第四師團第三補助輪卒隊	明治三十七年十月十四日海城北關兵站病院にて病死
梶野	明治十三年六月十六日生	大字市八十四番屋敷	陸軍歩兵軍曹	第四師團歩兵第八聯隊第二中隊	明治三十七年九月二日遼陽にて戦死
福井	明治九年一月九日生	大字平野流百十八番屋敷	陸軍歩兵上等兵	第四師團後備歩兵第三十八聯隊	明治三十八年七月二十一日木麻病院にて病死
奥野	明治十年十一月十一日生	大字平野市四十八番屋敷	動八等	第四師團歩兵第八聯隊第八中隊	明治三十七年五月二十五日南山にて戦死
野上	明治十六年四月五日生	大字平野市四十八番屋敷	陸軍歩兵上等兵	同上聯隊第五中隊	明治三十八年二月十二日清國盛京省小武鎮營にて戦死
谷川	明治十五年九月三日生	大字平野泥堂	動七等功七級	同上第六中隊	明治三十八年三月八日官林堡にて戦死
城清		大字野堂四百四十番地	陸軍歩兵一等卒	同上第十一中隊	明治三十八年一月三十一日遼陽第三野戦病院にて病死
和田	明治八年七月二日生	大字平野市	動八等功七級	同上第四中隊	明治三十七年八月二十一日湯家屯西南高地(礮龍山)にて戦死
岡島	明治十一年三月十一日生	大字野堂四百〇七番地	陸軍歩兵上等兵	同上第三中隊	明治三十七年五月二十六日金州南山にて戦死
石田	明治十五年二月十五日生	大字平野西脇百二十二番地	動八等	第四師團第十五號陸軍陸上勤務補助輪卒隊	明治三十七年七月二十六日青泥窪兵站病院にて病死
笹野	明治二十二年七月二十三日生	大字平野戸口二百六十一番地	陸軍輜重輪卒	第四師團第二建築輪卒隊	大正七年十一月十三日滿洲里兵站病院にて病死

(備考) 記入なきは不明とす。

**消防** 消防組は明治三十二年設立、同三月一日には腕用ポンプ購入し、四十四年には蒸氣ポンプを購入し(千八百圓)毎月一回演習を行ふ。(區域平野郷町壹圓)經費參百貳拾圓(大正七年度豫算)組員定員五十八名、大正七年現在組頭一、小頭二、機關手一、消防手四十六なり。備附器具は蒸氣ポン

プ及附屬品一臺、腕用ポンプ及附屬品一臺、消防車二臺、高張提灯一、弓張四十四、梯子一、齋口十、手斧四、消防旗一、喇叭五なり。

**教育** 小學校設立以前には有名なる含翠堂あり。(舊家條參照)又中久保與八郎・山口省三の二氏、大字野堂の各自宅に於て私塾を開き、習字・算術を教授したりき。

**平野尋常小學校** 大字泥堂五三一番地ノ一に在り明治五年十月住吉郡第一區平野郷町泥堂舊古河藩邸に創立し、第一番小學校と稱す。後平野小學校と稱し、明治二十六年四月平野尋常小學校と改稱す。明治十七年十一月文部省より三等獎勵品を、明治四十年三月普通教育施設宜しき廉に依り大阪府より金七拾圓を下附せらる。明治三十九年七月附設平野實業補習學校を設置す。かくて年一年と入學兒童の數を増し、殊に明治四十年度よりは國民義務教育延長實施せられて頓に増加し、明治四十二年二月十五日特別兒童(家貧にして晝間就學し能はざるもの)に夜間教授を開始す。學區域創立の當初平野郷町外十四ヶ村の組合なりしが後平野郷町外新在家今林の組合となり、明治二十二年四月全く獨立して平野郷町一圓のみとなる。校地敷地總坪數二千二百坪七合五勺(内運動場九百坪庭園五百十七坪)校舍、現今校舍は二階建一棟平家建七棟雨天體操場一棟にして明治二十八年三月より大正三年十月に至る間に於て八回の建築なり。

兒童數 出席 經費



年次	經費	年次	經費	年次	經費	年次	經費
明治五年	計 九九一	明治七年	六三〇	明治八年	五四四	明治九年	四六四
年次	在籍兒童數	日々出席數	經費	年次	在籍兒童數	日々出席數	經費
明治二十二年	六六六	二二七	五三八	大正三年	一、二〇四	一、一一一	八、五三一
同三十年	七五二	三九〇	一、二四一	同四年	一、三三九	一、二五八	九、〇八三
同三十五年	七三三	五五二	二、五八五	同五年	一、四四〇	一、三八三	一〇、一三七
同四十年	七七四	六七六	二、六三二	同六年	一、五二四	一、四四八	一〇、三二四
同四十五年	一、〇八二	一、〇三〇	六、七六九	同七年	一、六八九	一、六二四	一二、五六五
大正二年	一、二二七	一、〇六二	七、三三四				

平野尋常小學校校長並に代理者表

在職年次	校長又ハ代理	氏名	在職年次	校長又ハ代理	氏名
自明治六年	代	中村 中	明治十二年	代	小林 近道
同七年	代	山本 廣	同十三年	代	山口 八三郎
同八年	代	山口 省三	同十四年	代	末吉 平三郎
同九年	代	浮田 博	同十五年	校長	水野 富三郎
同十年	代				
同十一年	代				

自明治二十年	校長	自明治二十年	校長
至同二十一年	杉浦 三郎	自同二十一年	林 健次郎
至同二十二年	中野 政次	自同二十二年	鶴 飼 吉久
至同二十三年	榎川 三郎	自同二十三年	栗岡 松次

杭全高等小學校 本校は明治二十年四月一日平野高等小學校と稱し平野尋常小學校内に設立し教授を開始す。其後東成郡住吉第四高等小學校と改稱し明治二十二年四月一日杭全高等小學校と改稱す現今學區は平野郷町外六ヶ村(喜連・南北百濟・田邊・巽・加美)の組合立なり。同三十九年三月大阪府教育資金使用に關する規則第十四條により瓦斯幻燈器一式下附せらる。明治三十九年五月二十三日附設杭全裁縫學校を設置す授業料大正七年度月參拾錢(裁縫共)八年度五拾錢。

大正七年度組合費

町村	經費	兒童數	町村	經費	兒童數
平野郷町	一、七六〇	一四七	南百濟村	一七二	一四
喜連村	二五〇	二〇	田邊村	一五九	一五
北百濟村	二七二	二六	加美村	〇九八	一〇
			巽村		
			村	一三〇	一四

兒童一人ニ付金八圓其他ハ協定費



就學兒童數及經費一覽表

年 度	在籍兒童數	日々出席平均數	經 費	年 度	在籍兒童數	日々出席平均數	經 費
明治二十二年	八四	三九	三二六 <sup>四</sup>	大正三年	一六八	一六五	二、九三五 <sup>四</sup>
同 三十一年	二一八	一五一	七六七	同 四年	二〇五	二〇二	三、〇六八
同 三十五年	二六八	二五四	一、七六一	同 五年	一八八	一八二	三、六七三
同 四十年	四三七	四〇五	三、四四〇	同 六年	二〇六	二〇五	三、八 <sup>三</sup>
同 四十五年	一二四	一〇九	二、七三一	同 七年	二〇六	一九五	四、一七八
大正二年	一四六	一三六	二、七九二				

私立三餘學校 平野泥堂第十一番地大日本紡績株式會社平野工場内に在り。同工場職工普通教育未修

了者の爲に設立したるものなり。明治三十三年六月二十二日大阪府知事の設立認可を得たり。科程は尋常小學<sup>六ヶ年</sup> 裁縫專修科<sup>三ヶ年</sup> 修業とす。隨意科として生花・茶ノ湯・作法・割烹を教授す。本校經費は凡て會社より支辨し、授業料等は徴集せず、又教科書及凡ての學用品は會社より貸與せり未だ御眞影勅語謄本等の下附なし。生徒定員二百五十名、四學級編成とす。大正九年四月末現在

町教育會 明治四十四年五月十八日の創立にして、其後の事業は講演會、通俗談話會、學齡兒童特別教授の補助、平野小圖書館の設置、風俗矯正、貞淑會設置等なり。現任町長を以て會長とし、現任校長を副會長とす。其他役員には幹事評議員各若干名あり。事務所を小學校内に置く。經費は會員の

會費、町補助金、及其他の収入金に依る。現在會員百五十六名。大正七年<sup>月現在</sup>

教育功勞者 水野富三郎、資性剛毅潤達にして意志堅固の人なり。明治十七年大阪府師範學校を卒業し直に平野小學校に職を奉じ、明治三十五年七月三十日教育功勞者として大阪府より表彰せらる。後職を退いて學務委員となり、又町長・町會議員となり、本町の自治に貢献せる事三十餘年。大正八年三月二十日自治功勞者として大阪府より表彰せらる。又東成郡教育會副會長並に東成郡青年團理事に當選し、郡教育上の功勞尠からざりしが大正十年二月二日病を得て逝く、年五十八歳。

社會事業 平野郷町青年團 大正四年十二月十二日御大禮を記念し奉り、發團式を舉行せり。爾來毎月一回(五日)の修養講話會、毎日曜の體育鍛鍊並娛樂會、六七八九月を除き青年夜學を連續して開催す。又登山旅行を行ひしこと三回(六甲、信貴、金剛)團報の發行二回なり。修養講話會及旅行は盛なれども、體育鍛鍊並娛樂會及夜學は振はずといふべし。大正五年十一月十二日、東成郡長より表彰を受け、大正七年紀元節を以て大阪府より金五拾圓を賞與せらる。

平野郷町貞淑會 大正五年五月二十一日發會式を行ひ、翌年二回の講話會を開催せり。本町在住十二歳以上十八歳以下の女子を以て會員とし、教育勅語の趣旨を奉體して淑徳を修め、常識を養ふを目的とす。町教育會に屬して會長副會長は教育會會長副會長之を兼ねぬ。

米騒擾 大正七年八月十二日、平野にては魂祭の賣出しにて、人の出盛時、午後八時頃、辻々町々の



軒下涼み話の中に、何となく常に變りたる囁きの聲あり。「昨夜は田邊、今夜は平野が騒動する」と午後九時過、大念佛寺の鐘の音は暗を破りて響き渡る。人々何事ならんといふ中、野次馬連は大念佛寺さして走せ集る。かくて暴徒は町内の米屋を廻はりて或は強制し或は破壊せり。府會議員町長の宅にも押し寄せたり。暴徒の先頭に立つもの先づ電燈消せといひ廻り、暗黒になし置きて暴行を逞ふす。警察はあれども暴民の數多ければ、如何ともすべからず、騷擾の報師團に達し、三十七聯隊よりは一個小隊自動車にて來り、驛前坂井精麥所の護衛及町の鎮撫に當る。勇ましき喇叭の響と、嚴かなる着劍の姿を見て町民は一安心せり。されど米屋焼打の噂あり、米屋の近所は皆荷物を片付けて用意し、各町にては舊青年會(若衆組)仲間より自衛の隊を組み暴民の備へをなす。臨時町會は開催せられ、米の廉賣實施さる。小學校雨天體操場は臨時廉賣所となり、裁縫室は臨時警察の取調所となる。本町にて檢舉され檢事局に送られしもの十四名あり。

### 第三 産業

本町は鐵道及電車の便備はらざりし迄は地方商業の中心にして、附近村落の集散地たり。従つて農業は商業に次ぎ(農商平進の時ありしは勿論なり)工業は甚だ微々たるものなりき。交通の便開くるに及び、大阪市に行きて用を辨するもの多くして歩を本町に止むるもの少く商業は漸次衰退す。而

して、一方に於ては大阪市に近くして交通運搬に便なるを、附近に職工たるべき者の多きとは、工業をして勃興せしめ、最近に於ては其興隆實に著しく、現今にては工業最も盛んにして、商業之に次ぎ農業は第三位にあり。各生産額左の如し。

年次	農産物	畜産物	水産物	工業物	合計	現住戸數一戸に對する生産	現住人口一人に對する生産
大正四年	九三、九七八	五、三〇六		九四三、六七九、九二二	一、九〇七、九七	三、四二・一五	
同五年	一一三、七五二	四、〇七四		一一六五、三九七、三八五	二、八〇二・一八	四、八三・三一	
同六年	一〇二、四四二	五、四六三		一六七八、一四五、一三六	二、〇七四、一五七・七八	六、七四・三九	

住民の職業 大正五年以後職業別戸口數、曆年末調査左の如し。

年次	農業				工業	商業	公務及自由業	其他職業	無職業
	自作	自作小作	小作	計					
大正五年	四一	六六	八二	一八九	一六七	五六八	一八九	七七〇	九八
大正六年	二四	六二	一一四	二〇〇	一九四	七〇四	一九〇	一、五四〇	二三一
從業者	四九	一四六	一八一	三七六	五八二	一、七七六	一九〇	一、四二二	二三一

戸數職業別表(大正五年十一月調査)全戸數一千九百八十一戸

### イ 農業

百八十九戸



品名	戸數	品名	戸數	品名	戸數	品名	戸數
普通農	一八八	養雞	一				

工業

三十九戸

指物業	六	擦細工	三	鏡面取	五	襪紙紋置	二
銀引業	一	漆染工	一	鏡細工	一		
鍛冶鐵工業	八	踏鐵	一	車鍛冶	五		

(外に紡績會社工場一、製油工場三、捲糸工場二、カタン糸工場一、織布工場二、莫大小工場一、毛袋工場一)

製造販賣業

百二十八戸

捲糸	二五	鼻緒	一	人形	三	桶	二
石鹼	一	稻扱	一	狀袋	二	昆布	一
マニラ眞田	一	羽織	一	雷斯首卷	二	味噌	一
杓	一	螺紋紙	一	金網	四	莫大	一
口金	一	曲物	一	湯母車	一	シ大	一
藥器	一	揚子	一	天麩羅	一	珠ア	一
注療	一	筆子	一	酢	一	印	一
朝射	一	龍	一	蒲鉾	一	珠ア	一
紙函	一	クアム器	一	釜	一	判	一

ニ 物品販賣業(行商をも含む)五百六十八戸(爾業ヲ兼スルモノハ主ナル方ヲ取ル以下同ク)

石鹼	三	牛乳	一	綿線	四	青物	六
度量衡器	三	砂糖	一	三味線	一	乾物	九
水子	三	金物	一	古物	一	醬油	三
種子	一	鳥糞	一	農具	一	牛肉	三
蕨子	一	竹蓍	一	古物	一	醬油	三
古炭	一	綠蓍	一	牛馬	一	醬油	三
石炭	一	陶器	一	糸屑	一	醬油	三
コク	一	氷器	一	糸屑	一	醬油	三
草屑	一	砥石	一	糸屑	一	醬油	三
花紙	一	石炭煉瓦	一	糸屑	一	醬油	三
紙草	一	金剛砂	一	糸屑	一	醬油	三
煙草	一	木屑	一	糸屑	一	醬油	三
文具	一	藥屑	一	糸屑	一	醬油	三
道具	一	藥屑	一	糸屑	一	醬油	三
硝子	一	藥屑	一	糸屑	一	醬油	三
硝子	一	藥屑	一	糸屑	一	醬油	三
空樽	一	藥屑	一	糸屑	一	醬油	三
肥料	一	藥屑	一	糸屑	一	醬油	三
料理	一	藥屑	一	糸屑	一	醬油	三

標準商業

八十戸

運送	一	興業席	一	寫眞	一	西洋洗濯	二
湯屋	一	質屋	一	人力車貸	一	洗張湯熨斗	三
	八		一〇		一		二
							七

第十五編 平野郡町 第三 産業

一二二五







宅地	一、七九六	四、二五〇九	一、八二二	四、一九一九	一、一九二	四、六〇〇〇	三、五五八
池沼	六	九三、二五	六	九三、二五	六	六四、〇〇〇	
山林	二六	五、四三三	二五	五、〇三三	二四	八七、〇〇〇(藪)	二、二六二
原野	二四	三、二九元	二四	三、二九元	二四	七〇、〇〇〇	
雑種地	二二	七、四三三	二二	六、八二〇	二二	三〇、〇〇〇	
計	五、三三九	三〇、七四三	五、三三六	三〇、六六三	五、二九〇	三〇、五、九〇〇	

所有者別地目反別

地目	大正三年		同四年		同五年		同六年		同七年	
	反	別	反	別	反	別	反	別	反	別
本村	一七五、六〇〇	二七、一四一六	一七九、九七二	二二、七〇〇四	一七七、七七〇九	二二、五五四一四	一七四、七六一三	二二、二六二八	一七二、一一二〇	二〇、九三〇三
外村	一一四、四三六	一、七七一三	一一五、三九五	一、四三二一	一一四、一〇三八二	一、〇二〇三三	一一六、九八五、四〇	一、〇五二五	一一七、六一五、六三	一、〇九二三
雑地	二〇、一六三、八四	六、〇七一七	二〇、三六三、八五	六、三九一〇	二一、四八五、一八	六、六五二一	二一、九五六、六〇	七、九三〇七	二一、五一一三	八、七二一八
所有外民村本	九八、二七	二、五〇〇	一、〇一二七	一、〇一二七	一、一四二三	一、一四二三	一、二九二一	一、二九二一	一、〇二一六	一、〇二一六

本町に於ける大正四年以降累年農産物統計(作付反別は町、價額)左の如し。

作物	大正四年		同五年		同六年	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
米	三、五〇〇	五、六二四石	三、七〇九	五、九二四石	三、七一九	四、一五九石
麥	六〇〇	一、〇九八	五五〇	九九九	四三〇	八一〇
菜種	九三〇	八、三七〇	八九〇	八、八二二	八八〇	七九二
蠶豆	三〇	五、五一	五〇	九三	六〇	九〇
茄子	二〇	一〇、五〇〇	一五、七五〇	一、一八二	三〇	一、二六〇
蘿蔔	三〇	一、八七〇	三〇	一、八二二	三〇	一、四四〇
小豆	三〇	一〇、五〇〇	三〇	一、一八二	三〇	一、二六〇
葡萄	八〇	二、五〇〇	一、三三三	一、三三三	八〇	一、四四〇

肥料は主として油粕人肥を使用す。本町に油粕の産多きを以て多く之を使用し、下肥は町内又は大阪市より運搬し來る。一段歩に對し二毛作の所は合計貳圓乃至參圓、一毛作の所は殆んど肥料を用ひず。(大正六年一毛作二毛作自作別次の如し)

自作	田		畑	合計
	一毛作	二毛作		
自作	三三、九九、〇〇	四七、四四、一一	一〇、三四、一七	九〇、〇〇、一四
小作	六一、一一、〇〇	八五、三二、二九	一九、七〇、〇五	一六七、九一、一八

堆肥は少しく用ふ。大正六年に於ける緑肥(紫雲英)作付段別八段五畝にして收穫高三四八〇貫なり



農民住宅と耕地との距離は大抵は三町乃至七八町にして、遠きも十五町以内なり。農具としては近年二毛作地の除草に三四車輪附除草器を用ふるも、一毛作地は用ふる能はず。一般に土地軟かなる爲め手まぐわを用ふることなし。

農家は雇人を使用せず、殆んど總べて自家勞力の辨し得るだけの段別のみを耕作す。大正六年末調査によれば全戸數二百中耕作反別五段未滿七三、五段以上六四、一町以上六二、二町以上一なり。小作には年期なし、小作證文を入れ、必要な時は何時にても返濟する事を記入せしむ。小作料は一段歩につき平均一石四斗なり。遠き以前には小作人一揆の如きことありしも、近來斯の如き場合には町長に依頼して地主に交渉を乞ひ、減免を協定す。故に紛擾の大なるものなし。近年工業商業に轉ずるもの増加し、小作人不足なれども、荒蕪に歸したる田畑あるを聞かず。最近數年間一段歩に對する小作料の減免を擧ぐれば左の如し。

明治四十三年 八升 同 四十四年 一斗八升 大正元年 二斗二升  
同 二年 四斗 同 三年 ナシ 同 四年 一升

因に本町農家の宅地賃貸料を擧ぐれば、明治三十年頃までは樹目にて定むるもの多く、一坪に付立米五合乃至七八合なり。而して樹目にて定めたる場合金錢にて支拂ふには、毎年十二月二十五日より三十日迄の正米(攝津)相場の平均による。但し現今にては樹目にて定むるものなし。金錢にては一坪に付最高拾錢最低參錢なりとす。一反歩に付樹目の換算を擧ぐれば

年次	金額	年次	金額	年次	金額	年次	金額
明治三十九年	一四、五〇	明治四十二年	一一、四〇	大正元年	二二、六六	大正四年	一四、四四
同 四十年	一五、八〇	同 四十三年	一四、二〇	同 二年	二一、一〇		
同 四十一年	一四、四〇	同 四十四年	一七、三〇	同 三年	一一、六〇		

大正六年に於ける過去十ヶ年の平均拾六圓九拾壹錢四厘、同五年拾六圓壹錢五厘、同四年拾五圓八拾四錢。

農家收支決算は一段歩につき平均收穫二石五斗、小作米一石四斗を引き、殘一石一斗の内、肥料及農具等に一斗を引き、四十日にて仕上ぐるにせば一日七拾錢の割、(一石參拾圓として)表面の收支決算外蔬菜栽培等あるが故に、生活し得るなり。牛は五六軒にて一頭を共同して飼養す。本町の家禽家畜は、その飼養數等を左に表示すべし。

品名	大正四年		大正五年		大正六年	
	羽數	産卵價額	羽數	産卵價額	羽數	産卵價額
鶏卵	一、一九五	一、九〇〇	八、八四	六〇、八九	九、六	八、九〇〇
鴨卵	一、五	一〇、〇〇〇	九〇	六、〇〇〇	二、一	五、〇〇〇
鷺卵	一、五	一〇、〇〇〇	九〇	六、〇〇〇	二、一	五、〇〇〇
牛乳	一、五	二、〇〇	九〇	二、四〇	二、八	三、八六

大正六年末に於ける牛馬飼養戸數牛三十九戸(頭數六十)馬三十戸(頭數三十二)  
同鶏飼餘戸數二百五十六戸(十羽未滿一八八、十羽以上五十羽未滿六十五、五十羽以上三〇)



養魚は本町所有の灌漑用溜池に於て養殖す。又幼魚を放入し養殖を圖るも其の池水灌漑の目的なるため淺くして且は不時の出水に依り、充分に其目的を達する能はず。故に其の收穫も微々たるものにして、大正五年中に於ては鯉七十五貫、鮒八十貫餘にして此金額百拾五圓餘なり。

平野郷町農會 明治三十九年五月の設立にかゝる。されど爾來振はず、從來の事業は麥の種子田の設置、(大正五年)種子交換、害虫驅除等なり。共同苗代は目下十三ヶ所あり、反別約一町三反に及ぶ又毎年小學兒童をして螟虫採卵を爲さしむ。冬畔焼をも行へり。大正八年度經費豫算參百七拾圓、内町より補助百七拾圓、殘額貳百圓は寄附に依る。

青物市場 大字市三二六にあり、大正六年に於ける取引高貳萬圓同開市日數三百五十五日、管理人塩野榮吉。(東市場)

大字泥堂三八七及大字馬場五九九にあり。大正六年に於ける取引高壹萬圓、同開市日數三百五十五日、管理人佐野留吉。(西市場)

平野市場設立以前は平野附近に産する青物は殆んど大阪木津及天満兩青物合名會社に於て賣買せられしが、本町人福本駒吉等相謀りて此地の青物は平野にて賣買せんと欲し、明治四十二年八月、郡役所の許可を経て、平野郷字市現在市場の一部に於て青物市を設立し、平野郷青物市場と命名せり此の市場は其位置宜敷を得たと當時農家にては青物熱勃興したるとにより、中河内郡長吉・加美・

久資寺等の農村に於て産出せらるゝ青物盛に幅輳して、追々隆盛の機運に向ひしかば、更に四十四年五月、繼續願を出し、現在の市場に擴張せり。然るに組合人中に内証を生じ、四十五年、塩野新三郎等斷然分離して、平野泥堂に新市場を設立し、西市場と稱して舊市場即ち東市場と對抗せり。之より兩市場の競争愈々激甚となり、或時は西市場出張所の如きを東市場の東隣に設く等、益々白熱の度を加ふるに及び、兩者の内に立ちて調停を試む者ありて、一時合同問題の起りし事もありしが、未だ其の機運に向はずして現今に及べり。然れども資金貧弱なる西市場は資金豊富にして且つ好位置を占むる東市場に對抗すべくもあらず、兩市場の競争は終に東市場の勝利に歸して益々隆盛に赴くに反し、西市場は追々衰微の傾向あり。されば組合人中には東西併合を願ふ者ありて早晚合併するならんとは一般の觀測なり。

工業 中世本地方は綿の栽培甚だ盛んにして、之に關する工業先づ起れり。今も綿屋町の名稱存せり。明治二十年紡績工場設立せられしより一層綿糸盛んになり、次で製油、鐵工起り、最近に至りては鏡、硝子、錫箔漸く盛んならんとす。







履物	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	内地(滋賀縣)	中國九州地方
鼻緒	八、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	八、七〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	内地(滋賀縣)	
狀袋	一、八〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	二、七〇〇	奈良縣生駒郡	大阪市
竹籠	一、七〇〇、〇〇〇	八〇〇	一、五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	内地	附近
建具	一、七〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	内地	附近
杓箱	二、七〇〇、〇〇〇	八〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	内地至る所	附近
桶類	二、七〇〇、〇〇〇	八〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	内地至る所	附近
曲物	二、七〇〇、〇〇〇	八〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	内地至る所	附近
小兒車	一、五〇〇、〇〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	七七八	三、〇〇〇	一、二〇〇	大阪	附近
荷車	一、五〇〇、〇〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	七七八	三、〇〇〇	一、二〇〇	大阪	附近
清涼飲料水(密柑水)	二、四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	八、七〇〇、〇〇〇	七七八	三、〇〇〇	一、二〇〇	印	中國九州地方(間屋を経て)
味噌	二、四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	八、七〇〇、〇〇〇	七七八	三、〇〇〇	一、二〇〇	大阪	附近
菓子類	二、四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇	八、七〇〇、〇〇〇	七七八	三、〇〇〇	一、二〇〇	大阪	附近
藟類	一、四〇〇、〇〇〇	三、六九九	一、八、〇〇〇、〇〇〇	七七八	三、〇〇〇	一、二〇〇	大阪	附近
豆腐類	一、四〇〇、〇〇〇	一、五〇〇	一、五、〇〇〇、〇〇〇	一、三九〇	三、〇〇〇	四、六〇〇	山城、大和、三備、丹波、丹後、水戸、支、朝	大阪及平野近在
蒲鉾類	七、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇	一、五、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	二、八〇〇	堺、大阪	

本町の産物として〔攝陽群談〕載する所は  
 平野酒 平野莊の民家に所造也、織田信長公、三好修理太夫課役免許の處なり、其功酒を好するの徳に因る。

飴 同莊市店にあり、形管の如に作之、餘は隨所好、天正年中、豊臣秀吉公に獻じてより課役を免じ賜ふの名物なり。

檜物細工 同莊市中にあり、始祖有樂は利休時代の名人、茶湯者多く設之。

絹 同莊錫鍛冶作之、諸國の市店に送、或は京大阪の津に出て沾之、女工求之、車に懸て木綿糸を牽の具也、錫或は紡錘の二字に作り、車も亦紡車と稱す。

繰綿 同莊の田圃に作る、木綿並に泉州河州より當所の市に送り、攪車に懸て諸國に商ふ、用糸強して宜し、女工求之。

蒟蒻 同莊の田圃に作り、則當所市店に於て製之、所々に送る、味他に勝て宜し、因つて作之、商者總て平野蒟蒻と云へり、不製蒟蒻玉として諸國に沾渡せり。

産後藥 同莊奥野宗順、同清順兩家にあり。難産前後に用之、宜治之、世に廣く所求之、平野藥と云へり。

〔攝津名所圖會〕には平野製産。紡車、攪車、杓、綿駝、産後黑藥、膠飴とあり。〔和漢三才圖會〕に綿は攝津及備後之産を最上とす、綿子油は濁つて燈用とならざるを、平野人始めて澄法を考へ、今盛んに用ひらるごあり。

本町及附近各村は古來綿花の栽培地として名あり。元祿頃には繰綿を遠く江戸に輸送し、其取引盛



なり。寶曆十三年には綿商六百五十戸ありしと云。従つて當時攪車紡車の製出も盛んなりしを知るべし。酒の産出は元祿十年の造酒米高は五百六十一石なりき。(池田町稻東芝馬太郎氏所藏文書) 飾は太閤御飴と稱し、館屋源兵衛之を製したりと云ふ。産後薬は調胎湯と云ふが本稱なり、今は俗に産前産後薬と稱し、又平野薬とも云ふ。奥野家の所傳に據れば、遠祖覺舜、親鸞の關東北越化導に隨行し、歸洛後も其旨を奉じて四方に説教したれば、人呼んで奥の坊と云ふ。七代西舜の時、本願寺の財政紊亂したりしかば、之を整理し、本願寺經譽より其賞として、親鸞以來秘方として本山より病者に授與し來りたる秘方を傳授せられ、醫を業とし、傍攝河二州を教化すべしとて當町に移住せしめられたり。是を當町奥野家の祖先とす。今より凡二十世許以前なりと云ふ。其後宗順、清順の兩家に別れ、宗順の家は薬袋に朱印を用ひ、清順の家は黒印を用ひたり。今存するは清順の後裔なり。

工場表

工場種類	大正四年		同五年		同六年		原動力區別	大正四年		同五年		同六年	
	戸数	計	戸数	計	戸数	計		機關數	實馬力	機關數	實馬力	機關數	實馬力
染織	九	七	一六	一三	二	八	蒸汽往復動機	三	九〇三	四	九七四	三	九三六
機械器具	二	一	三	三	一	一	蒸汽往復動機	二	二九	二	二〇	二	三三
化學	三	一	三	四	二	三	瓦斯發動機	三	四七	一	八	二	三
計	一七	九	二六	二〇	二	三	日本形水車	六	一五	六	一五	四	一八

工業従業者表

工業種類	大正四年		同五年		同六年	
	戸数	計	戸数	計	戸数	計
綿絲紡績	一	二〇〇	一	一三二	一	一三四
織物	二	一〇〇	一	一八	一	二六
莫大物	一〇	三〇	一	一	一	九七
染物	四	七	三	三	六	四三
組紐	二	一〇	一	一	一	五
捲糸	二五	四八	二六	一五七	二五	一四六
カタン糸	一	一	一	一	一	二七
製綿	一	一	一	一	一	二一
鑄物諸器械	一	一	一	一	一	二
自轉車部品	一	一	一	一	一	二
燈火器具	一	一	一	一	一	二
鉛筆削	一	一	一	一	一	二
荷車	一	一	一	一	一	二
乳母車	一	一	一	一	一	二
計	一七	九	二六	二〇	二	三







〔會社及工場〕 大日本紡績株式會社平野工場 明治二十年三月の創立にして資本金五拾萬圓平野紡績會社と稱す。蓋し當時は斯業未だ幼稚にして綿糸原料は主として内地産綿花を仰ぐ方針なるを以て同地の府下綿産地として而も棉花市場の中心たるより、特に此地を選定せしものなり。明治二十一年起工し、翌二十二年竣成を告げて五千鍾の試運轉に着手し、次いで五千鍾餘を据付け、尙諸般の設備完了せるを以て、茲に營業を開始せり。當時手紡綿競争の時代より漸次輸入綿拮抗時代に移り一時に企業者興起して一般衰境に沈淪せし姿なりしが、銳意改良を謀り、販路の擴張に努めし爲め漸次隆昌に趨きて、信用を博し、隨ひて規模狭小を感せり。因て更に工場を増設して、鍾數も二萬七千六百鍾に増加せり。然るに海外輸出は益々擴張し、殊に支那市場に於て黒紫又赤色「平」商標の名聲は日本綿糸の聲譽中噴々として、其の一二を争ふに至り、内地も又需用を増進せり。業運已に斯の如くなるを以て尙工場の狹隘にして内外の需用に應ずる能はざる状態にあり。故に明治三十一年野田紡績會社を買収して之を第一分工場とし、一萬二千鍾を据付けて運轉を開始し、本社鍾數を併せて四萬鍾を以て漸く需用者に満足を與ふるに至れり。北清戰役に際し一時其地方の輸出杜絶し又經濟界の變動に遭遇して一時不振の趨勢を呈したりしが、明治三十三年下半年以後は全然復活せり。而して同社は時勢に鑑み合同の必要を認め、機の至るを待ちしに、明治三十五年に至り攝津紡績會社と交渉なり合同して其分工場となる。同年に於ける一日平均使用實馬力原動力汽力七九三、

一日平均運動鍾數二七、〇二五職工一日平均一、九四〇産額一、一六七、九二六貫主要なる番手一六なり。大正七年六月一日攝津紡績會社は尼崎紡績株式會社と併合し、同日大日本紡績株式會社と改稱す。製品は總べて阪地其他糸商の手を経て販賣し、直接機業者等には販賣せず。別に仲買人及問屋との關係なく、海外輸出は直接に貿易商人若しくは糸商人仲次人を経て販賣す。中桐鐵工所 大字野堂にあり。鑄物及諸器械を製造す。支那より見學に來れるものもあり。原料は英國又は本邦より仰ぎ主として支那に輸出す。生産高大正二年に於て拾九萬圓其後引續き盛んなり。  
(工産物表鑄物諸器械の部参照)  
 當主中桐彦太郎は創業の人として本町模範人物なり。右の外會社組織の工場多く其重なるもの左の如し。

會社表 (大正六年末調査)

組織	會社商號	會社ノ目的	所在地名	設立年月	資本金	備考
合資會社	平野製油合資會社	棉實油粕、同油製造販賣	市	明治三十九年	五、〇〇〇圓	代表社員 島國繁太郎
合資會社	合資會社	菜種油、同油製造販賣	市	明治四十年	七、〇〇〇	代表社員 金田友三郎
合名會社	合名會社	棉實油製造	野堂	明治四十二年	一六、〇〇〇	代表者 太田源次郎
合名會社	太田商店	莫大小製造	野堂	明治四十二年		



株式會社	平野燃糸株式會社	綿糸燃賣	泥堂	大正二年	二〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	專務取締役 水野富三郎
合資會社	丸喜燃糸製造所	漁網用燃糸	泥堂	大正三年	六、五〇〇	業務擔當社員 三宅喜兵衛
合資會社	榮昌洋行	毛袋染毛製造	泥堂	大正三年	三〇、〇〇〇	業務擔當社員 中桐彦太郎
株式會社	吉川製油株式會社	油肥料製造	市	大正四年	一〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	社 安田木三
合資會社	平野織布株式會社	綿織物製造	馬場	大正四年	一四、〇〇〇	業務擔當社員 柴清次郎
合資會社	大阪製網株式會社	莫大編立	泥堂	大正六年	一五〇、〇〇〇	代表社員 松本次郎

商業

小商店多く殊に青物又は兒童相手の果實菓子玩具類を賣る店多し。次いで呉服店履物店飲食店等なり。(戸別職業別表参照、小商店多きは半工半農の如きものにして婦女の仕事とせるものなり) 大阪市に近くして交通の便なると、特に優れて勉勵する者の少きとにて大繁昌なる店の殆んど稀なるは遺憾なり。金融機關は銀行支店二あり。

株式會社第百三十銀行平野支店、大字市にあり、明治四十二年四月設立。  
株式會社大阪銀行平野支店、大字流にあり、明治四十一年八月設立。

又阪井啓三外九名發起にて、平野燃糸購買販賣組合を組織し、明治四十四年七月設立許可を受けたりしが、本業衰頹の爲め、事業開始に至らず、大正三年一月解散せり。

交通運輸業は平野合資會社其他四戸あり、本町内の車軸統計左の如し。

年 度	四 輪 車	荷 車	人 力 車	自 轉 車	計
明 治 九 年	1	八〇 <small>大</small> 七九 <small>小</small>	一六二	1	二四二
大 正 四 年	七二	七二四 <small>大</small> 六七一 <small>小</small>	三六	二〇四	一、〇三四
同 五 年	一〇〇	七八六 <small>大</small> 七三一 <small>小</small>	三八	二九二	一、二一七
同 六 年	一〇三	八〇八 <small>大</small> 七五三 <small>小</small>	三七	三四一	一、二八九

第四 神社

杭全神社(郷社) 大字平野泥堂字殿堂六百六十一番地に鎮座す。祭神は素盞鳴命にして、社藏の縁起書によれば貞觀年中京祇園の牛頭天王を勸請したるなり、即牛頭天王社なり。後に境内に熊野三所を勸請せり、故にまた熊野權現と稱す。明治五年郷社に列せられ杭全神社と稱す。社號を定められたる年月不詳。同四十年一月、幣帛供進神社に指定せらる。境内は一圓の平地にして周圍は堀を以て之れを繞らし、境内第 種地二千六百八十八坪七合あり。樟・松・杉・檜並に椰・山茶等老齡の常綠木叢生し、就中樟樹の最大なる者は地上目通周圍大約二十五尺、高同十間、樹齡同六百年に達し、最も偉觀を呈す。本社



殿は檜皮葺方一間春日造(梁行一間半)にして、面す(社殿建築の年月詳ならず。攝津志に曰、有、小祠、今稱天王、上梁文曰、永正十年修造と。是以前の社殿なるべし。)拜殿幣殿の外尙ほ舞殿、神樂殿、神饌所、寶庫、神輿庫、太鼓舎、井戸屋形、社務所、門、瑞垣、鳥居、高麗狗數對等あり。社務所は舊連歌所にして、神輿庫と共に寶永五年三月の建築なり。又鐵燈籠二基、石燈籠百十四基あり、後者の中に最古のものは天文二十年九月五日今の末吉家の祖藤右衛門の寄進にかゝる。又享保四年十二月當時此地の領主古河藩主本多忠良の献せる二基あり。祭祀は別に掲ぐる外大鳥居注連繩献納奉告祭(六月)田植神事(同日)鎮魂祭(二月十七日)祈年祭(二月十七日)誕生會大祭(四月十六日)上巳祭(三月三日)夏祭(七月九日)例祭伊勢神宮遙拜式(十月十七日)鎮火祭(十一月)新嘗祭(十一月二十四日)月次祭(朔)等あり。  
 境内社は熊野神社(祭神伊弉册命速玉男命)證誠殿(同伊弉諾命)若王子社(同若歲神同)八王子社(同忍穗耳命、天  
津日子根命、活津日子根命、熊野久須比命、多岐理比賣命、狭依姬命、多岐津比賣命、祭日同)天満宮(同菅原道真同)皇太神宮(同天照皇大神)稻荷神社(同稻倉魂命、同陰三  
月日)十柱神社(同別雷命、金山彦命、大山咋命、譽田別命、中筒男命、素盞)鎮守社(栗柄命例)田村神社(同阪上田村廣例)宇賀神社(同市杵島姫命)あり。本神社境内は熊野權現牛頭天王社同一境内にして、中央なるが熊野權現、その右手に天王社あり、左手に證誠殿、若王子、八王子社あり。天王社は平野郷の生土神として六月十四日例祭を行ひ、權現は毎年三月三日法會を行ひたり。  
 證誠殿創祀の由來は、縁起によれば、建久元年三月三日、山伏一人當社に來り、社僧に語るらく、

役小角が手彫の證誠大權現を當社に合祀すべしと。社僧諾はざりしが、僧は其負へる笈を本社より未申の方四五町を隔てたる處にある松樹に掛け立去りしに、其夜松樹より今權現の鎮座地の邊に靈光を放ち、又本社境内には一夜に三株の榊木生じ、三羽の鳥飛來して、人を恐れず、之れに休止せり。人怪しみて笈を開くに中より熊野證誠大權現出現せしかば、則ち社殿を營み、例年三月三日社僧拜殿にて法會を修する事となりぬ。元亨元年、後醍醐帝上記熊野權現影向の事を聞き給ひ、證誠殿を再興し、又熊野三所權現を勸請し、若王子等の諸社熊野權現の本地阿彌陀如來安産の寶塔、其他の諸堂を修造し、華表の額「熊野三所權現」の宸筆を給ひ、神宮寺社僧等備はりたりと云ふ。笈松は泥堂にあり。一説に云ふ昔戰場より遁れ去る者此松の本に追詰められて終に戦死す、この縁を以て追懸松とも云へりと。攝陽群談の一説又境内に影向松と稱するありて形傘の如くなりしかば又笠松といひたり、近年まで存せり。縁起に牛頭王、阪上某に神託ましくして、我は此郷の地主の神なり。時のいたるを待つこと久し、則山城國愛宕郡八阪郷に跡をたれて祇園牛頭天王といふは我事なり。今より後此郷にあがめ祭りなば、國家安穩、人民豊樂をまもらんと宣ひ、まのあたり影向し給ひしかば、有難く覺侍りて、勸請奉りしとなり。時に彼影向し給へる所に俄然として生たる松なればとて、今に残りて當社影向松とぞいひ傳へ侍りける。と見えたり。  
 寶物は後醍醐帝宸筆の鳥居勅額竝に宸翰五點、縁起繪卷物二卷末吉貿易船古額一面翁古面一面貴重



品什器類六十四點、書帳類二十四點、佛畫、佛像、大刀、笈等二十九點等あり。氏子區域は本町及百濟村(大字桑津を除く)にして戸數大約三千あり。

明治維新に至る迄境内に多寶塔(飛驒匠造之)鐘樓、觀音堂、大師堂、行者堂及十二坊存在したりしが、維新後神佛分離と共に廢絶したり。觀音堂は本宮の東五六町に鹿内と云へる所あり。往古此地に魏々たる堂舎あり、普光山修樂寺と云へり。年經て荒廢し、漸く觀音堂一字寺坊六字遺れりしを、應永三年本宮境内に移したるなり。又山王社奉祀以來、神宮寺六坊を建立し、弘法の法流を傳へて兩部習合の神祀を修し、此等諸坊の觀經讀誦の聲朝夕絶えざりしと云。

本社の田植神事と夏祭とは世に珍らしき祭式なれば此に大略を記すべし。

田植神事(一月十三日)は俗に御田といふ、建久元年三月三日、熊野の山伏と稱するもの、笈を負ひ來りて松に掛け消失せぬ。其笈の中に熊野權現の尊影と、二個の面あり。一個を熊野權現に、一個を天照大神に象る。熊野權現の面には一壘の稻を含む、瑞祥なりとて田に植ふしむ。是の因によりて年々申樂を神社の舞殿に行ひ、田植の行事をなす。初め此種を蒔く時、莊民神前に於て圖取りなせしに、古春増四郎兄弟三人之に當りしかば、爾來同氏樂人の長となりて猿樂を奏すといふ。古を偲ふべき頗る雅致に富める式なり。左に其詞の一節を掲ぐ。

仕手 今日ば當社權現の御田植にてさふらふ。日出度う御田を植ふようぞ存する世の中のよければほながのぜうもたれく  
地 大かうじを二つならべて福の種を蒔かなよ  
仕手 さあらばあきの方に向ひて銀初を致さうヤアエイ一銀うてば和泉諸白の香がほつこさる飲みたしく  
脇 のまふぞく世の中のよければほながのぜうもたれく

仕手 あ、肥えたりく、牛は畜類なれど、某祝言の申さう  
仕手 和泉の國いち森長者の福の種子をまかうよ河内國松浦長者の福の種子まかうよ大和國ゼマなげ長者の福の種子をまかうよ

夏祭は甚だ賑かにして七月九日より十四日までなり(古は六日より始まりしが三日短縮せり)九日は足洗と稱し大鼓御典に先つて出す。大鼓は方形四柱上に五重の紅布もて包める布圍を頂き中央に太鼓を置き十二三歳の眉目よき兒童が友染の袂を白縮緬の袴もて優に絞りたるが其四方に坐して桴を擧げて之を打つ其音ドンツク／＼トドンツクといふが如し進行の遅速に應じ其調に緩急あり之を聞くもの勇壯を感ぜざるはなし門を出入する時はドン／＼トドン／＼トドンと其調を變じ昇ぐ者之に應じてヨイヨイ／＼トマカセと唱へ以て其歩調をさるなり。

太鼓は午前九時に出で其宿に行く宿とは丸太を並べ掛け更に横に渡し繩もて結び提灯を掲げて昇者の集會所をなせる所なりこゝに太鼓を置き昇者午餐を喫し酒を飲み午後盛裝せる兒童を載せて再び社前に還る是れ神輿を迎ふる儀なりやがて四時過ぎ再び昇きて勇ましく出でゆく行きては歸り歸りては復行く其歩調或は疾或は徐其後方に從ひ行くもの雲霞の如し皆一二里四方より集れるなり御旅所の前を過ぎ龜の饅頭を南へ二丁左打して樋の尻口を出で平野川の畔に至りて一憩す神輿は稍遅れて五時頃本社を出で其後に從ふ。

神輿は河畔に石もて疊める方形の臺ありて其上に安置し神職清祓の式を修む昔は楯に二脚の長机を並べ其上に据へ昇者河水を濯ぎて其下部を洗ふ是れ足洗と稱する所以なり今は其事なし更に思ふに足洗は御典洗の轉化せしならん昔は渡御の前日御典を海濱若くは河畔に出して洗ひよし舊記に見ゆれば是れも本は然かせしなるべしかくて大鼓と共にと來し道を取りて本社にかへり神輿を社前に昇据ふ手を拍ち足を踏鳴らして勇ましく宿に歸る此時既に夜に入る是に於て幕を周圍に張渡して人の窺ふを禁じ神職白布もて覆面木綿袴をさりて奏樂中に神の御魂代を輿内に移す之神遷と稱す午後九時頃昇く者又來りて太鼓を先きに神輿之に次ぎ馬場の間を往返すること幾十回觀る者堵をなす昇き草臥たるころ之を御旅所に移す此時既に太鼓は御旅所の傍にあり昇ぐ者散じたる後神職着御を祝し神樂を奏す衆人之に詣で茲に初日の式を終るなり神輿は六角形をなす鍍金せる銅もて包み上に奇形の大鳥を安



んじ其嘴に稻穂を挿む俗に之を孔雀といふ蓋し神輿は風聲に擬して作りたるものなれば彼の大鳥は即ち風風にして孔雀にあらず又  
 戴手の下端には玉旛を面毎には金製の帽額を垂る此れ高御座に擬したるなり此帽額を俗に誤つて瓔珞といふ瓔珞は佛具なりいかで  
 か之を神輿に用ひん十日より十三日まで晝夜参拜者踏を絶たず宮人鼓を打ち神巫手に鈴を持ちて神樂を奏す神樂は天御女命の窟  
 戸の前に俳優をなしたるに象りて神意を慰むるなり故に此技をなすものは皆女子なり其鈴を持ちて舞ふは命の鐸着きたる矛を持  
 るに象りたるなり鐸はサナギといふサは其音にしてナギは鳴なりサ、となる意にして鈴の類なりといふ又神樂の内に小刀を抜き却  
 歩して物を割くの状態をなすことあり之れ素盞男尊の八頭の大蛇を寸断し遂に其尾を割きて叢雲の寶劍を獲給ひし狀をなすなり十三  
 日は宵宮祭にて朝より各町地車を出だす其敷九臺皆唐破風形なる二重の屋根あり前者其半に盡き後者之を承けて一段低く六柱あり  
 て之をさ、ふ中央の柱より後方は櫻櫻等の厚板に勇士を浮離にしたるを以て圍ひ前方は紫など各色の縮緬緞子類の幕を廻らし紐も  
 て其中央を絞りその町名を記したる提灯を四方に吊り雪洞を其間に加へ而して幕の内に鉦を吊り太鼓を据へ之を打ちて囃子をなす  
 其音チキチンコンコンドコドンドンといふが如し下方も又浮離只前方は雙扇となり以て開閉すべし以て引く所の綱を納るに供  
 す其靱をマヒ挺子といふ脊力あり俠名を負ふもの之を執る其進退一に此者の權内にあるを以て其任頗る重しとす方形の木其腰部を  
 圍む壯丁肩を當て、之を推すなり又十五六より十八九歳までの青年纏數十張を押立て、其後に従ふ纏とは竿頭に提灯を掲げたるも  
 のないふ皆大字名を記し以て彼此を分つ騎軍の旗幟の如し之を持てる數十の青年皆聲を揚げ足を踏鳴らして威勢をなす兩町の地車  
 相望めば其威勢一段加はる恰かも敵を認めたる軍の如し双方より相接近し接近するに従つて鉦鼓の聲漸く急を加へ己に目眩に迫れ  
 ば鉦は破れ鼓は裂けん計に打ち蔽き壯丁青年の掛聲猛烈を極む此時世話方と稱する其町の年高くして稽事理を解するもの双方より  
 出でて之を制し以て無事をはかるされど若し一步を誤れば争闘を免れず堵をなせる觀者之を見んとてひしめき合ひけるが争闘始め  
 ば右往左往に逃げ惑ひ警官の一二名を引致するに至つて事漸く止む其行動固より變的たるを免れずといへども蓋し之れ戦國の餘習  
 民間に傳りて茲に其名殘を止めしか然らずんば徳川氏時代尙武の氣習の傳播せるなるべしといへば大正文明の國民として警官の厄  
 介しせらるゝ又町の聴察といふべく大いに改良すべきなり(近來は町民一部の覺醒と警官の努力等にてや、良好に向へり)扱又右の  
 地車神輿御の道筋(おぼらひ筋といふ)を挽き廻り社前の馬場に並列して夜を明かす之を宮入りといふ蓋し樂を奏して神樂を慰む

る義ならん翌曉次を以て挽き出して各自の宿に還る之を挽出といふ(兩三年前より宮人は早くより午後八九時に終る)  
 かくて十四日には午前九時頃太鼓先づ出で、宿に行き盛裝の童をのせて町内を昇き廻りて午後三時再び御旅所に還る午後四時過再  
 ひ昇き出して御通り筋を巡る次で猿田彦に扮したるもの騎馬にて先導をなす蓋し天孫降臨の儀に擬せるならん  
 其後に毛槍十本弓二張楯二枚鉦二本太刀小太刀各二口小旗二流金棒二本大鉦二本隨身騎等の列之に次ぐ之れ鹵簿に擬せるなりか  
 くて神輿其後に従ふ(御道筋は龜饅頭前を左に市の口を右に桐木小路を種々の尻筋に出で之を西に田畑筋を南に政所に至りて小  
 憩す)中桐鐵工場の地俗にバドコロといふ政所の轉約なり天正中太閤の北政所高臺院(秀吉の先妻淺野氏北政所と稱す賢女なり)  
 當所を領し甥の少將と共に此處に住したり因つて北政所といふ神輿、に至れば小憩し神饌を供へ神樂を奏す蓋し當時北政所の神  
 輿をこゝに迎へて饗應せし遺風の今に傳れるならんそれより北にかへりて野堂派出所より左折し新風呂より南に向ひ全興寺に至る  
 (本町昔杭全社と稱せし時野中に只此藥師堂一字ありしのみ因つて當時野堂と稱せしが今も其名を傳へて野堂町といふされば此寺  
 こそは此町最古の遺跡なれ且昔時此如來を以て杭全神社の祭神素盞男尊の本地として此堂を奥の院といひき此因により神輿の渡御  
 に當り神輿を此門前に据ゑて神樂を奏し祝詞を唱ふるを例とす)神輿は之より北に返り左折して長寶寺に向ふ寺前に止めて神饌を  
 供へ神樂を奏す(寺は阪上田村鷹の女眷妃(桓武天皇皇后)の創立せられし所神は同阪上家の創建せられし所なれば也)之より西に  
 進みて右折し大念佛に至るこゝにて神輿の御道具を外しそれより又少し南に戻り御福の稻荷の筋を東に向ひ龜の辻より北に入り鳥  
 居前にて久しく行きつ戻りつ上げつ下しつかき廻りて容易に鳥居を入らず(神輿及太鼓は各大字年毎に廻り番を定めてかく番に當  
 りたる大字のものは印伴纏を着す神輿の鳥居前に至りたる時は他町村のものは之を奪ふことを得印伴纏を着したるものは容易に奪  
 はしめず)かくて十二時過遂に宮に還る(秋祭冬祭はさびし冬祭はお火たきといふ)

本社の連歌會は起原詳ならざれども、天正十三年に既に行はれたり。其後連綿として絶えず、明治  
 初年に及べり。連歌所は今社務所の一部となれり。寶永五年の再築にかゝる。位置は能舞臺の東に  
 あり。其構造北に一間の床あり、左右に各半間の床脇あり、床の正面より床幅と同じく南へ三間を



板敷とし之れを圍みて三面は疊を敷く、歌會の節作者の板敷に面して座席を占めん爲めなり。其外東に四間、西に二間幅三尺の板椽あり。西は玄關一間あり。東西の長押には三十六歌仙の額を掲ぐ額材は板を用ゐ、縦一尺六寸七分横一寸八分あり。書は日野資茂卿外三十五人書は平野幽寛(幽寛姓は平野)筆なり。されど此は寶庫に藏め、今掲ぐるものは別人の筆なり。連歌の作者は七名家と十二坊の僧侶とが其主なる者の如し。今當時の書類に擔りて考ふるに天正十三年に名號の連歌と題し、末吉祐音等二十二名詠進せり。當時等怡といへる人連歌會の費用に充つる爲め、其所有せる田畑を寄附して之れを連歌田といへり。惜むらくは其實名及び連歌田の位置等今詳ならず。元祿十二年末吉宗伴記録に曰く

「等怡といへるは平野の人にして、連歌の道に志深く、堺の等惠といへる人を師とし、古今傳受をも受けられたりといふ。扱書より當社にさし、恒例の連歌十百韻をつとむ。等怡此の事のすたれぬ爲めにて田地を寄附せられ今に傳はり侍る。よりにて其の志を思ひて其の忌日六月十八日に十百韻のうちの一會をつとめ來りしが、毎度其の發句に等怡を慕ふ心を含ませ侍りしかばつれの通り賦物さばなりながら、懷舊の連歌といひならはせり。然るに神前にて懷舊の連歌を詠むはいかゞあらんとの譏出で、元祿八年より端作を懷舊の連歌と改め、十百韻の外に一會、社僧の坊に於てつとむる事とし、年毎の懷紙を藏め置くべき箱を土橋宗靜寄附せらる。又此一會等怡寄附の料をもつてつとめ來りしかど、此は本意に非ざれば、近頃より時の連衆賄ひ侍る事となしぬ。吾等怡の事蹟を末の世迄も傳へむと思ひて、二つの懷紙の執筆祐智の直筆にて、同姓宗律の家にありしを寫し、且聞き傳へ見來りし古今の事をも記して、宗靜の寄附せられし箱に入れ置くものなり。」云々

當時の作者には等怡の外に左記の人々あり。

正永、屋號を棧屋といふ、當町の人なり。宗滿、之れも當町の人なり。清頼、成安氏七名家の一なり。宗悉、清頼の叔父にして道是の子、道南の父、亦成安氏なり。祐音、亦七名家の一、道音の子宗覺の父なり。宗周は河内屋宗訓の子にして、堺の人なり。祐智、何國の人なるやを詳にせず、河内國正覺寺村(中河内郡加美村大字)の東坊といふに住し、飛鳥井永雅の書風を善くす。

尋いで又慶長十四年、里村昌琢、同玄陳を宗匠として會を催せり。其内に末吉道節といへるが有り此の人學略和漢に通じ、和歌は烏丸光廣卿に、俳諧は松永貞徳に、連歌は里村玄仍に學び、大に文華を鼓吹したれば、連歌復興り、各坊の僧及有志の徒、頻りに拜殿に或は各自の宅に會して其才藻を競ひたりといふ。元和七年には堺の人祐心、日玄の二人を宗匠として平野千句と題する連歌を作れり。其内の作者宥意は東坊の僧、松井道周、西村道由は共に堺の人。平野道律、辻葩道仙は共に當町の人。道仙も亦七名家の一なり。養五も當町の人にして隠士なりといふ。正可は正永の子なり貞享二年の會には三上令直、末吉宗久、土橋宗靜の名見ゆ。皆七名家なり。奥野清順の名も有り、此は産後の黒焼を以て名高き醫師にして、亦當町の舊家なり。元祿元年には玄隆、末吉宗久の二人にて漢和聯句を催せり。

元祿十一年には昌札を宗匠として七名家の末吉宗伴、土橋宗靜、同宗通、同正俊、三上令直、辻葩政房及東坊達賢、奥野祐可等にて會を催せり。寶永三年には篤學の士土橋友直も出で、京都の人河瀬菅雄を宗匠として斯道復た大に振ひ、此時近畿の雅人に乞ひて和歌三百首を神前に奉納せり、中に三輪希賢の名あり。當年の神社年中行事に左の一項あり。



四月朔連歌十百韻、同日限同上、四月二十三日連歌千句、五月二十三日連歌十百韻、六月七日祇園法樂の連歌  
同十五日連歌十百韻、同十八日懷舊の連歌、同二十三日連歌十百韻

同四年には毎年春秋の二季に詠進するを例と定め、拜殿を以て會席に充てたりしが、狹隘にして不便少なからざりしかば、翌五年遂に連歌所の舊址に就いて桁行五間梁行二間の瓦葺一棟を再築したり、即ち今の連歌所是なり。當時尙河瀬菅雄を宗匠として他は末吉正純、同宗伴、土橋友直、同宗信、同正能、成安榮信、井上正臣、奥野祐可、同清順、中瀬常興、同常知、宇野玄春、藤井喜光、治田宗雪等なり。享保九年には里村昌察を宗匠として末吉増勝、同増永、同宗伴、同正純、同増篤、土橋友直、同宗信、同宗能、奥野兼利、同清順、中瀬常興、同常知、井上正臣、宇野玄春等、相共に會して連歌を催せり。同二十年と元文二年とは連句を作る、是より復た連歌を作らず。文化文政の頃には昌村昌寅を宗匠とし、天保弘化以後は大阪の人岡喜載を宗匠とし、末吉道房、同道一等奮勵事に従ひ、斯道復た興る。天保三年に舉行せし人の姓名を見るに岡喜載以下末吉道房、同道一同重義、同宗考、土橋保因、三上正直、同正恒、中瀬常晃、同常茂、山上重明、宥唯、宥智、惠燈宣重等なり。されど斯く盛んなりし連句も明治の初年に至りて全く其の跡を絶ち、道一壹人のみ尙献詠を懈らざりきと云ふ。道房始め勘四郎と稱し、後平左衛門といふ、文久二年歳六十九にて歿す道一は其子なり。父名を繼いで亦勘四郎と稱し、一穂と號す。明治十二年六十八にして歿す。

赤留比賣命神社 大字平野郷野堂字三十歩に鎮座す、境内官有地一百坪民有地百七十坪合計二百七十坪あり。式内社にして住吉神社の末社なり。祭神は赤留比賣命なり。東生郡比賣許會神社同神にして、新羅國より逃げ來りし神なり。(從來は玉依媛命と傳ふ。)往時は大字流字中山に三百歩の境内をトして茲に奉祀せしが、後世現地に移祀せりと云ふ。又社傳に應永年間僧覺證なる者、歳早魃に際し、法華經三十部を讀誦し雨を祈りしに其驗あり、因つて又三十部を誤りて三十歩神社と號すと云へり。寛文の頃此小祠も憐れ頽破の末、其存在を失はむとせしに、野堂町に末吉道祐と云ふ者の枕邊に三月、二十五日夜老婆化來しあり。覺て惟へらく是れ正に三十歩神明なるべしと。乃ち里人と相計り、同處に此社を再興せりと云ふ。明治維新後無格社たりしが、大正三年十二月二十三日に杭全神社の飛地境内社となる。本飛地境内に住吉社(祭神中 簡男命)天滿宮(同菅原 道真)金刀比羅神社(同金山 彦命)ありて例祭は赤留比賣社と共に悉く四月十六日なり。

### 第五 宗 教

大念佛寺 大字馬場五八四番地の一に在り、融通念佛宗の總本山なり。大源山諸佛護念院大念佛寺と稱す。大治二年、良忍の草創なり。本尊天得如來は、永久五年五月十五日、良忍、大原山に於て法華三昧中感得したる一佛中立十聖圍繞の圖にして、十界一念の尊形なり。鳥羽天皇叡信以來、歷朝天覽



に供し奉りし例少からず。

〔由緒〕 良忍四十六歳の夏、山城大原山にて彌陀の直授を蒙り、本宗を開き、天治元年六月九日、勅を奉じて京師に出て、念佛を勸進せしとき、鳥羽上皇、宮中に念佛會を設け、崇徳天皇女院百官と俱に入會まませり。此時上皇、多年龍顔を寫し給ひし御鏡を鑄て叩鐘とし、且念佛勸進名簿に御宸翰ありて、之を良忍に賜ひたり。是より叡信彌々深く、後重ねて宮中に召され、又諸宗の僧綱に仰せて念佛に入會せしめ給へり。後良忍、諸國を遍歴し、大治二年華錫を浪華四天王寺に留めし時、一夜聖徳太子夢に告げて曰く、是より東南杭全の里に念佛道場を建つべしと、夢覺めて此由を上皇に奏す。上皇直に本願大施主となり給ひ、一字を此地に建立せり。此時御眞影を下し賜ふ。是れ本寺草創の來由なり。保元元年七月上皇崩す、靈殿を本寺に創し、御眞影及尊牌を奉安す。七世法明の時、後醍醐天皇法明を宮中に召し、公卿百寮と共に念佛に入會し給ひ、金襴袈裟を賜はる。元中五年、後小松天皇、十四世道音を宮中に召し、念佛勸進帳に序を賜ひ、融通念佛縁起に宸翰を染めさせらる。慶長十六年四月後陽成天皇、三十六世道和を宮中に召し、念佛御入會の際宸額を賜ひ、十九年二月 宸翰彌陀名號を賜ふ。寛文十二年四月、後西院天皇、四十三世舜空を宮中に召し、念佛入會の時、宸翰彌陀名號を賜ふ。東山天皇元祿七年五月、四十六世大通に紫衣繪旨を賜ひ、同九年九月檀林の繪旨を賜ふ。十五年十一月、鳥羽、後小松兩帝の舊儀に因て、念佛勸進帳の序を賜ふ。此

時近衛家照、念佛會を設け、公卿百官入會す。十六年、御宸翰法華經提婆品を賜ふ。文化八年二月 本尊天得如來融通念佛勸進帳龜鐘同繪詞を光格天皇の叡覽に供し奉る。文政十三年三月、良忍七百年回忌にて勅使參向あり、禁裡及大宮御所より御下賜あり。慶應二年三月、鳥羽靈殿等修覆料を下賜せらる。元和大阪役の時、徳川家康、三十六世道和の高徳を聞き、本寺に至り、治國の要を聞き、國家安穩の祈禱を乞ふ。道和爲に大念佛會を修す。家康薨去の後靈牌を本寺に納む。元和元年、秀忠より青銅五百貫文寄附し、六年、本堂庫裏を再建す。此後本寺の修覆及家康靈牌安置所修覆に對し歴代の將軍家より修覆料を寄附せり。又將軍薨去に際しては歴代の上人贈經燒香するを例とせり。〔堂宇〕 本寺の始めは坂上廣野麿の秀花院なりし修樂寺の別院たりしを、良忍更に其境地を擴めて堂宇を建立せり。大治二年良忍創立の大堂は六世良鎮の時回祿の災に罹り、元亨元年、七世法明再興す。元弘二年五月、楠木正成、赤阪城を復し、兵を四天王寺に出す。此時伽藍の一部兵燹に罹り什寶の燒失したるもの多し。元和元年、大阪役に又兵燹に罹り、殿堂坊舎半烏有となる。同六年、三十六世道和、本堂庫裏を再建す。四十三世舜空、更に再建の志を發し、淨財を募り、寛文三年工を起し、七年梁桁二十間の大堂を建立す。造作全からざりしかは、元祿年中、四十六世大通、更に本堂を修覆し、客殿庫裏寶庫等を建立し、又は修理し、一山の法儀要具完備し、輪奐の美を極む。明治三十一年五月一朝火を失し、本堂祖師堂以下二十餘棟烏有に歸す。今は假本堂を建立し、其他



の諸堂も再建中にあり。焼失及残存せる諸堂は大略左の如し。  
焼失諸堂

本堂 桁行十九間、梁行十七間、前拜所六間に二間、後にて七間半の庇付。寛文七年四十三世舜空再建。中央の厨子は正面三間、中に本尊天得の十一尊佛畫像を安じ、脇士多聞天王、並に八幡大士、共に佛工運慶の作、脇壇の左方には元祖聖應大師の木像（厨子入）並に丹慶作多聞天王を安じ、右方中祖法明上人御木像（厨子入）を安じ、之の側に融通無礙塔並に徳川家代々の靈牌を安置し、外陣の正面に尊鎮親王御筆「融通大念佛」五字の扁額、同様に鷹司關白扁額を掲げたり。

阿彌陀堂 七間四方各一間半庇付、元禄五年四十六代大通の建立、本尊は丈六の彌陀座像なり。天井雲龍の圖は土佐將監光信の筆、御本尊四方の瓔珞また古雅。樓上「西」の字の額は靈元天皇々女徳殿尼王の御親筆同「不退場」の三大字は支那の高僧黃慶高泉禪師の筆なり。

鳥羽天皇靈明殿 棟行三間、梁行三間、これに棟行二間の廊下、同、棟行六間に梁行三間半の修法堂を添へ、棟行二十四間に梁行四間の廊下あり。正門は棟行一間半に梁行一間なり。保元元年第三世明應修治、天保十三年五十二世教綱大僧正重修、上檜の中央に鳥羽天皇御眞影を奉安し之の側に八幡大士尊像を祭り修法堂（も上皇は大本佛會に御入會あらせ給ひ家康公また隨喜してふ）の側に東照公（家康）の靈牌を安ず。故に俗にこれを「御宮」と稱へ、又單に「權現様」と云ふ。

御影堂 棟行五間、梁行五間、前拜所棟行一丈二尺、梁行二間、後に長さ四副一間庇付。正徳六年十月四十七代忍通創建文久二年三月五十二世教綱再建。總樓作りにして堂内大通眞影を安置するを以て俗にこれを大通堂と稱せり。脇壇左方には大通御兩親の靈牌を安置しありたり。

齊堂 棟行五間、梁行三間、但し四方に一間宛の庇付。元亨二年中祖法明（七代）の創建、元禄十年大通の再建にして、本尊は文殊菩薩扁額「齊堂」の二字大通上人の筆、雲龍鏡また老翁者の銘文あり。

位牌堂 棟行八間、梁行四間。元禄五年の建立にして、尊者一代常住三寶の資に充てん爲勸進せし祠堂靈牌悉くこの中にあり。

菅堂 棟行二間、梁行八間、貞享二年二月良親再建。  
方丈 棟行九間、梁行十間、但し一間半に二間の庇付。大治二年元祖良忍上人勸建寛永二年二十八世法覺上人再建。正面の扁額「方丈」の二大字は近衛右大臣筆、對面場正面富士山の圖兩側三保松原清見寺圖、廣間は小松に鶴の圖、小書院は若松の圖、内佛殿蘭亭の圖、いづれも狩野永徳の筆なり。次に虎の間、雲龍の間、獅子の間等は天明三年春トの畫きしころ、上壇の間は總金にて秋草花の圖あり、同天井は總金泥にて瓔の圖あり、俗に日輪の間と云ひ狩野探幽の畫なり。廣間の欄間は大明竹に笋の彫刻甚五郎の作とて古雅にして巧妙なり。

梁松院 棟行手邊に付惣坪數二十二坪天文二十年道祐上人開基正徳元年龍海上人の再建にして十一尊天得畫像を安置せり。

其他堂司部屋二棟、座敷、侍者寮、玄關、臺所、學頭寮、所化寮（以上大通再建又は創立）、役寺寮  
演達所（寛永年間建立）、小書院（天保元年建立）、同（寛政五年建立）等焼失せり。現存堂宇は

正門 棟行二間梁行一行半。兩脇に七尺宛小壁落屋根あり。「大源山」の額面は靈元天皇皇女寶鏡寺宮御親筆なり。

毘沙門堂 棟行四間四方、西の方二間に四間の庇付、東の方一間に二間の庇付。大治二年元祖聖應大師創建、寛政十一年四十九世堯海僧正再建。本尊毘沙門天王は行基菩薩の作。

圓通殿 二間四方、前後に一間に二門の庇付、左右に靈牌安置所を付し、左棟行五間、梁行二間、右棟行四間に梁行二間。本尊聖觀音立像、丈五尺五寸、傳教の作。額面「圓通殿」の三大字は大通上人の筆。



羅漢堂 棟行五間梁行四間、東の方二間に一間の庇付、弘化元年創建。  
經藏 三間半四面元祿年中大通創建。

地藏堂 棟行一間半梁行一間半弘化元年教彌大僧正創建。

鐘樓堂 棟行二間半梁行二間半嘉曆三年法明上人創建、寛永年中三十八世法覺上人再鑄、文化三年五

十世洞海權僧正改鑄再建、銘文從一位右大臣藤原家孝撰並書。

寶藏 棟行三間梁行二間半元亨三年法明上人創建、元祿元年大通上人再建。

待賓殿 門口九間奥行十七間、總坪數二百坪。これ即ち大阪今宮にありし元商業俱樂部内御殿作り建

物を購求したるものにして、明治三十六年七月工を起し、同三十七年三月功竣り、大堂再建までは暫時假本堂となせり。

別時寮 間口五間、奥行六間、明治三十四年大和別時講員各自贖金して再建するところ、例年萬部練供養、其他大會の時同講員の休泊所なり。

骨堂 三間に六間の本堂、別に四間の座敷付明治三十四年再建。

〔什寶〕

- 一、紙本墨書毛詩鄭箋零本 一卷
- 一、名帳宮 木製金具 壹具

明治四十三年四月國寶に指定せらる。  
鳥羽天皇御下賜、爾後代々上人、此宮に名帳を入れ奉り、御所へ進めば日課百遍受持します、故に名帳宮と云ふ。

- 一、龜鐘 銅徑六寸一分壹 壹個
- 一、龜銘緣起 並ニ撞木付

一、龜銘緣起

- 一、後小松天皇宸翰融通念佛觀進帳 一卷
- 一、後水尾天皇宸翰般若心經 金泥 一卷

一、後陽成天皇宸翰彌陀名號 幅

一、東山天皇宸翰法華經提婆品 卷

一、勅許檀林永宣言 通

一、明正天皇御鏡 面

一、御西院天皇御直衣 領

一、靈元天皇々女本覺院宮御下賜紫衣一服並ニ錦袈裟大道上人護持一具 二卷

一、融通念佛緣起 二卷

一、圓浮檀金釋迦如來聖應大師護時 一 軀

一、紺紙金泥法花經、古風二重丸厨子入 八 卷

一、四智證 良忍筆紺紙金泥譜付 一 卷

一、笈並ニ錫杖良忍巡錫隨身の具 漆器本黒塗 未朱塗 一 一

一、銀泥花嚴經佛不思議法品法明護持 一 卷

鳥羽天皇より賜はりし御鏡(銘)なり。其後二百二十年を經て中祖法明播州巡化の爲め難波津より渡海の途中、鴨尾沖に於て激浪急かに起り、海中に沈没す。後一月を經て歸帆の際、大龜の銜を背にし上人に返し奉る。事朝野に聞へ阿野中納言清房の執事により後醍醐天皇の敕覽に供す。爾後龜鐘と勅銘を賜ふ。

近衛惠雲院博陸大相國詞書、同右大臣家照卿與書、長谷川等伯耆。

一、靈元天皇御宸翰融通念佛觀進帳 一卷

一、後陽成天皇宸翰御額(止觀明靜の四字) 一面

一、後西院天皇宸翰彌陀名號 一幅

一、同勅賜紫衣給旨 色紙 一通

一、勅證大師號口宣 勅書口宣 色紙 二通

一、東山天皇御茶碗同御櫛 一 具

一、御陽成天皇御母新上東門院綵袴 一 領

青蓮院尊親親王詞書、土佐光信書鷹司關白房輔公外題。

鳥羽天皇御守一寸八分の尊像なり宗祖受戒の折御下賜。

一、放光阿彌陀經 良忍年紺紙金泥 一卷

一、六字名號 良忍五十五歳筆金泥 一幅

一、未數蓮華 一

大元後至元年五月鸞州郡夫人手書日本元亨年中法明上人に贈る。



一、東帶八幡宮法明護念持	一	一	一、聖德太子御木像	法明護念持	一
一、六字名號	法明親筆	一	一、彌陀三尊畫像	惠心僧都筆	一
一、加古鏡		一	法明上人護持	法明上人護持	一
一、仁王經	菅公筆紺紙金泥	二	貞觀年中教信上人護持、加古教信寺に傳ふ。教信滅後四百八十年、嘉祥元年七月中祖法明上人彼寺に詣てし時、寺僧これを贈る。		
一、天平經	(華嚴經)大通護持	一	寶鏡寺德嚴尼王御寄附大通上人護持。		
一、中本起經	紺紙金泥	二	一、郁迦羅越問菩薩行經	魚養筆	一
一、紺紙金泥般若心經		三	平太政大臣清盛筆池大納言賴盛筆隔行書寫。		
一、徳川家康公日課名號		一	元祿年中宮堂上方書寫納經なり。		
一、大書六字名號	大通筆	一	諸處家康の二字を挿入し結尾に八月二十三日とあり。		
一、阿彌陀如來畫像	琢磨等	大小四幅	一、七寶念珠	大通護持	一
一、菅公肖像	古法眼元信筆	一	一、四天王大幅	古法眼元信筆	四
一、彌陀如來	琢磨筆空上人護持	一	一、兒文殊大幅	兆殿司筆	一
一、十六羅漢畫像	兆殿司筆	一	一、出山釋迦畫像	雪谷等願筆	一
一、十八羅漢畫像	李龍眠筆明人十州和尚贊	二	一、十六羅漢畫像	王世祥筆	十六
一、兩祖師眞影		二	一、釋尊八大弟子圖總圖	張思恭筆	一
一、忍通上人眞像		一	一、大通上人肖像		一
一、群仙圖	顏輝筆	四	一、舜空上人眞像		一
一、片袖並に香箱		四	一、詩書	趙子昂筆	一

攝津國住吉の社人、山上松太夫の妻の遺品、この珍事は元和年中相州箱根山中に起り別に縁起あり。

〔開山及本郡出身歴代〕 良忍は尾張富田莊の人、七歳にして延曆寺檀那院良賀の室に投じ、十二歳にて薙髮し、十五歳園城寺禪仁に従ひて梵網輕重の戒法を受け、二十一歳仁和寺永意の室に入り、兩部灌頂を承く。年三十三、大原山に移り、道場を結界し、來迎院を創す。良空、曾て慈覺大師入唐所傳の聲明梵唄を多武峰頼澄に稟け、爾餘諸師の音訣を總括し、悉く傳持す。本邦聲明業に於て大祖と仰ぐこと自他宗徒の推戴するところにして、宮中清涼殿にて行せらるゝ法華懺法の美曲も、中興の功、偏へに良忍に歸すと云へり。四十六歳永久五年五月十五日、西方阿彌陀如來、融通念佛の奥義を授與して曰く、一人一切人、一切人一人、一行一切行、一切行一行、是名他往生と。又偈を説て曰、十界一念、融通念佛、億百萬偏、功德圓滿と、天治元年、鳥羽上皇の召にて宮中に參じ念佛會を開き、また本寺を創立したること既に説けり。五十九歳、待賢門院の旨を奉じて洛北花園に天安寺を建立す。長承元年二月一日、來迎院にて入寂す、年六十一。七日以前死期を知り、沐浴端坐、懇に門生を誡め、至心に念佛して逝く。遺骸は茶毘に附して來迎院に葬り、分骨は本寺及磯長聖德太子廟の側に埋む。安永二年十月、後桃園天皇勅して諡號聖應大師と賜ふ。

大通は法諱融觀、大通は其字なり。俗姓徳田氏、平野郷の人なり。年十四、出塵の志ありしかども父許さず、二十六歳父の三年忌に當り、意を決して優婆塞となり、心を大小經論に注ぎ、思を内外の典籍に遊ばしめ、傍ら四方に周遊し、一時の高徳妙立、鐵眼、賢嚴、高泉、龍空、覺彦、惠空、



照周等の諸師に就き諸家の宗要を探り、秘奥を究め、年三十三、本寺良觀に投じて薙髮し、尋で四十六世となる。元祿元年、江戸に上り、宗門復興の願意を遂げ、七年紫衣の綸旨を賜はり、九年檀林の宣旨を賜はる。是より學寮を建て子弟を教育し、宗書を撰述し、田園を購ひ、淨財を積み、以て常住僧物に充て、且つ大に堂宇の頽廢を興建す。一代の化導、上は王公將相婦人彩女より、下萬民に至るまで、日課を受けしもの二十餘萬人、親化のもの百五十人、度縁の僧尼五百二十餘人、教理の傳燈、教會の團體及組織、上人に至りて完成す。故にこれを再興と稱し、元祖中祖に加へて本宗の三祖と稱す。正徳六年閏二月十二日壽六十八にて江戸に入寂す。四月本寺に歸葬す。中祖法明の事は喜連村法明寺の條に在り。

第八世興善は喜連村の人、同村法明寺條に詳なり。

第十世道善は足代村の人、正中十五年法阿の法席を繼ぎ、在住九年同二十三年八月二十五日寂す。

第十七世法圓は新堀村の人、應永十九年、明教の法席を繼ぎ、本寺住持をすること八ヶ年、二十六年九月十日寂す。

第十八世性阿、東國分村の人、應永二十六年法圓の法席を繼ぎ、本寺住持十二年、永享二年三月十日入寂。

第二十二世道法、左專堂村の人、長祿三年道永の法席を繼ぎ、本山住持八ヶ年、文正元年六月十六日寂す。

日寂す。

第二十四世淨蓮、大今里村の人、文明六年道通の法席を繼ぎ、在住十三年、長享元年八月十二日寂

第二十七世法清、放出村の人、文龜元年妙惠の法席を繼ぎ、在住十二年、永正九年十二月十三日寂

第二十八世道由、天王寺村の人、永正九年法清の法席を繼ぎ、在住十ヶ年、大永元年九月二十日寂

第三十二世道祐、平野郷の人、曾て融通法脈を道觀より相承し、天文十九年本寺に住し、在住二十六年、天正三年十二月二十六日寂。

第三十三世良齋、喜連村の人、道祐の法席を繼ぎ、在住二十二年、文祿五年十一月二十一日寂。良齋在職中末檀教導念佛弘通に志し、教化大に見るべきものあり。南都高御門大念佛講中の如き良齋の時に起ると云ふ。傳へ云ふ、當時織田信長、石山の僧と兵を構へ、連年結て解けず、本寺に來りて教を良齋に乞へりと。以て其爲人を思ふべし。

第三十六世道和平野郷の人、(或云大阪)中頃大阪今橋に住し、慶長十八年より元和四年に至る在住六年、五月十一日入寂す。道和在住の時、大阪の役起り、本寺兵災に罹る。是より先き徳川家康、寺に至り、太平を祈り、治國の要を問ふ。道和爲に念佛會を修し、又四天王寺に託して舍利供を修せしむ。後家康、田園三百石を寄附せんとす。道和之を辭し、寺祿に代へて回在念佛勸化弘通の便を得せしめんことを請ふ。その清節思ふべし。



第四十二世山崇權、大今里村の人、承應二年清雲の法席を繼ぎ、在住八年、萬治三年八月二十日入寂。

長寶寺 大字西脇無番地に在り。眞言宗高野山末なり、王舎山と號す。大同年中の草創にし、開基慈心大姊なり。大姊は坂上田村麿の女、桓武天皇の皇妃となり、葛井親王を生めり。天皇崩して後薙髮して當寺にありきと傳ふ。大姊の墓は大字泥堂に在り、五輪塔を建つ。世々尼寺なり。元の寺域は今の寺域を中心として方一町餘、僧坊も多かりきと云ふ。本尊十一面觀音長二尺 春日作は田村麿の守本尊なり。本尊の側に閻魔王の像を安ず。寺中の比丘尼慶心坊、夢の中に不動明王の導にて冥途に至り、閻魔王の證印を授りて蘇生し、又嘉吉元年十一月十五日、本堂にて青蜘蛛掌中に入ると覺えて、ひらき見れば忽舍利と化し光を放つ。又其翌年千部の經讀誦の時、客僧一人來り、閻魔王の像を一日に作り消え失せたり。是より世に佛師堂といふ。此等當寺の奇瑞の事どもを天王寺東僧坊政惠法印、書つゝりしをよみかへり草紙と題して世に流布せり。境内に田村堂ありき。田村麿の嫡男父の影像を彫刻して安置したるものなりしが、維新の際杭全神社の大師堂ととりかへ祀れり。國寶絹本著色佛涅槃圖(大正六年四月指定)銅鐘(同日指定)を藏す。鐘銘に曰、建久三年清涼七月、忽命三鳧匠、新鑄三鴻鐘、振三黃昏口曉之逸響、警三上下界之遠聞、一音攸三覃、群類悉濟、即作銘曰、東山有寺、名曰金光、佛像瑩日、鐘聲和霜、四空八大、一切十方、併預妙韻、悉除罪障、況斯處主、

旁滿願望、凡同族輩、永誇榮昌、孫枝子葉、傳慶表祥、永保松算、鎮崇華堂と。即ち鐘は元東山金光寺の有なりしなり。此に傳來したりし時代等詳ならず。境内に當寺の鎮守神明祠ありき。祠堂類廢して、風露に堪へざる程なりしに、明治十三四年頃の秋の大風に崩壞して、今は廢絶せり。

惠光寺 大字平野泥堂五九七の一にあり。大徳山と號し、眞宗大谷派本願寺末なり。舊時院家と稱し阿彌陀佛(安南彌作木像美術協會の證あり)を本尊とす。脇に開山親鸞上人等身の畫像を掲ぐ。開基を蓮淳とす、蓮淳は本願寺第八世蓮如の第六男にして、文明二年、蓮如の攝河泉三國を巡錫するや、信徒の請に應じて一寺を河内國若江郡萱振村(今の中河内郡八尾村)に創立せり。是れ即ち當寺の起原にして、第四世良慧の時にあたり石山本願寺の織田氏に攻めらるゝや、萱振坊舎も亦災に罹り、天正八年八月門主光佐と共に難を紀州雜賀に避け、翌九年九月二十六日終に難に死せり。良慧の子良超第五世となり、父の遺志を繼ぎて舊坊再建を計り、苦心經營すること十有餘年、慶長二年に至りて漸く其功を終へ、同十五年東派に歸し、初めて院家に補せられしが、同十七年西派に復せり。然れども第七世一行は前任昭嚴と共に心を東派に歸し、貞享二年六月遂に萱振坊を去れり。(之れより先萱振坊は本山の別院となる、故に住侶他派に轉する時は寺を提ぐるを得ず)宗主光海之れを優待し、與ふるに攝津平野道場迎春寺を以てし、慧光寺と改稱して此に住せしめき。後寺格上りて本山の別院となり、以て明治十年に臻り、宗規改定の際に末寺の列に加へられたり。寺の封疆八



百五十坪(第一民有地)に餘り、而かも別院たりしを以て堂宇相連り、本堂門太鼓堂謁見所書院庫裡備れり。檀家五百あり。寶物山科南殿御安置佛(八代蓮如上人持佛後開基に下されたり)石山矢倉本尊、開基蓮淳の木像(蓮如上人御自作)あり。尙本寺につきて特筆すべきは明治天皇陛下昭憲皇太后御青年當時の御眞影を藏すること是なり。

本妙寺 大字脊戸口三二四の一にあり。本門法華宗本興寺末に屬し本隆山妙信院と號す。本尊首題寶塔及釋迦多寶本化四大菩薩四天王不動愛染等の諸尊像を安置す。本寺は攝州尼ヶ崎の住人芝新兵衛私財を喜捨し本願となり歸依僧妙住院日理を開山とし、天文二十年十月十三日創立す。而して天和元年十一月十八日西隣火を失し不幸類焼の厄にあひ諸宇悉く烏有に歸す。七世日政直ちに再建すといへども倉卒の經營假宅に同す、これを以て十世日從庫裡を再建し、十三世日專亦本堂を再建し十四世日景三光堂を再建す。之れを現在の堂宇とす。而して法燈は現任職日哉を以て二十九世とす。建築物は本堂庫裡三光堂鎮守堂藥醫門等なり。境内は民有地坪數二百四十六坪。境内地宅地四百六十六坪、墓地三十四坪田五段一畝五歩あり。檀徒數百二十戸餘なり。

光永寺 大字西脇九百四十六番地にあり、眞宗本派本願寺に屬し鷲谷山と號す。阪上田村麻呂の後裔釋明鎮、本願寺蓮如に歸依し當寺を創立す、實に明應五年なり。第四世明春、石山本願寺法難の際攝河門徒千百餘を率ひ本山を守護し、勳功を以て京都市西六條東中筋に地所を賜ひ一字を創立す、

即ち京都光永寺是なり。寶永三年特別の山緒を以て當寺を本山兼帶所として平野御坊の名を許可す明治五年本山寺法更改の際京都光永寺を當寺に復古せしめ御坊の名稱を改め光永寺とす、即ち開基明鎮より當住職善巧まで十三代相續す。寶物阿彌陀如來(傳慈覺大師作)親鸞上人畫像(蓮如上人筆)額面一(廣如上人筆)。建物本堂庫裡書院鐘樓。境内一段四畝二十歩(民有地第二種)。門徒三百。末寺元十ヶ寺を有したり、中本山の資格あり。

正業寺 大字脊戸口三百三十一番地にあり。眞宗大谷派に屬し大龍山高華院と稱す、本尊阿彌陀如來は聖德太子の作と稱す。文祿二年了明と稱する人の創建なれども中世に於て甚だしき荒廢に陥りたり。然るに今より八十年前越前國今立郡岡本村の南林寺住職新田圓行、本山(東本願寺)の使命により當山に入寺し荒廢せる建物に大に土工を起し、衰へたる檀信徒の信念を確立したり。建築物は本堂(三十七坪半)鐘堂(二坪餘)西藥醫門(二坪餘)東藥醫門(二坪餘)路次門(一坪)庫裡(三十坪)あり境内地二百六十九坪(第二種民有地主正業寺)境外地一百七十三坪(但第二種民有地主正業寺)を有す檀信徒二百あり。

光源寺 大字脊戸口二九三の一にあり。眞宗佛光寺派に屬して杭全山と號す。本尊は阿彌陀如來(聖德太子御作)金銅佛なり。往古天台宗にして創建年月并に開基の僧不詳嘉曆年間眞宗に改宗す。中興の開基道忍なり。建築物本堂十間四面にして元和四年末吉長方の再建なり。棟札に住持比丘智六



上棟、攝州住吉郡平野庄光源寺斷絶二十年今承大相國家康公尊命奉再建者也元和四年四月吉日願主末吉孫右衛門尉長方敬白奉行津田九左衛門兼正」とあり。境内地三段二畝十五歩(第二種民有地)檀徒百五戸。寶物後西院天皇御宸翰六字名號、慈眼大師筆東照大權現あり。

瑞興寺 大字市三百八十二番地にあり、眞宗大谷派に屬し寶輪山と號す。本尊阿彌陀如來(木造)なり天文年中明願寺といふ僧三十歩明神の邊に一字の坊舎を建立して瑞興寺と號す其後慶長六年圓周坊信慶現在の地に移轉再建せしが年を経るに従ひ頽破せしを以て天明元年僧亮觀本堂初め諸堂宇を新に建立す。現在の堂宇即ちこれなり本堂(七間四面總樑造)鐘樓・鼓樓・腕木門・庫裡・書院あり。境内地一段一畝十五歩(第二種民有地)檀徒數二百餘なり。

觀音寺 大字脊戸口無番地にあり。淨土宗智恩院派に屬し銀杏山大慈院と號す。本尊は十一面觀世音菩薩(傳説に弘法大師の作)なり。當寺の創立は嵯峨天皇の御宇弘仁七年空海上人一日當地に行脚し銀杏の大樹下に坐し禪定の折靈夢の告あり自ら佛像を作り一字の堂を建立し念佛弘通の道場を開き銀杏山大慈院觀音寺と號す。法益盛にして銀杏觀音の名は遠く世人の知る所なり。然に慶長十九年大阪陣の時當郷町放火の際賊徒本尊を盜む其後正保三年丙戌年大和國片岡山にて發見し再び當寺に迎へ奉安す賊徒の爲莊嚴は大破に至るといへども尊容は一毛も損せず其奇瑞仰ぐ可し。元祿七年本堂を改築し本門を建立す今現存するは之なり。其後法燈盡き世人の信仰厚く今に及べり。建築物本堂一棟庫

裡書院一棟門一棟なり。境内地九十坪官有地なり。信徒三百戸。寶物と稱すべきにはあらずれども當郷町知名の士末吉藤十郎爲利三上傳右衛門正長石戸勘左衛門其他の諸氏よりの寄附物あり。何れも皆數百年以前のものなり。

惠淨寺 大字市四百五十六番地にあり、眞宗本派に屬し淨華山と號す。本尊は阿彌陀如來なり。建築物は本堂一棟臺所二棟太鼓樓一棟門二棟物置場一棟あり。境内地九十六坪(第一種民有地)檀徒數百戸。

永福寺 大字馬場五百五十一番地にあり、眞宗本願寺派に屬し虎谷山と號す。本尊は木佛阿彌陀如來(御丈一尺九寸)なり建築物は本堂(十五坪七合五勺)庫裡(十三坪半)門(一坪半)境内地百二十坪(第一種民有地)主永福寺)境外地四畝十六歩あり。

信行寺 大字野堂百六番屋敷にあり、眞宗本願寺派に屬し紫雲山と號す。本尊は阿彌陀佛立像(佛師寛永二年八月本山十世准如法主免許)なり。元和五年九月本願寺第十二世准如法主直弟正誓(俗姓不詳)檀家と協力して創立せしものなり。其後元文元年十一月回祿に遭ひ堂宇書類焼失す。再び寶曆九年八月本願寺第十五世住如法主直弟圓達建立す現存するもの即ちこれなり開基以來現住職に至るまで代を重ねること十二世なり。建築物は本堂・庫裡・鐘樓・太鼓樓・腕木門・藥醫門等にして境内地二百五十七坪(民有地第二種地主橋龍城)境外所有地百二十九坪檀徒數約二百戸なり。



願正寺 大字野堂九二〇の一にあり、眞宗大谷派に屬し龍光山と號す。本尊は阿彌陀如來なり。天文元年開基明顯の草創にして堂宇建築の砌諸國多事の時なるも速かに落成す、其後年を経過して關ヶ原の役起るや安藤初代治右衛門尉定次戰死せしが元和元年の役徳川前將軍大兵を督し平野に陣し大阪城を攻め豊臣氏と大に戰ひ世に之れを難波戰記平野燒打といふ幕府旗下の士安藤定次の長子正次奮戦利あらず逃れて願正寺に投じ自盡す時に元和元年五月十九日年五十一法號を淨徳院釋了榮といふ依つて茲に葬る後正次の世子正珍葬所に五輪の墓碑を建て當寺を以て菩提寺とす。建築物本堂、庫裏、座敷、門、火番家あり、境内地百五十坪（第二種民有地地主願正寺）檀徒數百五十戸。寶物安藤正次所持短刀及添狀、秀忠公拜領岩突の鎗、安藤正次墓、鹽盤銘文贖、坂上家系圖あり。

大融寺 大字馬場五八八の一にあり、融通念佛宗に屬し法性山と號す。本尊は阿彌陀如來なり、本堂（梁行四間桁行五間三尺二十七坪）境内地は民有第二種、檀徒三十九戸。

全興寺 大字野堂無番地に在り、眞言宗高野派青蓮寺末。聖徳太子の草創にして本尊藥師如來も同自作なりと云ふ。世俗蝟藥師と稱す。野堂の字は初めこの堂野中に在りしより起れるなり。牛頭天王の本地佛は藥師如來なれば、當寺を杭全神社の奥院と稱するなり。

即法寺 大字脊戸口に在り、眞宗大谷派に屬し法照山と號す。本尊阿彌陀如來。寛永十五年二月創建開基僧法説。その後年所を経て大破に及びたるを以て、明治四十三年、本堂を修繕し、庫裏を改築す。境内四畝十三歩。建造物は本堂庫裏藥醫門なり。檀徒四十戸あり。

專念寺 大字流に在り、同派に屬す。慶長六年二月創建、開基釋了勝。現今檀家四十戸。

淨永寺 大字馬場に在り、同派に屬す。創建年代及開基詳ならず。寶永三年に中興す。檀家數二十五戸。

滿願寺 大字泥堂に在り、淨土宗、見松山成就院と號す。天長元年の創建にして、開基は曉心比丘尼と云ふ。檀家一百戸あり。境内に山口蒼湖報徳碑あり。蒼湖名は省三、家世々兒童の爲に書法を授く省三書法御家流の奥祕を極め、傍挿花茶道に通ず。近村兒童の朝夕來學せるもの其數三千に垂たり明治三十年、古稀の齡に達す。十一月、門人義故爲めに宴を杭全神社に張り、其徳に報い、併せて此碑を建てたるなり。

櫻井寺 大字野堂にあり、淨土宗。創建年代詳ならず。元河内國高安郡恩知村に在りしを、元和三年、白譽徹道、之を平野郷町へ移轉したるなり。檀家數二十五戸。

寶壽寺 大字平野泥堂字殿堂に在り、淨土宗。本尊阿彌陀佛。應永年中、末吉隼人正利吉の創建なり明治六年無檀無住の爲め廢寺となりしを、同十三年八月二十五日、許可を得て再興す。

天理教中河内教會平野分教會 大字野堂八三五にあり。國常立尊・國狹槌尊・豐斟淳尊・大苦邊尊・面足尊・惶根尊・伊弉諾尊・伊弉册尊・大日靈尊・月夜見尊の十柱神を祀る、初代會長は大字西脇久川徳兵



衛の息安次郎なり六才にして同町大字流、紙谷九兵衛の養子となる明治十二年頃養父重症にかゝりし時安次郎感ずる所ありて天理教の信仰に入り明治十五年五月数名の信徒と相語らひ平眞講社といふを組織し講元となる時に年十九歳明治二十年信徒約八十戸を結成し間口二間奥行三間半の建家を増築して集談所を設くそれより信徒は當町を中心として近郷數里に及び其數三百に達したれば明治二十六年七月官許を得て同町字馬場五六六番地に神道天理中河内分教會平野支教會を設置す。同二十九年五月現所在地に新築移轉し同四十一年天理教一派獨立につき翌年一月天理教中河内教會平野分教會と昇格改稱せり爾來教務愈々發展して現今攝河泉部下教會九ヶ所を設け其信徒合せて二千戸遠く東京福井二府縣にも若干の信者を有す而して初代會長權少教正紙谷安次郎は去る大正六年十二月逝去嗣子久松現會長たり。建築物は禮拜殿一棟(梁間五間半桁行九間)附屬建物十三棟にして建坪百三十一坪境内地一段十六歩(地主紙谷久松民有地第一種)境外所有地一段二畝。

金光教平野教會所 大字市四五九番地にあり、生祖金光大神天地金の神を奉祀す。教會設置以前大阪より此の地に來り、布教に従ひ信者を得るに及び、明治三十二年十二月十六日、大阪府知事より金光教平野教會所の許可を得たり。今日にては平野郷町を始め東成郡中河内郡南河内郡及び大阪全市に信徒を有するに至れり。尙南河内郡は此平野に遠き故富田林町に富田林教會を建設し、其他にも平野教會の分教會を設けたり。建築物は明治三十二年以來、借宅を教會としたりしが信徒増加する

につれ、明治四十一年、現在の如く新築せり。境内總坪數二百二十坪。(教會廣前五十五坪地主は末吉勘四郎なり、尙同氏の希望により此地に建設せるなり。)信者數一萬二千人。

平野ベラル基督教會 大字野堂八八二番地にあり、本町及附近村落に基督教布教のため大正四年二月十日、英領カナダ人ロバート・アチソン總理の許に設置し、同年七月一日附にて大阪府知事より許可せられ以て今日に至る。建築物は木造民家二階建(十三坪半)木造平家建牧師住宅(十坪)地主大字脊戸口五八松村秀太郎、信徒三十二名。現在牧師三好芳之助なり。

平野日本基督教會 所在同前、明治三十三年春米國宣教師エ・デイ・ヘル博士當地に來り播摩屋旅館を借りて演說會を開きしを手初とし、爾來時々來りて說教會を開き後一軒家を借りて講義所となし主任者を定住せしむるに至り、漸々信者を得講義所の家主任者等に幾變遷ありて今日に及ぶ現今牧師日高計次郎なり。

## 第六 舊蹟墳墓

陣屋址 現今小學校所在地是なり。古河藩郡奉行の陣屋此に在りき。傳へ云ふ、廣野磨の杭全莊を賜はりし時、此に其邸宅を構え、外郭には二重湍土手を廻し、總門十三口ありきと。蓋し城郭は廣野磨時代のものに非ず。十三口とは流口・田畑口・出屋敷口・樋尻口・市口・河骨池口・權現入口・泥堂口・



馬場口・小馬場口・田邊口・西脇口・堺口をいふ。今も其名の残れる所あり。大阪夏の陣に徳川家康・秀忠此所に陣す。所々に當時の遠見矢倉の址ありき。明治になりて堀も埋め、漸次舊形を失ひ、今は單に門のみを存す。門扉は樟の一枚板なり。土井侯領平野の石高は五千八百石なりき。陣屋は元は家中屋敷二三戸ありしのみなりしが、天保五年の留守居役大森次郎兵衛、大に擴張して區域も南北五十間東西六十間とし、三十軒の家屋を新築せり。當時の役員は留守居一人、郡奉行一人、代官三人、手代九人、會計二人、郡組七人なり。文久元年、新に新掛十人を置き、家屋も四十餘軒に増加したり。増加の分は西北方の空地に、更に一町歩許の地を占め、新築せり、之を新屋敷と稱す。陣屋は東南西三面に濠あり、北に蓮池あり、西に新堀あり、其間の空地を操練場とし、その北端に射梁あり、又作事場・擊劍柔術道場等備りたりき。

坂上廣野鷹墳 大字市小字四箇の内に在り、廣野鷹は阪上田村鷹の男なり。少くして武勇を以て聞え頗る節操あり、弘仁中右近衛少將を歴、伊勢守を兼ね出で、陸奥守となり、任滿ちて右兵衛督となり、從四位下勳七等に叙せらる、采邑を杭全に賜り、世々之家す。天長五年閏三月九日を以て卒し、此に葬れり。之より先、鷹は一堂を此地に造營せしめて普光山修樂寺と名づけ、六坊を置き以て父田村鷹の菩提所とせしが、降りて應永年中、諸堂破壊し、遂に坊舎を杭全神社内に移し、今は寺址墳墓の存する在るのみ。廣野鷹の末裔に七族あり、天保年中墳墓を修理して舊形に復し、毎年

三月九日、苗裔支流のもの其祭事に服し、以て今日に至る。墳は周圍に幅約一間の堀を廻らし、生垣あり、廣さ約二百坪、鐵製の門扉を鎖す、石を圓く疊み上に一大圓石を置けり。左の二碑文は本町土橋知之進、之を藏す。墳墓の碑石に刻せんとするものなり。

## 坂上家廣野鷹之墳記

攝州平野邑北有阪上廣野公墓、邑古曰杭全莊、爲公采地府、後以其稱名其邑、而邦讀訛廣作平云、公裔在焉、號平野殿、世々與縉紳家婚、而支庶七人、其裔皆望族也、號七名家、併力奉平野殿、今在四家、閱譜牒、公出自漢靈帝曾孫阿智王、譽田天皇時率屬歸化、王之子曰高貴王、孫曰志掣直、志掣直始姓阪上、爾後曰駒子、曰弓東、曰首、曰孝子、曰石衛士大國、大國之子大和守犬養犬養之子左京大夫菟田鷹之子田村鷹、田村鷹任征夷大將軍、討陸奥豪族有功、所謂田村將軍是也、公實其第二子、亦剛勇有節操、歷事嵯峨淳和二天皇、至右兵衛佐從四位下勳七等、天長五年戊申三月九日薨、享年四十有二、葬于府北普光山修樂寺、寺乃公之所創也、應永中其寺廢亡、而墓露峙田畔、一松樹表之、一日大風倒樹、四家相議、將再種之、農民來訴樹之害於田、因代以片石、嘉永二年己酉也、上距公薨一千二十二年矣、而本支綿々、不忘祖契、非人之所能爲也、比諸漢末篡逆相偪、宗祀隕越者其愈幾何、抑舊主之於舊業、恩情固結、公之神而有知、必不欲害之民之心卽神之心也、今四家順民之訴、爲不違神之心矣、



銘曰、公之皇考、田村將軍、赫々英武、平亂建勳、維公克肖、令譽夙聞、千歲之下、神止古墳、  
役使風伯、爲民解紛、厥威凜々、厥德薰々、薦奠奔走、誰其不勤。  
藤澤 東畝撰  
坂上廣野麿朝臣碑

攝州平野有坂上廣野麿家、公田村將軍胃子、執直不撓、雄武有父風、事嵯峨淳和二朝、任右兵衛  
督、叙從四位下勳七等、平野本杭全莊、公邑于此、故稱廣野、後訛爲平野、公子孫族于此、世與  
朝貴婚衆、不敢斥其名、稱平野殿、公始邑于此、創一寺曰普光山修樂寺、卒日就而葬焉、應永年  
間寺廢、有老松樹標其冢、嘉永二年大風倒樹、代以大石、公薨若干年於今、裔孫分爲七家、守兆  
域、蓋坂上氏殖德、有不可諉者而存也、案坂上氏祖漢靈帝曾孫阿智王、應仁帝時、阿智王以十七  
縣人民歸化、其孫志擊直、始稱坂上氏、志擊直七世孫蒯田麿、事孝謙帝、惠美押勝及、射殺其子  
訓儒麿、告道鏡之奸、爲陸奥鎮守將軍、賜姓宿禰、子田村麿、軀幹雄偉、智勇絕倫、以陸奥出羽  
按察使兼陸奥鎮守將軍、尋拜征夷大將軍、征夷大將軍始于此、先之東北邊徼、所在醜虜蜂屯蟻集、  
輒兵戈結黨類、以梗王化、其能折服懾威、懷德長隸版圖者、將軍之力也、以功進大納言、薨於弘  
仁二年、贈從二位、其賜葬、環甲立向平安城、天下有事則其冢鳴動、奕奕英魂、歷劫不滅、所謂  
將軍冢是也、而公以世嫡襲遺業、世子孫族於其邑、終千年之久、衆不敢斥其名、稱平野殿、坂上  
氏殖德、有不可諉者而存者非耶、今宗子廣慶、與支庶七氏、將建碑標其冢、請余文、乃案狀揭其

概、若夫坂上氏世勳、及廣慶世系、有正史及家譜歷載、不復贅于此、

明治三十二年四月

勳一等菊麿王冢額岡千仞撰 從六位勳五等 片倉 顯矩謹書

安藤次右衛門正次墓 大字野堂無番地(一番と一九九番との間)八尾街道の傍にあり。元和の役正次徳  
川の旗下に屬し旗本大崩れしける中に前田利常の先手に使に來り、城兵五六十騎の引取るを見て  
利常の軍士に向ひ、あの敵討ち取るべしと諫むれども逡巡して進まざりしかば、正次大いに怒り、  
鞭を擧げて馳せけるに、敵三人之を見て取つて返し、正次に向ふ、正次馬より飛び下り大太刀を抜  
いて近づく敵の額を三刀打つ、敵も三刀打ち兩人とも尻居に打ち据ゑられるが、正次尙正氣あり  
乗りかかりて敵の首を取り起き上らんとしける所に、他の二人打ち掛る、正次の家來平山古右衛門  
之を見て馳せ來り、二人の敵を追ひ拂ひ、主の取りたる首を高く掲げて安藤治右衛門高名なりと名  
乗り、伴ふて旗本に歸る、秀忠上覽ありて治右は手負高名したりと褒められ、疵の養生いたすべ  
しとて、歩行の士六人附けられ平野に歸る。正次願正寺に入り自盡す。(創傷重かりしたためか。願正  
寺は當時今の碑の邊にありしならんか)周圍横四間、縦五間餘、石垣を築き上に樹を植ゑて生垣と  
す。

碑文に



元和 元曆

安藤治右衛門尉正次

五月二十九日於此討死

## 第七 舊 家

坂上七名家 當町に末吉、土橋、辻葩、井上、成安、西村、三上の七氏あり其先坂上田村麿に出づるを以て人之を七名家と稱す、資産豊贍にして町民の尊敬する所なり土井候の當所を領せし頃は多く要路に立ちしが後漸く家運傾くものありて當町にては今は末吉、土橋、辻葩の三氏のみ存す。〔攝津名所圖會〕に征夷將軍坂上田村麿の長男廣野麿、嵯峨帝の御宇、當杭全郷を賜り居住し、地名も廣野と號す。後世轉じて平野郷とぞ呼にける。其苗孫こゝに永く相續して、世に平野殿といふ。此家に女子あれば比丘尼とし、長寶寺の寺職とす。又坂上の支族、此地にあり。これを七名家と呼ぶ。今土橋、末吉、三上、辻花等存在せり。例年六月晦日、住吉大坂に、此七名家の内其年の頭屋より兒一人、花笠を着て馬上にて出る。これ舊例也。云々とあり。末吉氏は早く分れて二家となり其本家を東末吉といひ以て西末吉と分つ西末吉後分れて二となる其分れたるもの製油を業とせしより之を油店といふ皆人の知る所なり。七氏のうち井上、成安、三上三氏家系詳ならず。辻葩氏は大字流

に住す。田村麿より三十餘世なりと云ふ。西村氏は寛文年間大阪に移り、平野屋藤右衛門と稱して木綿問屋を營めり。十二代東太、家業を厭ひ、醫を學ぶ。又勤王の志あり、伴林光平と親交あり。後三河國西尾町に移り、文久三年、名古屋に出づ。孫有太郎家を繼ぎて今に名古屋に在り。

末吉氏 廣野麿九世の孫を隼人正末吉といふ、其邸野堂にありしを以て里人之を野堂殿と稱す。二十五年行増に至りて末吉と改む。蓋し先世の名を取りて氏とせるなり。行増、藤右衛門と稱す。天文二十年九月五日、一基の石燈籠を杭全神社に献す。今も尙存せり。天正の頃豊太閣の室北政所、野堂に寓せし事ありて、行増其臺所奉行を命せらる。當時の會計に關する帳簿其他の記録類數冊、及政所の老女むつ子の書翰二十餘通、今も尙其家に藏す。其家藏する所の寶器に龜石、杉石枕といふものあり、又行増より傳はるといふ。其後徳川幕府及大阪城町奉行等の觀覽に供せしことあり。又貴顯人士の當地通行の際は必ず其供覽に入れたるものなり。今尙存す。尙末吉家最古の傳來物の尤物として後醍醐天皇宸筆和歌楠正成及正行の筆、弘法大師の筆あり。行増五男一女あり、長男を増久といふ、藤左衛門と稱し家を繼ぐ、其裔は即ち東末吉にして、世々増の字を名とす。次男を利方といふ、勘兵衛と稱し産を分ちて泥堂に住す。其裔は即ち西末吉にして、世々勘の字を名とす。利方嘗て大和吉野山を開き櫻樹千本を植ゑきといふ。孫左衛門吉安は勘兵衛の子、元龜元年を以て生れ元和三年三月二十六日卒す、年四十八、紀州高野山奥の院御廟橋前左上手に葬る。子孫左衛門長



方繼ぐ。勤兵衛利方産を起し、業を廣め、家運榮ゆ。又夙に慨する所あり、浪華より東海諸國に至る廻船業を營み、一に國家産業上に利する所あり。かくて家益々富み、遂に一郷の土豪を以て稱せらるゝに至れり。天正年間筒井順慶は商賣保護の保證を與へ、豊臣秀吉は天正十四年八月十七日河内丹比郡西忍村の代官を命じ、更に商賣上諸公事を免除し、同十六年八月岡崎城主徳川家康も免船六艘其分國內諸港灣の出入を許せり。天正十八年、家康關八州を領するに及びては其特權の範圍自ら擴大せられ、末吉の廻船は關東關西を連絡する唯一の機關となれるなるべし。大阪市東横堀川の橋梁に今末吉橋の名存するあり、是は吉安が市民交通の便を謀りて架設したるものなり。長方の時元和六年五月二十日、大洪水にて大和川の堤塘潰へ、攝河二萬石の地を損せり。長方支配の柏原村も千四百石餘の地大半荒蕪となり、民力にては復舊すべしとも見えざりしかは、長方謀りて水路を開き、平野川を浚渫して、大阪への船の往來自由ならしめ、荒廢の地に新に市廓をまうけ、商人を居らしめ、船七十艘を造りて與へしかは、其地日々に繁榮して荒田も漸次に初に復するを得たり。是柏原船の起原なり。利方父子三代、内地交通の改善を施して運輸の便を計りしのみならず、亦大に海外貿易に従事したりき。是より先き南洋交通貿易の氣運に向ひ、文祿元年、豊臣秀吉南洋諸國渡航の商船に免許の朱印狀を與へたり。是朱印船の始とす。即ち外國貿易を公許せられたる船なり。當時京都長崎堺の商人は、海外貿易の巨利あるを知りて競ふて船船を出したりしかば、徳川氏執政に及

び、其制を擴張して商估のみならず、大名寺院にも及びたり。此時に當り吉安は旗田邊又左衛門と共に朱印狀を受けて呂宋及暹羅に渡航せり。その朱印帳に載せられたる朱印狀下附の月日は、慶長九年七月五日(同八月二十六日田邊屋又左衛門)同十年九月上旬(同九月三日田邊屋又左衛門)同十一年八月十五日十二年六月二十六日、以上呂宋國。(同十三年七月五日田邊又左衛門取次末吉孫左衛門暹羅國。此時のは寛政重修譜に吉安仰をうけたまはり暹羅國に渡航すとあり、その幕命によりしか否や、他に證左を得ざれども、又左衛門と共同して航渡したるものなるべし。)慶長十四年十五年十六年の三ヶ年も亦呂宋への朱印狀を受けたり。子長方又船を安南に出せり、安南西主清都王、寛永元年(永祚六年)に末吉船に託して國書國産を徳川家光に献す。末吉文書に徳隆四年五月(寛永九年)の安南答聘目録あれば、此年も末吉船に託したるものなり。その渡航船を末吉船と云ふ、當時は各その所有者の名を以て呼びし者なり。船圖、今京清水寺奥院の繪馬に存す。構造、下のかた底を深くし、外面を油石灰にて悉ぬり。又上の方は丹土色に塗りたるあり、或は木地に油を塗りたるもあり。舵は大なる鐵の肘を數所にうちて、其肘を受る所の舳も又大なり。壺を打て舵を駕るなり。之をミスツイス造りの船と名く。帆は皆布帆にして、其船大なること長サ二十間、荷物二百萬斤、中なるものは長さ十七八間、荷物百五六十萬斤、小なるもの長サ十五六間、荷物百二三十萬斤を受くべし。艫に樓閣を構へ、橋は三本あり。繪馬は凡て三面あり。同寺に支倉船の圖一面を藏す。共に



明治四十年五月國寶となれり。天下の實權徳川氏に歸するや勘兵衛利方は早くも國中通貨を一定にし、交通賣買の便を圖らんとし、慶長六年六月建言して銀の品位を定め、極印を打ちて信となさんと請へり。家康之を嘉納し、命じて銀座を伏見に設けしめ、勘兵衛を以て頭役となせり。於是後藤庄三郎の銀座と東西相對峙し末吉氏は銀貨鑄造の特權を有するに至れり。〔徳川實記〕〔東照宮附録〕に曰、銀も往古は諸國より掘出せしを灰吹にせしまゝにて通行せしかど、定價もなければ世人なべて交易に艱困す。慶長六年六月、大津の代官末吉勘兵衛利方、建言せしは、銀價定らざるよりして諸物の價もまた均からず、今よりは官府にてその制を定め給へと申すにより、新に銀座を設けられ利方もてその頭役となし、後藤庄三郎光次と同くこれを管轄せしめ、新に銀の品位を定め、丁銀、小粒銀を鑄出して通行せしめ、これまで世上にある所の灰吹銀、潰銀及礦穴より掘出せしものみな座に持來り、新銀と兌換していよく盛に鑄鋸ありしかは、是よりして天下の物價もをのづから一定し、金銀の通行いさゝか障礙なく、萬民皆御仁政の貨幣の上までに及ぼし、いたらぬ限なき膏澤のほご、かしこみ奉りけるとなん云々。同十二年孫左衛門吉安、父業を相續す。慶長十三年伏見の銀座を京都に移し、大阪に出張所を置けり。利方始め織豊二氏に仕へ、慶長四年徳川家康に仕へ大津代官となる。子吉安大阪役の時慶長十九年十一月、京に召され、家康の命にて松平忠明、石川忠總、西尾忠政の爲に案内の役を承る。時に豊臣氏は吉安の家族を捕へ、平野を略す。東軍至ると聞

き火を放ちて去る。六日、忠明等平野に入る。秀忠本陣を平野にする、又茶磨山岡山に移す。吉安皆その普請を承る。元和元年の役、吉安又秀忠の平野の陣に候す。同年其賞として河内國志紀河内二郡の代官に補せらる。夫より四代勘兵衛利長に至るまで其職を繼ぎて民治に當りしが利長の卒後は嘉平江戸に移り幕下の士となり明治維新に至る。夫如斯廻船の業銀貨劃一の制、郡民撫育の職、勘兵衛利方に權輿すといへどもよく父業を繼承し發展の策を講じ萬里の波濤を犯して海外に國權商利を擴大し國利民福を計りたる功は吉安に歸せざるべからず。大正六年十二月聖上陛下近畿地方陸軍大演習に行幸の際、吉安の功を賞し給ひて、從五位を追贈せらる。行増三男長成は通稱次郎兵衛平野氏と稱し出で、大阪市日本橋に家す。安井道頓と共に家康の命により道頓堀川を開鑿したり徳川初期易家寛政重修諸家譜江戸會誌其他の海外貿易

土橋氏 土橋家の祖は阪上田村麿第十七代の後裔阪上利國より出づ。利國は利惟の二男、分家して市氏と稱し、その後重長利家政國利久盛貞の五代は世々市氏を冒せり。盛貞の子政長應永三年四月歿に至り市家の門前に土橋あるによりて時人士橋殿と呼べり、因て終に土橋を以て稱するに至れり。十數代にして直友に至る。通稱は七郎兵衛、誠齋又は好古堂と號す。幼にして學を好み、長じて京都に遊び、河瀬蒼雄醉露堂に従つて國學和歌を學び、醫を後藤養庵に受け、傍ら碩學鴻儒の筵に列して經傳の講義を聞き、弘く當時の名士と交り、三輪執齋は和歌同門の故を以て特に交り深し。かくて



京にある事三年、業成り郷に歸り、三十一歳のとき含翠堂を創立し、育英事業の爲め一身を貢献し又博愛慈善の心に富み窮民賑恤に努めたり。友直此の二大事業の爲に心血を注ぎて一切家事を顧みず、遂に殆んど家産を傾倒して學堂の維持經營に盡したり。彼れが慎獨の心をよめる

谷河にかけし丸木のひとつはし、わたる心に世をもわたらん。

と、以てその人と爲りを知るべし。その歌集を耕閑集と云ふ。その他若干の著述あり。總年寄をつとむ。享保十五年十月十日歿す。年四十四。河内高安の神光寺に葬る。その後裔敬直・重榮・重賢・直温保固等相繼いで含翠堂を管理し以て現代に及べり。保固の妻は香川景樹の次女なり子なし、泉州倉野氏の子保愛を養ふて嗣とせり。含翠堂は其址大字市四〇六番地に在り、大正七年遺址の碑を建つ創業は享保二年なれば、大阪懷徳堂に先つこと九年なり。友直、業成りて歸郷し、學堂設置の志を立て之を郷民に謀りしに、土橋宗信・成安榮信・徳田宗雪・井上正臣・門宗好等の同志は興立生員となつて奔走し、末吉増篤・富永徳通・三村宣固・中村保之・井筒倫親・三宅忠敬・吉井定行・三輪希賢・辻葩宗孝・奥田宗之等の諸士は助力生員となりて之れを後援し、校舎には井上正臣居宅の一部をさきて講堂に充て、享保二年五月五日を以て開講の式を擧げたり。最初學堂の名も定まらず、庭に一株の老松あるを以て老松堂と稱したりしが三宅萬年之れを含翠堂と改めたり。時々河瀬菅雄・三輪執齋・伊藤東涯・三宅萬年・五井持軒の碩學を招聘して講筵を開き、學徒四方より雲集し、平野の教育は勃興せり。

享保庚子(五年)の夏平野含翠精舎に遊びて諸友の爲めに書を講じてよみはんべる

三輪執齋

願はれぬ誠を守れいくちよの、みごりを含む松にならひて。萬代のみごりをふくむこのもに、聖のふみもまごぬひるめん。

享保丁未遊播州平野宿含翠堂呈主人

伊藤藤東涯

百濟川西柏上塘。深濠環馬州城居。相逢含翠堂中客。滿地松陰滿架書。

三宅萬年は大阪懷徳堂をも兼ねたれども教授上に於ては全責任を以て任せしが如し。試にこれ等名家の遺墨を一覽すれば創業當時の盛況を想ふに足る。猶同堂の事は土橋宗信の〔含翠堂記〕に詳なり同記に曰

播津國住吉郡平野郷含翠堂は郷中の人の集り會して學を講ずる所なり。此の堂のよりに起る所を尋るに、郷中に土橋七郎兵衛友直號を誠齋と云ふあり、若年の頃かつて京師に遊びて醉露翁河瀬菅雄といへるを師としたのみて書をよみ、かつ和歌の道をも學び、其の家に留學すること年あり。その間出で、京師の諸老先生にまみえ、より／＼經傳の講義をぞきき學びける。その内に執齋先生三輪氏は和歌の同門にして、よしみも深かりければ、殊更に相親しみて、其の提撕をうけ、るより、わきて陽明王子の教をぞ尊信しける。かくて三宅せばかりありて平野に歸りけるが、當時郷中に聖教を講ずる人もなかりしかば、友直ふるひ起りて郷の子弟を導き、聊かき、おきたる所を自らの家にして講習せるより、や、この道に志す人も出きにけり。か、りしよりこの郷に講舎をいとなみ、四方の諸君子をも招き迎へて、大に此の道をおこされんさおもへりければ、より／＼諸友に此事をばかるに、そこばくの財なくば思ふさまにも成らじ、今より年毎に漆錢をなして、數年の後をこそまためなと云ひあへり。それが中に井上佐兵衛正臣す、み出でいへらく、予が家むなく廣し、いざ此半をさきて、今より講堂とせん、幸に己れいさまの身となれり、舎を守りて朝夕の清めをもしてん、會集の日の茶爐燈火のそなへも諸友の手を煩はさじと。こ、に在いて諸友よるこびいさみ、享保第二丁西のこし



五月五日、はじめてこの家に會して友直、正臣など講習をなせり。しかせしよりこのかた、三五七十をもて會日と定め、今に至り相つぎてたえず。なほ又浪華の萬年先生三宅氏をむかへて月なみ折々の講習あり。庭に年歴たる松もあるにたよりて、堂を合翠と名づくるもまた萬年先生のためものなり。これよりして後浪華の持軒先生五井氏、東武の執齋先生三輪氏、京師の東涯先生伊藤氏より、此堂に來臨ありて講習をなせり。かゝりければ終に國の守本多公の禮にも逢して、褒賞し給ひけるや。こゝに又友直おもへらく、此郷は農工商相交りて近隣の小邑に同じからず、荒年にあたりては饑饉に及ぶものや、もすれば子をもてかぞふ。時に臨みて、これを救はんとするにその事甚だ難し、いざ志をあげて今よりぞ備へなしてんとて、享保四年十月各相ばかりて、多少をいはず、財を投ち賑窮料と名づけ、年々に息をかされ、更に人をすゝめて増益しければ、荒年の急を救ふに甚だ便あり、その仁惠後世におよぶ事豈すこしきなりといはんや。かくて合翠堂の貯財も年々に積りて、今は餘りあれば、享保十二年の秋、銀そこばくを以て正臣につくのひ、講舎の代となし、かつ度々に修復を加へ、こゝに庚戌の春、文庫をさへ營みければ、いよいよめでたき書院となりぬ。友直不幸にして未の十月世をばやうせり。さばあれどかゝる餘徳を末の世までも殘せるは、豈誠齋の誠の天の道にかなへるものならずや。こひれがばくはこの合翠の松と、もに、くちすして此道を學ぶ人、くれ竹の世々に傳へて絶えざらんことをあふぐこしかり。

享保十五庚戌年冬至日

節齋 土橋 宗信 謹記

又伊藤東涯に「合翠堂記」あり

昔者子游爲武城宰、以禮樂爲治、夫子告之曰、割雞焉用牛刀、及子游再舉、嘗所聞之語、乃實前言之戲、蓋治有大小、而所以鼓舞陶鑄化氓成俗、莫先於禮樂、平野攝之屬邑也、鄉人素嚮學、或造京肆業、或館穀師儒以問道、土橋友直、亦其鄉有志之士也、嘗與舊族數家謀、置社學、既而非上氏有隙宇、定以爲講習之所、時時會集言志、將以化邑人、二子在邑爲著姓、其地有古松一株、偃蹇蔭堂、因名曰合翠、又將置學田以期永年、予丁未歲、嘗應友直族人宗信之招而往、得遊于其堂、滿帶數日、雞黍茶菓、日譚古道、德如也、乃請文其事、以貽後昆、俾無湮若、嗚呼今之詩書乃古之禮樂也、子游因夫子之言、絃歌武城、今土橋氏、聞夫子之道于千歲之後、將以詩書訓迪其邑、則其志固美矣、昔李德裕、東都置平泉莊、自記曰、嘗言平泉者、非吾子孫也、以二石一樹一興一人者、非佳子弟也、要其所志不遠、欲得園亭之勝于後世耳、土橋氏之志則不然、欲使講學之區永存不替、乃所以圖人受爲善之益、久而不替也、既謀置田、又欲誌之文、凡誦周孔之道者、豈可不稱述其美、以風聲一方也哉、因爲之記、

享保壬子歲仲冬

伊藤 長胤 拜書

合翠堂の教育は儒教を重んじ、國學を貴び、實踐躬行を主として常識を養成するにありき。科目の如きも儒學、國學(神代、地理、歴史、和歌)、算數、醫藥、刀劍、禮法、天文、卜筮等の多きに及べり。又屢歌合、連歌、發句、狂歌等の催あり。平野連歌所と相對して盛なりき。その「壁書」に曰

- 一、入學の節は貴賤を選ばず師弟の差あるべし
- 一、師弟挨拶は我が子弟に比すべし
- 一、童子挨拶處々同輩たるべし
- 但七名家の子供は格別のこと
- 一、童子の位次入學の先後に従ふべし
- 一、童子稽古場の席毎朝着到の遲速に従ふべし
- 但朝稽古は勝手に任すべし
- 一、童子毎度参着次第先生へ先づ一禮あるべし
- 一、中食の刻限先生指圖次第退參あるべし
- 一、毎日當番を極め退參の節稽古場掃除いたすべし
- 一、童子毎度退參の節先生へ羅拜あるべし
- 一、童子毎度退參の次第は毎朝参着の先後に従ふべし



一、毎月二十五日休業のこと

その學風は如何といふに講師の三輪執齋、三宅萬年等が陽明學派なりしのみならず、堂主土橋友直も亦頗る王家を好みたるを以て、學風も略推察することを得べし。友直の歿後は歴代の教授講師の學派學風によりて幾變遷したり。試に萬年が歿してより明治五年廢絶に至る迄の歴代講師のおもなるものを擧ぐれば沼田元隆、大内清溪(忠藏)中井登菴、明石鳴鳳(左仲)五井蘭洲、三宅春樓、足代立溪、小泉隆昌、篠原良齋、中井竹山、中井履軒、中井蕉園、早野反求、瀧松隱、並河寒泉、山口秋桂、藤澤東咳、戸川寛等の諸氏にて大體よりすれば懷德堂の學風主となり、醉露堂の流派東涯の系統も加はりゐたる如く、要するに含翠堂の主義は偏狹ならず、學派等には拘泥せざりしなるべし。含翠堂は教育事業の外に窮民賑恤の大事業をなせり。友直、嘗て備荒貯蓄の要を論じ、享保四年十月同志と相謀りて醸金し、之を窮恤料と名づけ、年々息を加へ、更に人々に勸めて寄附を募り、以てその増殖につとめたり。會々攝河地方蝗害のために米價騰貴し、細民の窮困一方ならず。即ち同志相謀り米二百餘石を募り得て之を救恤し、幸ひ一人の死者も無かりき。次いで享保十七年十二月に大念佛境内にて施行せり。當時の有様は三輪執齋が「含翠堂記」に詳なり。同記に曰く

今年西の國々、蝗蟲の災甚しくして、餓死のもの多かりければ、攝河のほとりまで米價しきりに沸き立て、細民日々に餓えにのぞめり。細民くるしめることありしに、志ふかきもがら相ばかりて、募り出せる米二百餘石をもて、めぐみけるにぞ、死せるもの一人もなかりき。事終りて此の後猶またかゝることもやあらんや、友直を始め志ふかきかり、又相つりて、出し合せる銀をばくばく、息なくばへて貸殖しければ、十數年の程にや、百金に近くなりぬ。されどこのたび米價殊更貴かりければ、買得たる米わずかに六十石ばかりなるをもて、早くうえぬべき者にまづあたへけるまゝに、細民のやすげよること、誠に慈舟の治をこゝに見るが如し。かくて日數ふるまゝに、たくはへし米も、やがて盡きぬべくなりぬ。さらばとて又各々その家の有無にしたがつて財を投出し、賑窮の場に札をばり、誰がしは幾金、何がしは幾石など書あらはし、あつめつみければ、千人にあまれる窮民を、二百日ばかりも救ふべきほどのたくはへも出来ぬ。されば近き里人のかつて貧を合せのみたりし豪家も耻らひて、これにならへる者、日あらざるにあまた出来にけるさかや。かくてその施せるあらましなき、はべるに、郷人のすめるやどりは、いさせまくて、さることなしがなければ、大念佛寺と云へる寺をかりて、そこにあたふべき旨をかねてふれしらせ、郷中やもを、やもめ、廢疾の者まで、残りなくたづねとひて、乏しく飢えぬべき者に米いくらかと云ふかきりをさだめて、ひさりくんに札をえさせ、日毎にかの寺に來りて、受けしむ。然るにある日、一人の老女あり、幾十文を紙に包みて持ち來り、これをその施し給ふ中にくはへて、めぐみとし給はれと云ふ。人々あやしむおもひながら、奇特なること、いひてきたしけり。かくてその名をさへば夏と云ひてかへりぬ。尋ねもてゆけば、里の中に興兵衛と云へる家を借りて、縮くることを業としてすめるひさのやもめなり。いかなる者にやとさぐりたづねれば、これはいさまづしきを見て、かの札をあたへければ、辭じて云ふ、われまづしと云へど近き里にするべの者ありて、一人の食は送りばれば飢に及ぶにあらず、今の時にあたりて命にかふるばかりなり、重きたからを有るが上に受けばべらんことは、天をそろしく侍る、はやくかて盡きぬべき者に給はれかして受けざりけるを聞えければ、人々涙を流し感じあひて、大なる札にしるし、かの何かし何十金など書きたるかたわらにはり付けてその志を施しける。これによりて、多くの金をいだせる者なりとも、いさ、かおしとおもへる心あらば、やもめにはるかにおされるべしと、互に義心をばげましける。誠にありがたき心ならずや。抑此ささのかく仁なる、淺ましきやもめまでかゝるまことの志を興しける、かの屋を比べて可封と云へるも豈虚語ならんや。心學このめるしるしあ、大ならずや。予往來の道すがら、民の菜色あるをみて、臨も斷つばかりなる中に、又かゝることをきき侍りて、大にたのしむことあり。故に合せしるして、友直の誠を感じ、長く此の郷の後人に告ぐ。その子孫もまた各々その志を續なんことを欲し、廣くこれを一世につたへて、あまれく仁心を興起せしめんことをこひねがふことしかり。



尙享保十七年十二月より翌年三月迄の間に施行せし人員、石数は左の如し

施行町名	毎日施行平均人員	施行延人員	總石數	備考
野流堂	一四〇	二、一六六	三、二四四	毎日平均十八人貳錢八文宛與フ 四回ニ施行
市多	七〇	六三一	一、六三一	
磯村	一	六四九	一、八四三	
春口	七〇	一、五四九	二、四〇〇	
西戸	一	不明	一、五四九	
泥鰯	八一	二、〇七七	一、三八二	
馬場	四〇	一、〇一八	一、〇二〇	

この後數十回窮民を賑恤したりしは、當時の記録に存せり。今一一記述する煩を避けて左に之れを表示せん

施行年度	施行町村	人員	員石數	金額
元文五年十二月ヨリ 寛保元年正月迄	平野郷内並ニ中野今在家 新在家、今林		二一、〇〇〇	
寛保元年正月十五日ヨリ 同 年二月十三日迄	同		六、六〇八	
明和七年	城州川島村孝子節屋儀兵衛ノ善行表彰		二、三六	二〇〇

安永二年二月廿三日ヨリ 同 年三月十三日迄	平野郷並ニ近村	一四、七三二	一六、五二九	
安永二年三月十四日ヨリ 同 年五月四日迄	同	四七、六九八	五六、一五三	
天明三年二月ヨリ 同 年五月四日迄	平野郷内			
天保四年	同			
天保八年六月十一日ヨリ 同 年八月二十九日迄	平野郷並ニ近村			二、五〇〇
嘉永三年	平野郷内(粥施行)			一九八、七三〇
嘉永五年正月	平野郷内			

以上施行の金穀は随分多額なれども、含翠堂は之を興立者同志又は助力者等より年賦又は一時の寄附を募り之を蓄積殖したりしものにして享保十八年四月の貯藏高米九十五石六斗の高に上れり。享保二十一年三月には賑恤窮料の大貯蓄を勵行し、又領主より此事業の褒賞として、年々若干の補助あり。その後寛政十二年に新に左の賑窮料規則を定めたり。

- 一、諸方よりの寄附並に同志の集金を取纏め、之を確實なる人々に月五米の利息を以て貸附くること。
- 二、同志助力の人々の中に若し、困窮、病身、孤獨の人あらば、荒年ならずとも救助すること。
- 三、同志、助力の人々の中に不心得の人あらば夫々異見加へ、尙も聽かざれば除名すること。

天保十三年には二十年賦にて無利息の金子を借り入れ、嘉永六年には郷内近村大阪等に於て大に寄附を募れり。此の如くして得たる財源を以て教育資金に供し、又は窮民賑恤に用ひたり。而して之



公共博愛の心乏しきが如し。

信仰 表面的には稍可なるが如きも、眞の信仰は疑はしきものなり。

遊藝 男子には謠曲尺八稍流行し、浪花節を好むもの甚だ多し。圍碁將棋は普通に行はる。以前は淨瑠璃も少しく行はれしが今は全くすたれたるが如し。女子の琴三味線は普通なり。

衣食住 衣は割合によきものを用ふ、質素なるもの少きが如し。食は間食多し。家は二階建漸次増加し、藁葺は殆んどなくなれり。(以前は藁葺多かりしが)

年中行事 正月には恵方詣をなすもの多し。節分には宮に參詣するもの多く、厄拂の御神樂あり。飴及鳥の毛の簪を多く賣る。鰯に豆蒔き、雛祭は上流にて行はる、菱餅を賣る。鎮火祭(冬祭にておひたきともいひ十一月二十三日なり)には男子三歳になれば紐落とて、よき帯を買ひ、之を付けて宮に詣する風習あり。十夜は大念佛寺にて説教あり、寺より粥を出す。念佛百萬邊あり、大なる數珠を繰る(十一月十四日)。端午には千巻を供へ、菖蒲湯に入り、且菖蒲を屋根に上げ(よもぎ梅檀と共に)、又之にて鉢巻をなす。盆踊は景氣のよき年に之をなす、櫓を設け、其上にて音頭を取る、其下に囃方あり、踊子はほゝかむりをなし其周圍を廻る。月見にはだんごいも(十三二つ)萩にすゝきをも供ふ。寒食は一月十四日蒟蒻の田樂を食し、一夜寝ずして翌日は小正月なるを以て信貴に參詣するもの多し(夜不寝講ともいふ)。報恩講、寺々家々にて日は異なるもよく行ふ。宗祖に報恩す

るの意にして、兼て一種の集合的交際なり。寒行、寒中二週間位大念佛にて行ふ、末寺より出で來りたる者念佛を唱へて水風呂に入り、朝及晩は托鉢を以て素足にて念佛を唱へ町内を廻る。(節季は大抵一ヶ月毎なり二ヶ月の者も少しくあり。)

方言

ア	リ	マ	ス(オマス、アリマ)	イ	カ	ナ	イ(イキヤシヨラン)	イ	ラ	ン	シ	ヤ	カ	ナ(ニンニヤカナ)
キ	マ	ス(イマ、キチヨル)	オ	バ	ア	サ	ン(オバン)	シ	テ	ク	ダ	サ	イ(シテオクンナハレ)	
ネ	エ	サ	ン(ネヤン)	ア	リ	マ	セ	ン	カ(オマヘンカ)	ニ	ギ	ヤ	カ	ナ
ニ	イ	サ	ン(ニヤン)	小	サ	イ(チツチヤイ)		マ	ダ	ラ(マンダラ)				
オ	ザ	イ	サン(オザヤン)	テ	ス	カ(ダツカ)		シ	ン	ル	イ(イツケ)			
ス	ツ	カ	リ(コツキリ)	マ	ケ	マ	シ	タ(マキヨツタ)						

俚諺

(糸摺り、水車踏、臼引、からさから、草取以上の歌あり)

田植草取 ○親子三人、田の草取りに、笠のしぶきや涙やら。

○なくな、なげくな川ばたやなぎ、水のでばなもなげきそな。

○東山見りやなつかしござる、おさのなじみの音がする。

水 波 ○鐘さしもくさ流れてきたが、いまにこの川ごしよの川。

〔傳説〕 元和の役平野焼打の際家康軍敗れて大字野堂の會所(當時七大字にあつて高き建物なり、と



を支配する主腦者は云ふまでもなく創立者友直の後裔土橋氏の歴代なりき。

含翠堂はかくして百五十六年間繼續したりしが、明治五年、廢絶し、堂名の因て起りし老松は、同十八年に枯死し、堂舎は同二十一年に取拂ひて、今は昔の面影なし。所藏の圖書は平野小學校に移され、先哲名家の遺墨古記録は土橋家に保管さる。此等遺物は近世浪華文學史の資料たり。その主要なるものを擧ぐれば、三宅萬年書含翠堂額面、同遺墨若干、伊藤、三輪、土橋三氏の含翠堂記各一卷、執齋の王文成公四言教をよめる歌一葉、河瀬菅雄の歌集並に遺墨、土橋友直の歌集、その他香川修菴、富永芳料、伊藤重行、三宅觀瀾、五井持軒、中井登菴、三宅春樓、五井蘭洲、足代弘道、中井竹山、中井履軒、早野反求、並河寒泉、瀧松隱等の書畫文集等あり。寫本の重なるものは、藤樹書翰集、格物辨議或問(三輪執齋著)執齋講義集、執齋噓臈文、執齋日用心法、大學私議(土橋節齋著)論士道(同)遷墓記(同)噓俗俚言(同)節齋隨筆、耕閑集(土橋友直著)機案記(同)十番狂歌合(奥野保悟判)平野一日千首(河瀬菅雄著)雞肋論(足立弘道著)文房秘論(穂積以貫著)僧官考(谷村光義編)喪祭私説(中井登菴著)蒙養編(中井竹山)十竹齋集、巨林集、連歌集、西行上人古墳記等數十卷あり。(長南倉之助) (含翠堂摘要)

多治見氏 多治見氏は美濃の族なり。祖藏人國長、同國人士岐十郎頼員と共に後醍醐天皇の北條氏討伐の計に參し、事露はれ、正中元年京にて誅せらる。國長の孫四郎三郎國重、(正長元年十月歿)大

和に移り、吉野郡川上莊大名持神社の神職となる。十一世孫國房に至り、織田信長の家臣に緣故ありて天正二年十月、平野莊に移り住し、油商を營む。(野堂三二五番地に住す)今に大名持神社の古額を藏す。又家寶として傳ふるもの左の如し。

- 一、後醍醐天皇御宸翰消息 幅 一、後醍醐天皇御佩刀 多治見國長拜領 一 腰
- 一、櫻町天皇御所用中啓 握 一、武藏野酒盃 多治見國長所用酒宴ニ用ヒシ盃 一 個
- 一、眞田幸村書狀 木村長門守宛 幅 一、小堀遠州書狀 平野年貢之事 一 幅
- 一、環山樓額 伊藤長胤筆 幅 一、同記文 伊藤長胤筆 一 枚
- 一、含翠堂之圖 米山人筆、含翠堂祭酒錄 幅 一、浪花諸名家尺牘播交屏風 片隻 一 片
- 一、原盤谷先生ニ贈ルト有リ 幅 一、熊谷直好和歌短尺 四天王寺之歌 一 幅
- 一、伊藤長胤平野ニ遊ブ之詩 幅
- 一、澤瀉形之馬印 平野郷舊領主土井大炊守所用 一本

### 第七 風 俗 附傳説

土地平低にして山なく清水に乏しき住民は、天然の樂を受くることなく、無味乾燥に流れ易くして人爲の低き一時の快樂に耽らんとするもの多きは遺憾なり。風俗一般に浮華にして、自我心強く、血氣の勇、一時的の元氣に富めども、眞の勇、持續的努力心弱く、勤儉の風を缺き賭事を好むもの多し。近來一年間の犯罪者約二百中、其八分までは賭博犯なりとす。義俠心に富むものはあれども



公共博愛の心乏しきが如し。

信仰 表面的には稍可なるが如きも、眞の信仰は疑はしきものなり。

遊藝 男子には謠曲尺八稍流行し、浪花節を好むもの甚だ多し。圍碁將棋は普通に行はる。以前は淨瑠璃も少しく行はれしが今は全くすたれたるが如し。女子の琴三味線は普通なり。

衣食住 衣は割合によきものを用ふ、質素なるもの少きが如し。食は間食多し。家は二階建漸次増加し、藁葺は殆んどなくなれり。(以前は藁葺多かりしが)

年中行事 正月には惠方詣をなすもの多し。節分には宮に參詣するもの多く、厄拂の御神樂あり。脩及鳥の毛の簪を多く賣る。鰯に豆蒔き。雛祭は上流にて行はる、菱餅を賣る。鎮火祭(冬祭にておひたきともいひ十一月二十三日なり)には男子三歳になれば紐落とて、よき帯を買ひ、之を付けて宮に詣する風習あり。十夜は大念佛寺にて説教あり、寺より粥を出す。念佛百萬邊あり、大なる數珠を繰る(十一月十四日)。端午には千巻を供へ、菖蒲湯に入り、且菖蒲を屋根に上げ(よもぎ梅檀と共に)、又之にて鉢巻をなす。盆踊は景氣のよき年に之をなす、櫓を設け、其上にて音頭を取る、其下に囃方あり、踊子はほゝかむりをなし其周圍を廻る。月見にはだんごいも(十三一ツ)萩にすゝきをも供ふ。寒食は一月十四日蒟蒻の田樂を食し、一夜寝ずして翌日は小正月なるを以て信貴に參詣するもの多し(夜不寝講ともいふ)。報恩講、寺々家々にて日は異なるもよく行ふ。宗祖に報恩す

るの意にして、兼て一種の集合的交際なり。寒行、寒中二週間位大念佛にて行ふ、末寺より出で來りたる者念佛を唱へて水風呂に入り、朝及晩は托鉢を以て素足にて念佛を唱へ町内を廻る。(節季は大抵一ヶ月毎なり二ヶ月の者も少しくあり。)

方言

ア	リ	マ	ス(オマス、アリマ)	イ	カ	ナ	イ(イキヤシヨラン)	イ	ラツシヤイマシタ(キトクナハツタ)					
キ	マ	ス	(イマ、キチヨル)	オ	バ	ア	サ	シ	テ	ク	ダ	サ	イ(シテオクンナハレ)	
ネ	エ	サ	ン(ネヤン)	ア	リ	マ	セ	ン	カ(オマヘンカ)	ニ	ギ	ヤ	カ	ナ(ニンニヤカナ)
ニ	イ	サ	ン(ニヤン)	小	サ	イ	(チツチヤイ)	マ	ダ	ラ	(マンダラ)			
オ	ヤ	イ	サン(オヤヤン)	デ	ス	カ	(ダツカ)	シ	ン	ル	イ	(イツケ)		
ス	ツ	カ	リ(ゴツキリ)	マ	ケ	マ	シ	タ	(マキヨツタ)					

俚諺

- (糸摺り、水車踏、臼引、からさから、草取以上の歌あり)
- 田植草取 ○親子三人、田の草取りに、笠のしぶきや涙やら。
- なくな、なげくな川ばたやなぎ、水ではなもなげきそな。
- 東山見りやなつかしござる、おさのなじみの音がする。
- 水 波 ○鐘さしもくさ流れてきたが、いまにこの川ごしよの川。

〔傳説〕 元和の役平野焼打の際家康軍敗れて大字野堂の會所(當時七大字にあつて高き建物なり、と



一こゝに備へられし茶釜は本町の舊家多治見久太郎氏之を藏すに隠る。末吉増重之を助く。功により其弟旗下に取立てられ、後末吉船を賜ひシヤムに使用し、貿易に従事し、國家の爲盡すこと多かりしといふ。増重後敗戦して河内金剛山に逃れ、依而同山を修理し、以後代々之が供進をなし、以て明治初年に及べり。又傳へ曰ふ家康軍破れ、樋尻の橋下に逃れ隠る、真田幸村追撃し來り怪みて橋上にて馬を嘶かしむ。家康の馬之に應ず。家康直に走りて逃げ南方に向ひ、辰巳池の葦中に入る。幸村等之を搜る、時に不思議にも葦の葉皆陸の方に向ふ。幸村等之を以て怪まず、家康こゝに於て助かりたり。現今も片葉の葦とて名高し。大阪の役豊臣方よりも平野末吉勘兵衛及其父藤右衛門を味方に入れんとして之を迎ふるも、遂に家康に味方したるなり。ために大阪方薄田隼人等入つて放火し、年寄數人を捕へて大阪城中に去る。其後真田幸村等家康を打たんとて、所謂平野焼打を行ふ、初め幸村、地藏堂にあり、家康の來るに及び、かまごを焚けば漸次火移りて地藏堂の下に行き、此處に地雷を敷設爆發の仕掛をなし、抵抗せずして逃る。家康來り堂内に入り、かまごを焚かしむ。かくて數時間の後火次第に堂下に至りて將さに地雷の爆發せんぞす。時に家康は運強くして小便を催し外に出づるや、忽ち轟然大爆發天地も碎けん計りなり。家康は傷を受けたるのみなりしが、此時近くの藪蔭にて幸村の兵一時にごつと関を上げ、家康の軍散々に敗れ走る。

### 第十六編 喜連村

#### 第一 地理

**位置及廣袤** 郡の東南端に位し、東は中河内郡長吉村に連り、西は東成郡南百濟村に、南は中河内郡瓜破村に接し、北は東成郡平野郷町に隣す。廣袤東西二十三町、南北九町、面積〇・一〇五七方里あり。地形長方形をなす。

**地勢** 本村土地高低は大體に於て東より西に傾斜し、中央以西は沼澤に富む。地味は第四紀層にして、土壤薄黑色を帯び肥沃にして稻たかきび及び桑茶の栽培に適す。

**區劃** 本村は町村制施行前の一村と現今の一村と同一區域なるを以て大字の制なし。小字田地名左の如し。

馬場口	自 五四番 至 一四番	東九後	自 一九七番 至 二二一番	岸本	自 一八一番 至 二四六番	土井の内	自 二七八番 至 三八八番
東中大道	自 四七八番 至 六〇四番	鎮平	自 七五五番 至 八七七番	於元	自 九八八番 至 一〇九〇番	西の川	自 一一四五番 至 一二一〇番
萬治	自 一二八八番 至 一三三三番	木の下の	自 一三八〇番 至 一四五四番	鉾田	自 一五〇七番 至 一五四八番	後藤	自 一六五一番 至 一七五八番



九<sup>ク</sup>後<sup>ゴ</sup> 至<sup>シテ</sup>自<sup>ヨリ</sup>九五五番 山<sup>ヤマ</sup>王<sup>オウ</sup> 至<sup>シテ</sup>自<sup>ヨリ</sup>一八〇番  
 中<sup>ナカ</sup>大<sup>ダイ</sup>道<sup>ドウ</sup> 至<sup>シテ</sup>自<sup>ヨリ</sup>七〇五番 松<sup>マツ</sup>本<sup>ホン</sup> 至<sup>シテ</sup>自<sup>ヨリ</sup>八七八番  
 梅<sup>ウメ</sup>の<sup>ノ</sup>木<sup>キ</sup> 至<sup>シテ</sup>自<sup>ヨリ</sup>一三三番 池<sup>イケ</sup>の<sup>ノ</sup>浦<sup>ウラ</sup> 至<sup>シテ</sup>自<sup>ヨリ</sup>一四五番  
 馬<sup>ウマ</sup>場<sup>バ</sup>先<sup>サキ</sup> 至<sup>シテ</sup>自<sup>ヨリ</sup>一九六番 喜<sup>キ</sup>連<sup>レン</sup> 至<sup>シテ</sup>自<sup>ヨリ</sup>二〇五番  
 戸<sup>コ</sup>口<sup>コ</sup> 本<sup>ホン</sup>村<sup>ムラ</sup>の<sup>ノ</sup>戸<sup>コ</sup>口<sup>コ</sup>は<sup>ハ</sup>左<sup>サ</sup>の<sup>ノ</sup>如<sup>ス</sup>し

喜連村戸口表 (一)

年 度	戸 数	本 籍 人 口	出 寄 留 者	入 寄 留 者	現 住 者
大正四年	三三〇	一〇〇五九	一一二九	二〇七	九〇七
同 五 年	三三〇	一〇〇八一	一一四七	一三二	九〇六
同 六 年	三二六	九〇九二	一一三八	二七九	八八七

喜連村戸口表 (二)

年 度	出 生		死 亡		婚 姻		離 婚
	男	女	男	女	普通	入 夫	
大正四年	二二	二二	三二	二六	一六	九	七五
同 五 年	三三	二一	三〇	二六	二二	四	七八
同 六 年	四四	二四	二四	二二	一七	五	六六

交 通

本村に於ける縣道は二條あり。軌道は通過する者なし。縣道は中高野街道古市街道なり。里道は兩縣道と人家との間を連絡するもの、及南百濟村中河内郡瓜破村に通するもの等數條ありと雖も、特に記するに足らず。

〔道路〕 中高野街道(縣道) 本村の中央を南北に通過し、字鎮平より馬場先に至る。村内の延長九町幅二間あり。

古市街道(縣道) 本村の東端中河内郡長吉村との境界を爲し、字喜連地より岸本に至る。村内の延長八町半幅二間あり。兩道とも平坦にして坂路なし。大阪市に來往する自轉車荷車の交通は比較的頻繁なれども、人馬の往來閑なり。

〔橋梁〕 府費支辨に屬する左の三橋の他に橋梁と目すべきものなし。三橋共に中高野街道に在り。架川の川名なし。

松山橋 上喜連民家の北端に在り。長さ六尺幅十六尺。元は板橋なりしが明治四十四年石橋に改修す  
 馬場先橋 上喜連人家の南端に在り。長さ六尺五寸幅十六尺。元は板橋なりしが明治四十三年石造に改修す。